

法政大学国際日本学サテライトシンポジウム

「海の蝦夷—小泉遺跡が語りかけるもの—」

日時 2003年8月16日（土）13：00～17：30

2003年8月17日（日） 9：00～11：45

会場 高田松原シーサイドキャピタルホテル1000

主催 法政大学国際日本学研究所

共催 陸前高田市・陸前高田市教育委員会・陸前高田市立博物館・蝦夷研究会

法政大学国際日本学サテライトシンポジウム
「海の蝦夷—小泉遺跡が語りかけるもの—」

【日 時】 2003年8月16日（土）13:00～17:30

17日（日） 9:00～11:45

【会 場】 ◎高田松原シーサイドキャピタルホテル1000（カメリアプラザホール）

○東京会場（シンポジウムの模様をインターネットを通じて同時配信）

法政大学92年館（大学院棟）301教室

第1日目 8月16日（土）

12:00	受付開始
13:00	開 会 開会挨拶 法政大学常務理事 平林 千牧 開催地挨拶 陸前高田市長 中里 長門 来賓紹介
13:20～13:45	趣旨説明 中野 栄夫（法政大学国際日本学研究所所長）
13:45～14:45	基調講演「山道の蝦夷と海道の蝦夷」 熊谷 公男（東北学院大学文学部教授） ～休憩～
15:00～15:40	報告①「小泉遺跡とその周辺」 佐藤 正彦（陸前高田市教育委員会）
15:40～16:20	報告②「小泉遺跡の墨書き土器について」 村木 志伸（東北芸術工科大学歴史遺産学科専任講師）
16:20～17:00	報告③「東北地方出土の「厨」銘墨書き土器について」 伊藤 博幸（水沢市埋蔵文化財調査センター副所長）
17:00～17:30	コメントおよび質問 <小休止>
18:30～20:00	交 流 会

第2日目 8月17日（日）

9:00～9:40	報告④「太平洋岸交流の世界」 八木 光則（盛岡市教育委員会）
9:40～10:20	報告⑤「奈良末・平安初期の気仙地方」 樋口 知志（岩手大学人文社会科学部助教授）
10:20～10:30	コメント ～休憩～
10:40～11:45	全体討論会 司会：中野 栄夫
11:45	閉 会

目 次

基調講演「山道の蝦夷と海道の蝦夷」	
熊谷 公男（東北学院大学文学部教授）	1
報 告 ①「小泉遺跡とその周辺」	
佐藤 正彦（陸前高田市教育委員会）	7
報 告 ②「小泉遺跡の墨書土器」	
村木 志伸（東北芸術工科大学歴史遺産学科専任講師）	37
報 告 ③「東北地方における「厨」銘墨書土器出土遺跡について」	
伊藤 博幸（水沢市埋蔵文化財調査センター副所長）	49
報 告 ④「太平洋岸交流・交易の世界」	
八木 光則（盛岡市教育委員会）	65
報 告 ⑤「奈良末・平安初期の気仙地方」	
樋口 知志（岩手大学人文社会科学部助教授）	79
陸前高田市 小泉遺跡出土文字資料	89

山道の蝦夷と海道の蝦夷

東北学院大学文学部
熊谷 公男

山道の蝦夷と海道の蝦夷

東北学院大学文学部
熊谷 公男

1. 蝦夷とは何か

蝦夷（エミシ）とは何か、という問題に関しては、江戸時代以来支配的であった蝦夷アイヌ説（異民族説）と戦後優勢となる蝦夷非アイヌ説（辺民説）の二つの相反する見解があった。しかし、現在では、双方の説とも一面の真理はあるものの、正確とはいえないことが明らかになっている。両説の問題点を簡単に列挙すると、蝦夷アイヌ説については、(a)アイヌ文化の成立は13世紀以降のことであって、古代にはアイヌ民族がまだ形成されていなかったこと、(b)蝦夷は稻作農耕や馬飼などの南方の倭人文化を大幅に受け入れていたこと、(c)古代国家の主張が盛り込まれた文献史料に対する批判が十分でないこと、などがあげられる。一方、蝦夷非アイヌ説については、(a)－ナイ、－ペツなどのアイヌ語系地名が東北地方北部に多数残存することや蝦夷の訳語（通訳）の存在などから、蝦夷の話していた言語はアイヌ語の系統に属すると考えられること、(b)考古学的見知から東北北部には続縄文・擦文化などの北方文化と共通する文化要素も存在していたこと、(c)文献史料の蝦夷の風俗・習慣に関する記述をすべて否定することは無理であること、などがあげられる。

そもそも蝦夷（エミシ）とは、古代東北・北海道の住民がみずからをよんだ呼称ではなく、古代国家が列島の東北方に住む「王化」にしたがわない人々とを異質で野蛮な民とみなし、一括して「蝦夷」と名づけたのである。「蝦夷」観念の成立時期は6世紀ごろで、その時点で国造制が施行されていた外側の人々を一括してそよび、朝貢制的な支配を設定していくと考えられる。新潟平野－米沢盆地－仙台平野を結ぶ線よりも北の地域の住民が「蝦夷」とよばれたと考えられ、北海道（渡嶋ワタリマ）も含まれていた。

したがって蝦夷とは実体的な種族名や民族名とは次元を異にする概念であって、多様な生活形態の人々が含まれていた。古代国家が「蝦夷」観念を設定したのは、第1にかれらを支配下において僻遠の地の「化外の民」をしたがえた「小帝国」であることを内外にわたくってアピールすることであり、第2に蝦夷をことさらに野蛮視、異族視することによって、古代国家によるその支配を正当化しようとするにあった。

「蝦夷」とよばれた人々はおおむね南北両系統の文化を合わせもっていたが、両者の比重は地域によってかなり異なっていたとみられるし、しかも不斷の文化交流のなかでその文化内容は時期によって変化していった。居住域の南部（現宮城・山形県域・新潟県北部）はほぼ古墳文化圏に含まれ、基本的に東国と同質であるが、北海道の蝦夷（渡嶋蝦夷）は続縄文文化・擦文化など北方文化の担い手であった。両者の中間領域である青森・岩手・秋田県域の蝦夷は、基本的には続縄文人の子孫であり、当初は北方系の文化を濃厚に保持していたが、急速に土師器、須恵器、鉄器、カマドを付設した隅丸方形の竪穴住居、稻作、馬飼などの南方の倭人文化を受け入れていった。蝦夷は、こうして物質文化においては大幅に倭人文化を受容してみずから生活形態を変革していくが、墓制に示されるような精神文化の面では続縄文文化の伝統をのちまで保持し、続縄文文化の系譜をひく狩猟・漁撈も一定の重要性をもちづけたと考えられる。このように蝦夷の実態は予想以上に複雑であり、現在では「蝦夷はアイヌか、それとも倭人か」といった二者択一の議論は成

り立ち得ないことが明らかになっている。

2. 蝦夷社会と王権による蝦夷支配

蝦夷社会では政治的な統合が未発達で、族長に率いられた小規模な「村」が基礎単位となっていました。それが相互に結びついたネットワークが形成され、それを媒介として交易や情報の伝達がおこなわれていた。基礎単位である「村」は郡程度の規模のゆるやかな連合を形成していたが、中央政府との対立が先鋭化して武力衝突が起こると、さらに広範な蝦夷集団が同盟を結んで共同して政府軍と戦った。

王権による蝦夷支配は、6世紀代に蝦夷集団を個別に服属・朝貢させることからはじまるが、大化改新以降はそれに加えて蝦夷との境界領域に城柵を設置し、東国などから柵戸とよばれる移民を計画的に移配することによって領域支配の拡大策が組織的に行われる。これに対して蝦夷はしばしば反乱を起こして抵抗した。奈良時代初期には断続的に蝦夷の反乱が起こるが、その後しばらくは目立った反乱もなく、蝦夷支配は比較的安定する。しかし宝亀5(774)年に海道の蝦夷が反乱を起こし桃生城を襲撃すると、陸奥の海道・山道、出羽の山北地方などの蝦夷が広範に連合して頑強に抵抗するが、延暦20(801)年の征夷大將軍坂上田村麻呂の征討で大勢が決し、胆沢城・志波城が築かれて山道地域が制圧される。征夷も弘仁2年(811)の文室綿麻呂による爾薩体・幣伊2村の征討を最後に終結する(38年戦争)。

3. 山道と海道

宮城県北部から岩手県にかけての陸奥の蝦夷は山道の蝦夷と海道の蝦夷に2分されていたが、この類別のものになっていたのが山道と海道という二つの交通路である。

天平9年(737)、大野東人の建言により陸奥国から男勝村(横手盆地)を経由して秋田の出羽柵にいたる道路を新たに建設することになった。男勝村など蝦夷の居住地を通過するために、あらかじめそれらの地域を制圧する必要があり、坂東諸国から1000人の騎兵が動員された。それを知った陸奥国の山海両道の蝦夷に動搖がひろがったので、「田夷」で遠田郡領の遠田君雄人を海道に、「帰服の狄」の和我君(ワカノミ)計安里(ケリイ)を山道に派遣して「鎮撫」させたという。ここに山道と海道の二つの交通路がみえる。山道に派遣された和我君計安里は和我地方(のちの和賀郡、岩手県北上市周辺)の豪族とみられ、遠田君雄人は遠田郡(宮城県小牛田町周辺)の郡司であるが、「鎮撫」の実をあげるためにそれぞれの道沿いの蝦夷が使者となったと解されるので、山道は和我地方、海道は遠田郡を通っていたとみてよい。このことから、山道は都から陸奥国にいたる東山道のうちの黒川郡以北の部分をさし、海道とは大崎地方、おそらくは東山道の玉造駅(宮城県古川市西部)から東に分かれ、北上川下流域の牡鹿地域、さらには三陸沿岸方面に通じていたとみられる。この点はさらにつぎに掲げる山道・海道の諸郡の記載順序からも裏づけられる。

『延喜式』民部式上には、陸奥国の管郡がつぎのような順序で掲げられている。

a)白河 磐渦 会津 耶麻 安積 安達 信夫 b)刈田 柴田 名取 c)菊多磐城 標
葉 行方 宇多 伊具 曰理 d)宮城 e)黒川 賀美 色麻 玉造 志太 栗原 f)
磐井 江刺 胆沢 g)長岡 新田 小田 遠田 登米 桃生 気仙 h)牡鹿

平川南氏はこれを、a)旧石背国(福島県中通り)、b)宮城県南部、c)旧石城国(福島県

浜通り)、d)国府、e)山道(宮城県北部)、f)胆沢之地、g)海道(宮城県北部)の7つの行政ブロックに区分している。郡の順序が交通路の道筋に沿って配列されていたとみられることは平川氏の指摘のとおりと思われる。ただし山道は北上川中流域にまでびていから、ここでは e)と f)を一括して山道諸郡と考えておく。そこで山道に属する郡としては、上の『延喜式』所載の黒川・賀美・色麻・玉造・志太・栗原・磐井・江刺・胆沢の9郡に、弘仁2年(811)に設置された和我・磧縫(ヒキヌイ)・斯波(スワ)の3郡をくわえた12郡とみておきたい。また g)の海道諸郡が長岡郡(古川市東部)を先頭においていることから、海道はこの付近で東山道から分かれて北上川下流域に向かい、桃生郡をへて気仙郡方面に通じていたとみられる。牡鹿郡が最後になっているのは、桃生郡からさらに支線道路が分かれていたのであろう。

4. 山道の蝦夷と海道の蝦夷

山道の蝦夷とは山道沿いの蝦夷集團の総称である。神護景雲元年(767)に造営された伊治城(宮城県塗館町)が山道の蝦夷に備えた城柵とみられるので、山道の蝦夷とはほぼ伊治城以北の山道沿いの蝦夷集團の総称であったとみられる。主要なものとしては伊治・胆沢・和我・志波などの蝦夷があげられるが、なかでももっとも有力であったのが胆沢の蝦夷であった。胆沢地域は、最北の前方後円墳である角塚(カガタカ)古墳や近年発見された大規模集落遺跡である中半入(ナハシニク)遺跡などによって示されるように、東北北部では古墳時代以来、卓越した存在であった。

天平9年(737)の陸奥出羽連絡路建設に際して和我君計安里が山道に派遣されているが、彼は「君」のカバネ(姓)を有していた。『続日本紀』和銅3年(710)4月辛丑条に「陸奥の蝦夷等、君の姓を賜わり福戸を同じくせんことを請う。之を許す」にあるように、君のカバネは律令国家から授けられたものである。38年戦争で頑強に中央政府軍に抵抗した阿豆流為と母礼も、それぞれ大墓公と盤具公という公姓(天平宝字3年(759)に「君」のカバネを「公」と改めた)をもっていたから、38年戦争勃発以前に律令国家に服属して君(公)姓を授かっていたとみられる。これらに和我君計安里の例などを考え合わせると、おそらく8世紀前半までに山道の蝦夷の多くは律令国家に服属して朝貢関係を結んでいたとみられる。

しかし38年戦争が勃発すると、岩手県域の山道の蝦夷の大半はそれまでの朝貢関係を破棄し、律令国家との武力抗争に立ち上がる。そして阿豆流為や母礼を中心広汎な地域の蝦夷集團が連合して戦い、中央政府軍を苦しめるのである。

一方、海道の蝦夷とは、天平宝字4年(760)に造営された桃生城(宮城県河北町)が海道の蝦夷にそなえた城柵とみられるので、登米・桃生地域から三陸沿岸方面にかけての蝦夷集團をさすと思われる。有力な蝦夷としては、遠山村や閑村などの蝦夷があげられる。

靈亀元年(715)、蝦夷須賀君古麻比留らは、先祖以来、毎年、陸奥の国府に昆布を貢献してきたが、国府から遠く隔たっており往還が大変なので、閑村に郡家(郡の役所)を建ててそこに納めるようにしたいと願い出て許可されている(『続日本紀』靈亀元年10月丁丑条)。この閑村とは、のちの幣伊村、幣伊(閉伊)郡のこと、現在の岩手県中・北部の太平洋岸の地域に相当するとみられる。この地域の蝦夷が8世紀初頭の時点で須賀君という姓を保有しており、しかも先祖以来、国府に昆布を貢納してきたというのであるから、

この地域の蝦夷集團にはすでに7世紀代に中央政府に服属し、朝貢關係を結んでいたもののが存在したことになる。おそらく8世紀前半の段階で、中央政府に服属し、朝貢關係を結んでいた蝦夷集團が海道地域にもかなり存在したとみてよいと思われる。

閑村の蝦夷の貢納品が昆布であることは、海道の蝦夷の生業で漁撈や貝類・海草類の採集など、海に程を求める生業が大きなウエイトを占めていたことを推測させる。また、海産物の貢納の便宜のために郡家を設置するというあり方は、小泉遺跡の性格を考えるうえで示唆的であると思われる。

海道の蝦夷も律令國家の蝦夷支配に抗して反乱を起こすことがしばしばあった。なかでも神亀元年(724)と宝亀五年(774)の反乱は、蜂起の主体が海道の蝦夷であったことが国史に明記されている。

海道の蝦夷が桃生城を襲撃した2カ月余のちの宝亀5年10月に、按察使大伴駿河麻呂らは蝦夷の根拠地であった陸奥國の遠山村を急襲し、戦果をあげた。『続日本紀』によれば、「陸奥國遠山村は、地これ陰阻(ケンリ)にして夷俘(イフ)の憑(ミ)る所なり。歴代の諸將、嘗(カタマリ)て進討せず。而(シカ)るに按察使(アセチ)大伴宿禰駿河麻呂ら、直(タケチ)に進みてこれを撃ち、その巣穴を覆(ケカガエ)す。遂に窮寇(キヨカウ)をして奔亡(ホンボウ)せしめ、降る者相望ましむ」とあり(『続日本紀』宝亀5年10月庚午条)、遠山村は蝦夷の重要拠点であったことが察せられるが、トオヤマートヨマという音の類似から現在の宮城県登米(トヨマ)町に比定されている。登米は海道に属するから、遠山村の蝦夷は、海道の蝦夷の有力な集團の一つであったとみてよいであろう。

その後、宝亀8年(777)ごろまでは、律令国家は山道・海道双方の蝦夷に攻撃を加えているが、宝亀11年(780)になると「海道は漸(ツブリ)遠くして、來り犯すに便無し。山賊は居近くして、隙(スキ)を伺(ウカガ)」いて來り犯す。遂に伐櫟(ケハラ)わづば、その勢更に強けん。覺盤(ケハラ)城を造りて胆沢の地を得べし」という勅が出されていて(『続日本紀』宝亀十一年二月丁酉条)、このころには海道の蝦夷の中心拠点はかなり遠方に移っており(三陸方面か)、その攻撃も下火になっていたことがうかがわれる。海道の蝦夷の主力は、おそらくこのころまでにはほぼ制圧されたのである。これ以降、中央政府の攻撃は、もっぱら山道の蝦夷の中心勢力である胆沢の蝦夷に向けられることになるのである。

38年戦争も終わりに近づいた弘仁元年(810)の冬、渡鷲(ワリシマ)の蝦夷200人余が陸奥國氣仙郡に来着するということがあった(『日本後紀』弘仁元年10月甲午条)。これが氣仙郡の初見史料である。氣仙郡の建郡時期は不明であるが、おそらく胆沢地城が制圧される延暦20年(801)までに海道の都として新たにおかれたのである。

おわりに

海道の蝦夷と山道の蝦夷は、陸奥の蝦夷の2大勢力であったが、その生業はかなり異なっていたとみられる。山道の蝦夷が稚作農耕を基盤としながらも、馬飼や伝統的な狩猟にも一定の比重をおいていたとみられるのに対し、海道の蝦夷は、稚作農耕ももちろん行っていたが、それに加えて漁撈や採集がかなりのウエイトを占めていたのではないかと推測される。また両方の蝦夷とも北方交易をさかんに行っていたとみられる。とくに海道の蝦夷に関しては文献史料が非常にとほしいので、今後の考古学的な調査・研究の進展に期待したい。

《参考文献》

- 阿部 義平『蝦夷（えみし）と倭人』〈シリーズ日本史の中の考古学〉（青木書店、1999年）
- 今泉 隆雄「律令国家と蝦夷」（『宮城県の歴史』〈県史4〉、山川出版社、1999年）
- 工藤 雅樹『古代蝦夷の考古学』（吉川弘文館、1998年）
- 熊谷 公男「北と南のはざまで」（大石直正・難波信雄編『平泉と奥州道中』〈街道の日本史7〉吉川弘文館、2003年）
- 平川 南 「律令制下の多賀城」（『多賀城跡 政府跡』本文編、宮城県多賀城跡調査研究所、1982年）

東北古代史略年表

年(西暦)	東北関係の出来事	日本の主な出来事
大化元(645) 大化3(647) 大化4(648) 育明4(658) 持統8(694) 大宝元(701) 和銅元(708) 和銅2(709) 和銅3(710) 和銅5(712) 神亀元(715) 養老2(718) 養老4(720) 神亀元(724) 神亀元(724) 天平5(733) 天平9(737) 天平宝元(749) 天平宝4(752)	渟足橋を造る。 磐舟橋を造る。 阿倍比羅夫が本州北部・北海道に遠征を行う(~660) 越後国に出羽郡を建置する。 出羽の蝦夷、反乱を起こす。 出羽国建置。 蝦夷須賀君古麻比留ら、閑村に郡家を建てたいと請い、許される。 石城・石背両国を陸奥国から分置する。(724ごろ廢止)	大化革新 藤原京遷都 大宝律令制定 平城京遷都
天平宝4(760) 天平宝6(762) 神寶元(767) 宝亀5(774) 宝亀11(780) 延暦3(784) 延暦8(789) 延暦13(794) 延暦20(801) 延暦21(802) 延暦22(803) 延暦24(805)	桃生城・雄勝城を造る。 藤原朝彌・多賀城を修造する(多賀城碑)。 伊治城を造る。 海道の蝦夷反乱を起こし、桃生城を焼き討ちする(38年戦争勃発)。 伊治公哲麻呂反乱を起こし、按察使らを殺して多賀城を焼き討ちする。 征討軍・蝦夷の族長アテルイと戦い、大敗する。 征夷大將軍大伴弟麻呂・副將軍坂上田村麻呂ら、蝦夷征討を行い、戰果をあげる。 征夷大將軍坂上田村麻呂ら、蝦夷征討を行い、胆沢地域の制圧に成功する。 胆沢城を造る。 志波城を造る。 參議藤原緒嗣と參議菅野真道が殿上で天下の徳政を相論し、桓武天皇は諸嗣の意見に賛同して征夷と造都の中止を決定する。	東大寺大仏の開眼供養
弘仁元(810) 弘仁2(811) 弘仁2(811) 弘仁3(812) 承和3(836)～ 齊衡2(855) 元慶2(878) 永承6(1051) 永保3(1083)	渡嶋の狹200余人が陸奥国氣仙郡に来着し、翌春までの滞在を許される。 陸奥国に和我・蘿縫・斯波の3郡を置く。 征夷將軍文室綿麻呂ら、爾薩体・幣伊2村の蝦夷を討つ(38年戦争終結)。 徳丹城を造る。 このころ、陸奥国奥郡(北上川中流域)周辺で俘囚の騒乱が相つぐ。 秋田城下の俘囚反乱を起こし、秋田城を焼き討ちする(元慶の乱)。 前九年合戦始まる(~62) 後三年合戦始まる(~87)	長岡京遷都 平安京遷都

小泉遺跡とその周辺

陸前高田市教育委員会
佐藤 正彦

小泉遺跡とその周辺

陸前高田市教育委員会
佐藤 正彦

1 はじめに

東北の太平洋沿岸における蝦夷対策の歴史観を大きく改変する可能性のある小泉遺跡は、ごく最近、その重要性が指摘されたに過ぎず、資料不足等相まって、今までに、研究が始まろうとしている段階である。

小泉遺跡の記念すべき発見は、昭和 55 年に遡る。当時、小泉地区の水田の圃場整備により水路が作られ、地表より 25 cm~40 cm の水路の断面より水に洗われ多量の土師器・須恵器が出土した。この遺跡の第一発見者は、高田町字法量在住の岡田安夫・敦子親子である。当時小学生であった岡田敦子さんが毎日水路中より土師器・須恵器を採集し、昭和 55 年 4 月 15 日に、陸前高田市立博物館にその資料を持ち込んだ。その中に墨書き器が含まれていたことから、小泉遺跡の重要性が周知されるに至った。ついで、4 月 20 日、佐藤が現地調査を行い、遺物を採集したが、水田の圃場整備は既に完了している状況であり、地表下 25 cm~40 cm の箇所に遺物包含層があることから、水田の耕作により破壊される可能性が少ないと判断した。よって、水路中に現れた遺物の採集を岡田親子依頼し、博物館としては時々現地を確認する程度に留め、特に発掘調査は実施しなかった。なお、水路は同年のうちに、土砂の流入により、埋没してしまい遺物の採集は困難な状況になった。

平成 10 年 2 月、市建設課より市道中長砂荒沢線の改良工事に伴い、埋没した水路付近に歩道を新設する旨の計画が持ち出され、平成 11 年 4 月 28 日付けで、文化財保護法 57 条の第 1 項により「市道中長砂荒沢線改良舗装工事の実施に伴う埋蔵文化財発掘の通知について」が市教育委員会に提出された。市教育委員会では、同年 5 月 7 日付け陸高教社第 27 号で、「埋蔵文化財発掘の通知」を文化庁に進達し、同年 5 月 27 日付け教文第 7-28 号で、発掘調査の指示の回答がなされた。そのため、平成 11 年 11 月 16 日~22 日まで発掘調査を実施し、墨書き器を含め 57 cm×38.5 cm×13 cm のコンテナで 19 箱の土師器・須恵器を得た。その後、出土資料の整理がなされ、資料の中に「厨」等の墨書き器が含まれていたことにより、小泉遺跡の重要性が再認識され、今回のシンポジウムに至った訳であるが、遺跡の全容については依然不明のままであり、いずれ時期をみて、その解明にあたりたい。

なお、出土した資料の整理にあたっては、法政大学の中野栄夫氏や盛岡市中央公民館八木光則氏・水沢市埋蔵文化財調査センター伊藤博幸氏・水沢市教育委員会高橋千晶氏・岩手大学樋口知志氏・東北芸術工科大学村木志伸氏ほか多くの方々の協力を得た。ここに記して感謝申し上げる次第である。

2 小泉遺跡と周辺の遺跡（第 1 図・第 1 表）

陸前高田市には、消滅したものを含め 220ヶ所を超える遺跡があり、小泉遺跡の所在する高田町と隣接する米崎町では、縄文時代の遺跡を含め計 57ヶ所の遺跡が確認されている。

これらの遺跡は、氷上山より南に延びる丘陵上の標高約 100m 以下の地点に立地しており、現在、市街地のある高田平野のような低地帯には、小泉遺跡を除くとほとんど遺跡の立地は見られない。

小泉遺跡の周辺には、前述した 57 遺跡のうち、古代の遺跡として 17 遺跡が知られている。（第 1 図 26~36、41~47）このうち、これまで発掘調査の行われた遺跡は、小泉遺跡の西側約 1 km の地点にある貝貝塚(27)のみである。貝貝塚からは、9 世紀から 10 世紀にかけての集落の跡が見つかっている。なお、市内における、古代の遺跡の発掘例は後述のとおり 5 遺跡のみである。

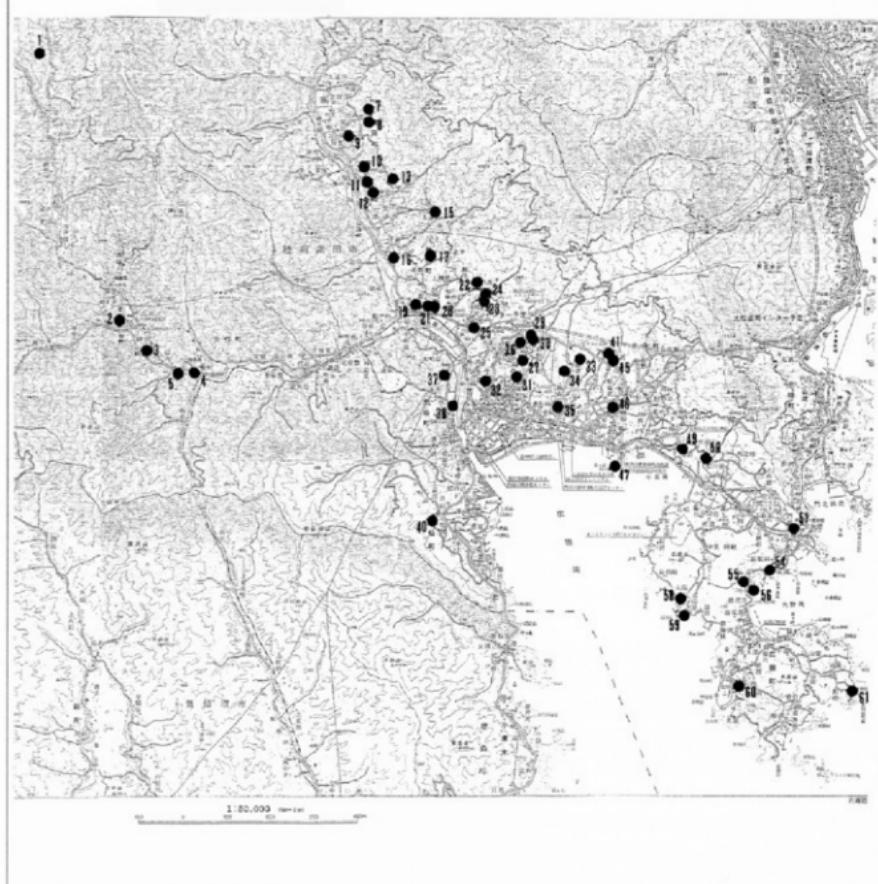
陸前高田市における奈良・平安時代の遺跡の立地を考える上で、氷上山を中心とした金山との関連を考えるのは重要なことと思われる。氷上山には衣太手神社・登奈孝志神社・理訓許段神社の延喜式内三

社が鎮座し、高田町西和野には、その仮宮である氷上神社があり、氷上神社を中心に本市が開けてきたことが推測できる。また、前九年の役に登場する金一族についても、未だその本拠地は不明であるが、氷上山等の金山の支配権をもとに、その勢力基盤を維持してきたものと思われ、氷上山麓における奈良・平安時代の集落の変遷は本市の成り立ちを考える上で重要である。

また、豊富な海産物を基にした交易も忘れてはなるまい。天然ガキを盛んに捕っていた古代の貝塚の館貝塚(47)、時期不明ではあるが干しアワビの生産地と思われる岩倉貝塚(広田町)、古代の製塩遺跡である大陽崎遺跡(59)等、海岸ならではの遺跡が市内に立地する。

「厨」と書かれた墨書き器の出土は、蝦夷対策を目的とした官衙の存在の可能性を秘めているだけではなく、金や海産物等の流通の拠点としての可能性を示唆していると思われ、今後は、小泉遺跡本体の解明と共に、周辺遺跡の詳細についての把握が必要であろう。

第1図 陸前高田市内における奈良・平安時代の遺跡分布図



第1表 陸前高田市内における奈良・平安時代の遺跡一覧

No	遺跡名	所在地	遺跡コード	遺構・遺物	備考
1	祝洞口古墳	矢作町字の場	NF34-2214	人骨	女性 20~30代
2	愛宕下遺跡	" 字二又	NF55-2025	土師器・藤手刀	=煙中遺跡
3	山崎I遺跡	" 字山崎	NF65-0120	土師器	=山崎遺跡、昭和58調査
4	梅木遺跡	" 字梅木	NF65-0250	土師器・須恵器	
5	女神洞穴遺跡	" 字信内	NF65-0158	土師器・銛頭	
6	八戸沢遺跡	横田町字志田実	NF46-0125	土師器	
7	釘の子I遺跡	" 字釘の子	NF46-0158	土師器・須恵器	
8	釘の子II遺跡	" 字釘の子	NF46-0177	土師器	
9	釘の子IV遺跡	" 字釘の子	NF46-184	堅穴住居1	=百目木遺跡、昭和57調査
10	長徳寺遺跡	" 字三日市	NF46-1189	土師器	
11	友沼III遺跡	" 字友沼	NF46-2118	堅穴住居	平成元年調査
12	西宿遺跡	" 字西宿	NF46-2240	土師器	
13	山田遺跡	" 字西宿	NF46-2214	土師器・須恵器	
14	沼田角地遺跡	" 字沼沢		須恵器	地名表未記載
15	上塙I遺跡	竹駒町字上塙	NF56-0304	土師器	
16	下塙II遺跡	" 字下塙	NF56-0285	土師器・須恵器	
17	新田遺跡	" 字新田	NF56-0395	土師器・須恵器	
18	矢崎遺跡	" 字館		土師器	地名表未記載
19	軍見洞遺跡	" 字館	NF56-2311	土師器・青銅製鍋	
20	細根沢遺跡	" 字細根沢	NF56-2315	土師器・須恵器	
21	細根沢石塚	" 字細根沢	NF56-2314	土師器	
22	坊寺遺跡	" 字坊寺	NF57-1067	土師器・須恵器	
23	滝の里I遺跡	" 字滝の里	NF57-1087	土師器・須恵器	
24	滝の里II遺跡	" 字滝の里	NF57-1077	土師器	
25	相川I遺跡	" 字相川	NF57-2045	土師・須恵・堅穴	
26	小森前遺跡	高田町字西和野	NF57-2197	須恵器	
27	貝畑貝塚	" 字下和野	NF67-0147	堅穴住居	
28	中和野遺跡	" 字中和野		土師器	
29	西和野III遺跡	" 字西和野	NF57-2260	土師器	
30	西和野II遺跡	" 字西和野	NF57-2189	土師器	
31	西和野遺跡	" 字西和野	NF67-0155	土師器・須恵器	
32	西館遺跡	" 字大石	NF67-0089	土師器・須恵器	
33	豆の通遺跡	" 字荒沢	NF67-0239	土師器・須恵器	
34	山苗代遺跡	" 字山苗代	NF67-0258	土師器・須恵器	
35	小泉遺跡	" 字法量		土師器・須恵器	
36	疊石遺跡	" 字大石		土師器	地名表未記載
37	神崎遺跡	気仙町字神崎	NF66-0368	土師器	
38	中ヶ谷遺跡	" 字今泉		土師器	地名表未記載

39	入口沢遺跡	気仙町字神崎		土師器	地名表未記載
40	牧田貝塚	〃字牧田	NF76-1315	土師器	
41	野沢Ⅰ遺跡	米崎町字野沢	NF67-0328	土師器	
42	野沢遺跡	〃字野沢		土師器・須恵器	地名表未記載
43	清水遺跡	〃字糠塚沢		土師器・須恵器	地名表未記載
44	高畠山遺跡	〃字糠塚沢		土師器・須恵器	地名表未記載
45	西の沢遺跡	〃字糠塚沢	NF67-0359	土師器・須恵器	地名表未記載
46	川崎遺跡	〃字川崎		土師器	
47	館貝塚	〃字館	NF67-2379	土師器・須恵器	
48	茗荷遺跡	小友町字茗荷		須恵器	地名表未記載
49	岩井沢Ⅱ遺跡	〃字岩井沢	NF68-2230	須恵器・藤手刀	
50	松山Ⅱ遺跡	〃字松山前	NF68-2270	土師器・須恵器	
51	谷地館跡遺跡	〃字谷地館	NF79-1020	土師器	
52	梅の木遺跡	〃字塙谷		須恵器	地名表未記載
53	久保貝塚		NF65	須恵器	=煩尻貝塚
54	小長洞遺跡	広田町字長洞	NF78-2315	土師器	
55	袖野Ⅰ遺跡	〃字袖野	NF78-2239	土師器	
56	小屋敷遺跡	〃字小屋敷	NF78-2361	土師器	
57	平畑Ⅰ	〃字平畑		土師器	地名表未記載
58	大陽貝塚	〃字大陽	NF78-2194	土師器	
59	大陽里遺跡	〃字大陽里	NF88-0125	製塩土器	
60	中沢浜貝塚	〃字中沢	NF88-1298	土師器・須恵器	
61	黒崎遺跡	〃字黒崎	NF89-2104	土師器	

* 備考において地名表未記載とあるものは岩手県遺跡台帳に未記載のもので、「遺跡を尋ねて」「気仙の遺跡Ⅱ」に記載されているが、遺跡の位置が不明のものである。なお、「遺跡を尋ねて」は陸前高田市出身の及川千代松氏によって著された気仙地区の遺跡地名表で、「気仙の遺跡Ⅱ」は及川氏採集の資料のうち陸前高田市・住田町分を紹介したものである。

・「遺跡を尋ねて」及川千代松 昭和37年1月 大船渡市教育委員会 社教シリーズ第13集
・「気仙の遺跡 II 一陸前高田市・住田町の各遺跡出土品一」 平成11年3月 大船渡市立博物館

3 陸前高田市における土師器の時代（第2表、写真1）

陸前高田市の土師器の変遷は、細谷英男氏によって「陸前高田市史 第2巻 地質・考古編 平成6年」(p.269~272)に詳しく述べられている。以下、市史より転載する。なお、転載について快諾を頂いた氏に心より感謝申し上げる次第である。

「気仙地方で最も古い土師器といわれるものに二重口縁の小型壺がある。壺は器厚が薄く、内外面とも色調は朱色を呈する精製土器で、塩釜式に属する古式土師器であるが、出土地が明らかとなっておらず惜しまれる。(写真1-1)

この小型壺に続く古手の土師器は、陸前高田市立第一中学校の校庭南側の壁から出土したといわれる片口壺がある。ほぼ完形のこの壺は、口縁部が直線的に「ハ」の字状に開き肩部に一段をもつ丸底の壺である。時期的には栗開式に属している。また、片口はこの時期にのみ見られる特異な土器といわれている。(写真1-2)

この片口壺の土器に後続するのが、高田町小泉遺跡から出土した一群の土師器である。・・・中略・・・

出土した土師器は壺を主体とし、なかには、八世紀中葉から後半にかけての国分寺下層式に相当するやや古い型のものも含まれていた。これらの壺は、ロクロ未使用で内面は黒色処理されている。また、全般にやや小型で体部中央付近に一本の沈線をめぐらしているのが特色といえる。(写真1-3)・・・中略・・・

次に、市内で土師器の遺跡数が多くなるのは、表杉ノ入式期に相当するもので、発見された遺跡は九遺跡を数え、この時期に急速に集落が増えたようである。

横田町友沼遺跡は、ちょうどこの表杉ノ入式の土師器を伴う遺跡で調査の結果、六棟の竪穴住居跡を検出している。住居跡からは土師器の壺、甕を主体とした遺物が発見されている。壺はすべてロクロを使用し、底部の切り離しは回転糸切法を採用していた。また、内面の処理は丹念にヘラミガキをし、さらに黒色処理をした一群と、ミガキをせず黒色処理したもの、そしてミガキも黒色処理もしない群に分けられそうである。住居跡に伴う土師器は、一般に黒色処理されたものの方がやや優勢である。

高台付の壺には、ロクロ使用のものと未使用の両方があり各1点ずつ出土している。

甕は一般に小型で、内外面をヘラケズリしたもので占められ、ロクロ使用のおの三点認められている。・・・中略・・・

貝畠貝塚からは、いずれもロクロ使用した土師器が出土しており、ほぼ九世紀から十世紀ごろの比較的新しい時期の遺跡であることが分かった。」

以上が陸前高田市における土師器の時代の概要であるが、発掘調査によって土師器の伴う遺構が発見された遺跡は、釣の子IV遺跡・友沼III遺跡・貝畠貝塚・袖野貝塚・中沢浜貝塚の5遺跡で、中沢浜貝塚以外の遺跡からは竪穴住居が発見されているが、調査例が乏しく、詳細についての調査は今後の課題である。なお、須恵器については出土例に乏しく割愛する。

写真1 陸前高田市出土の土師器



写1-1 古墳時代・壺形土器



写1-2 土師器 広口壺(有段)
(高田第一中学校グランド出土)



写1-3 土師器 壺
(高田町小泉遺跡出土)



写1-4 土師器 壺
(高田町貝畠貝塚出土)

第2表 土師器編年表

時 期	東北地方の形式	岩 手 県		氣 仙 地 方
		期 群	主な遺跡	
5世紀(前半)	塩釜式	I - 1群	水沢市高山遺跡 水沢市西大畑遺跡 盛岡市永福寺裏山遺跡	
5世紀(後半)	南小泉式	I - 2群	江釣子村猫谷地遺跡	
6世紀	引田式 (南小泉式～引田式)	I - 3群	水沢市西大畑遺跡 水沢市面塙遺跡 水沢市膳性遺跡	
7世紀後半～ 8世紀初頭	栗園式	II - 1群	水沢市今泉遺跡 金ヶ崎町上耕田遺跡 二戸市堀野遺跡 二戸市上田面遺跡 野田村上明内遺跡 水沢市膳性遺跡 水沢市玉貴遺跡 江釣子村猫谷地遺跡	陸前高田市立第一中学校 遺跡(方口庵)
8世紀中～ 後半	国分寺下層式	II - 2群	水沢市石田遺跡 都南村百日本遺跡 岩手町仙波堤遺跡 岩手町今松遺跡 二戸市長瀬B遺跡 二戸市中曾根II遺跡 一戸町北館A遺跡 一戸町上野D遺跡 久慈市山屋敷遺跡 久慈市上新山遺跡 宮古市鷦鷯遺跡	陸前高田市小泉遺跡 大船渡市清水貝塚
9世紀前半～ 後半	国分寺上層式	III - 1群	江刺市宮地遺跡 江刺市力石遺跡 胆沢城 紫波城 古館駅前遺跡 杉ノ上II遺跡	
9世紀～ 10世紀	表杉入式	III - 2群	江刺市落合II遺跡 江刺市鴻ノ巣館遺跡 北上市相去遺跡 都南村下羽場遺跡 一戸町田中4遺跡 一戸町北館B遺跡 二戸市火行塙遺跡 二戸市中曾根II遺跡	陸前高田市釣の子IV遺跡 〃 友沼III遺跡 〃 西宿遺跡 〃 中沢浜貝塚 〃 神崎遺跡 〃 貝細貝塚 〃 小泉遺跡 〃 川内遺跡

第2表 土師器編年表

9世紀～ 10世紀	表杉入式	III-2群	松尾村野畠遺跡 松尾村長と屋敷遺跡 安代町扇畑遺跡 野田村中平遺跡 宮古市赤前遺跡	山崎遺跡 大船渡市名高根遺跡
11世紀	表杉入式～ 国分寺式C類	IV群	江刺市丸II遺跡 江刺市力石遺跡 金ヶ崎町鳥海B遺跡 西根遺跡 安代町扇畑遺跡 安代町上のVII遺跡 一戸町子守A遺跡	

陸前高田市史第一巻「地質・考古編」より（一部加筆）

4 小泉遺跡について

(1) 遺跡の位置と環境・発掘箇所（第2図・第3図）

小泉遺跡は、岩手県陸前高田市高田町字法量地区に所在し、JR 大船渡線陸前高田駅から、東北東方向に約 1.7km の地点にある。（注1）

陸前高田市は、岩手県の東南端の、東經 $141^{\circ} 44' \sim 141^{\circ} 28'$ 、北緯 $38^{\circ} 56' \sim 39^{\circ} 07'$ の範囲にあり、宮城県と隣接している。市境は、南は宮城県本吉郡唐桑町及び気仙沼市と、西は岩手県東磐井郡大東町、北は同気仙郡住田町、東は同大船渡市と隣接し、東南は太平洋に面している。なお、「気仙」という地名は、その時代により領域を異にしているが、現在使用される場合は、陸前高田市・大船渡市・住田町の領域を指す場合が多い。

地勢を概観すると、周辺の海岸線は、リアス式海岸特有の複雑な鋸歯状の海岸線をなし、陸前高田市においては、市域の東側に位置する広田半島が南東方向の太平洋に大きく突き出し、半島の西方には、湾口部約 3.5km、湾奥まで約 7 km の逆U字状の広田湾を形作っている。この広田湾の湾奥部には、住田町北境の土倉岬に源を発し、北上高地の山並みを南流する総延長 40km の気仙川と、遺跡地内を南流する小泉川や、浜田川等の小河川が注ぎ、河口部に沖積層の低地帯や、岩手県最大の汽水湖である古川沼を形作り、低地帯には現在市街地が形成されている。

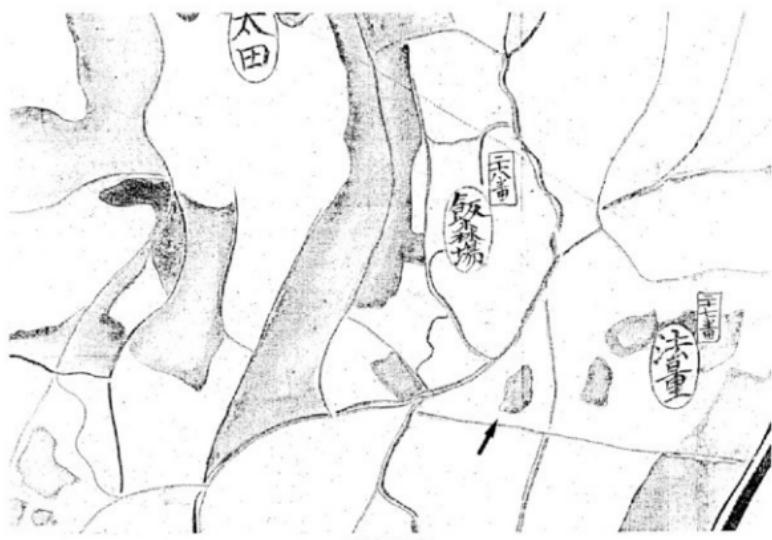
市街地の周辺には北上高地の東南部にあたる氷上山（874.7m）、箱根山（446.8m）、原台山（897.7 m）などの山々がそびえ、氷上山には延喜式の三内社が祀られていることで知られる。北上高地の山並みは、場所によっては緩やかに傾斜しながら海岸線までせり出して小半島を形成する。その一例として、遺跡の東南には、戦国時代の葛西家臣浜田氏の居城のあった米ヶ崎がある。

遺跡は、氷上山より南に伸びる丘陵に挟まれた、小泉川が開削した海拔 10m 程の低地帯にある。現在の地目は水田や市道・神社であるが、近年では丘陵周縁の宅地化が進行している状況にある。

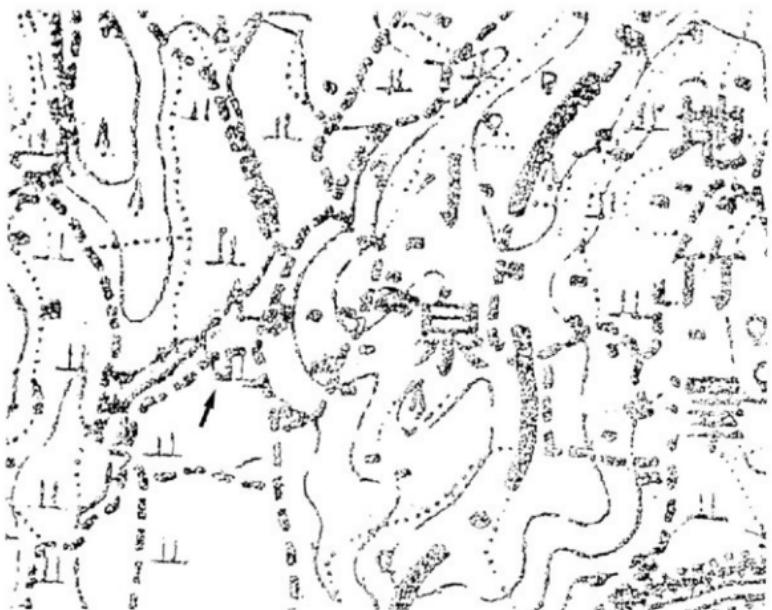
調査では、市道中長砂荒沢線改良舗装工事に伴う歩道設置予定箇所のうち、法量神社へ通じる農道との交差点の法面下の用水路と水田部分に、市道に平行させ 5 m 四方のグリットを設定し、交差点付近を A1 グリットとし 5 m ごとに区切り、法面下より幅 1.2m・長さ 39m・面積約 42 m² を手掘りで掘り下げた。さらに交差点より南側に 90m 離れた地点(A18)と、その北側の A9～A18 の間の 2 箇所をパワーシャベルで掘り下げた。なお、パワーシャベルで掘り下げた部分からは遺物は全く出土していない。

注1 小泉遺跡は、現在、水田下に埋没しており、その範囲は全く不明の状況にあり、ここで言う、遺跡の地点とは、発掘調査を実施し、遺物の包含を確認した箇所をさす。

第2図 小泉遺跡の位置

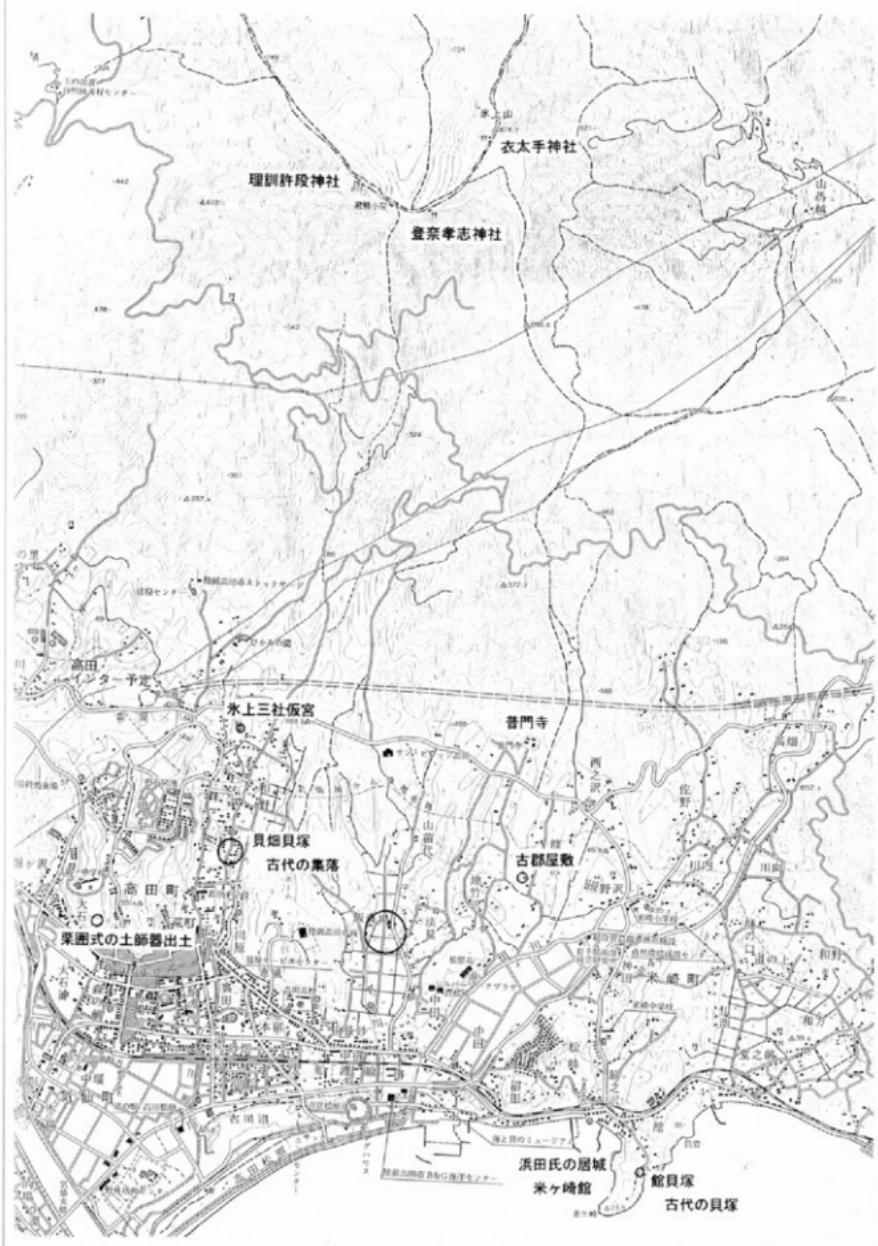


明治 10 年



昭和 44 年

第3図 小泉遺跡の位置



(2) 層位（第4図）

発掘区は、市道中長砂荒沢線に沿った西側部分のかつて水路のあった箇所である。土層は、比較的単純な堆積状況を呈している。海拔は各層とも9m～9.6mの範囲に含まれる。図示した層序は、最大の層厚を測るA6グリットの西壁を模式的に表したものである。基本的な層区分は以下のとおりである。

1層 表上。層厚10～20cmで、搅乱が著しい。色調は7.5YR3/4褐色である。

炭化物・焼土・礫・遺物を含まず、粘性は見られず、真砂を含んでいる。

固さは柔らかい。

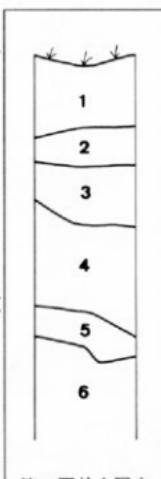
2層 色調は7.5YR3/5に近い褐色である。発掘区全面には広がらず、層の堆積は途切れがちである。西壁セクションではA3・A4・A6グリットのみで観察した。A2グリットにおいても2層としたものがあるが、A3以降の層で2層としたものと同一のものか疑問が残る。層は、焼土・礫は見られないが、炭化物を含み、遺物を多く含んでいる。土中に真砂を含み、粘性は見られず柔らかい。

3層 色調は7.5YR2/2黒褐色である。層厚は、A6グリットで最大20cmを測る。層はA6・A7グリットで厚く堆積しているが、A5グリットでは薄くなり、A3・A4グリットでは西壁セクションには出ない。また、A2グリットでは検出していない。層は、焼土は見られないが、炭化物・礫を含み、遺物を多く含んでいる。土中に真砂を若干含んでいるが、粘性を有し固い。

4層 色調は7.5YR7/1黒色である。層厚はA6グリットで最大20cmを測る。A3～A7グリットに広がる。遺物を含まない層である。層は、炭化物・礫を含むが、焼土は見られない。土中に真砂を若干含むが粘性を有し、固さはやや柔らかい。

5層 色調は7.5YR6/1褐灰色である。層の広がりは狭く、A5・A6グリットのみで部分的に検出した層である。層厚はA6グリットで最大10cmを測る。炭化物・焼土を含まず、少量の土器と礫・砂を多く含んでおり二次堆積と思われる層である。粘性は無く柔らかい。

6層 色調は7.5YR7/1黒色である。層の厚さは非常に厚く、20cmほど掘り下げるとグライ化している。発掘区全面に広がる。炭化物・焼土・遺物を含まず、粘性を有しやや柔らかい。なお、パワーシャベルによる掘り下げによって、この6層は1m以上に堆積していることが判明しており、無遺物層であることから、発掘底面として扱っている。



第4図 基本層序

(3) 出土遺物

小泉遺跡からの出土遺物は、須恵器・土師器・赤焼土器・土製品・石器・鉄製品・植物遺存体があるが、現在整理中であるため、全容を把握しているとは言い難く、土製品・石器・鉄製品・植物遺存体は割愛する。

須恵器・土師器・赤焼土器は、昭和55年の表探資料及び平成11年の発掘調査を含め、57cm×38.5cm×13cmのコンテナで19箱が出土している。器種は、壺・大甕・甕・小型甕・壺があり、現段階で把握している各器種の出土状況を第3表に表したが、壺が最も多く出土しており、全体の55.85%を占め、次いで甕が42.43%で、大甕・壺・小型甕は非常に少ない。

壺は、小片を含め3,397点出土しており、ほとんどが轆轤使用のもので、微量ではあるが轆轤未使用のもの（一部は8世紀後葉）を含む。層位的には轆轤使用のものと同一の層からの出土である。壺は、須恵器・土師器・赤焼土器があり、須恵器が1,136点で全体の33.44%、土師器が1,797点で全体の52.94%、赤焼土器が463点で13.62%である。

第3表 器種ごと出土状況

器種	種別	須恵器	土師器	非轆轤土師	赤焼土器	計	出土率
坏類	墨書	56	46	1	6	109	55.85%
	線刻	1	2			3	
	転用硯	6	1			7	
	ヘラ記号	5	5		0	10	
	計測個体	124	223		40	387	
	小片	口縁部	424	493	32	949	
		体部	413	708	25	1,146	
		底部	83	99	32	214	
		末分類	24	220	328	572	
		小計	1,136	1,797	463	3,397	
	出土率	33.44%	52.94%		13.62%		
大甕		44	—		—	44	0.72%
甕	口縁部	277	171		41	489	42.43%
	体部	—	1,993		—	1,993	
	底部	—	99		—	99	
	小計	277	2,263		41	2,581	
壺		17	—		—	17	0.28%
小型壺	口縁部	—	—		32	32	0.71%
	底部	—	3		8	11	
	小計	—	3		40	43	

＊擦剣では1点が、転用硯では3点が、ヘラ記号では5点が墨書と重複している。

＊甕類については、轆轤成形のものを赤焼土器、非轆轤のものを土師器としている。

第4表 坏の底部切り離し状況

技法	須恵器	土師器	赤焼土器	計
糸切	89(4)	102(64)	23(8)	214
ヘラ切	18	0	1	19
調整	1	68	13	82
摩滅	2	4	0	6
計	110	174	37	321

※再調整によって糸切痕・ヘラ切痕を残さないものを調整とした。再調整を有するもので糸切痕・ヘラ切痕を残すものは糸切・ヘラ切に含め、その数を0で表した。

坏の底部の切り離しは、須恵器では、110点のうち糸切が89点(80.90%)で、次いでヘラ切が18点(16.36%)で、調整されたもの(再調整により糸切痕・ヘラ切痕を残さないもの)は1点で回転ケズリによって体部下端から底部全面にかけて削られている。糸切によるものにも4点再調整がされたものが見られ、体部下端から底面全面が回転ケズリされるもの2点、底面全面が手持ちケズリされるもの2点がある。

土師器では、糸切が102点(58.62%)と、調整されたものが68点(39.08%)あり、ヘラ切は見られない。調整されたものでは、回転ケズリによるものが19点、手持ちケズリによるものが48点、1点は不明である。糸切によるものには64点再調整されたものが見られ、回転ケズリ・手持ちケズリによって体部下端から底部全面あるいは底部全面が再調整されるもの16点、体部下端から底面周縁(回転11点・手持ち6点)・体部下端(回転8点・手持ち17点)・底面周縁(手持ち5点)と、再調整箇所は様々である。

赤焼土器は、糸切が23点(62.16%)と、ケラ切1点(2.7%)、調整13点(35.13%)がある。再調整は、体部下端のみ調整が施されるもの6点、体部下端から底面全面に施されるもの8点、底面全面のものが2点ある。体部下端のみ調整が施されるものは、すべて回転ケズリによる。

甕は、須恵器が277点(10.73%)、土師器・赤焼土器が2,304点(89.26%)である。土師器・赤焼土器は、非轆轤のものを土師器、轆轤使用のものを赤焼土器として分類しているが、口縁部資料を比較すると、土師器・赤焼土器が4:1の割合で出土している。出土した実測可能個体は土師器2点・赤焼1点と少ない。器形は、ともに体部はあまり膨らまず、土師器1点と赤焼土器1点は、口縁部で最大幅

を測り、他の土師器 1 点は体部で最大幅を測る。調整は、土師器のうち 1 点は、内外面とも口縁にはヨコナデ、体部にはハケメを有し、他の 1 点は口縁の内外面ともヨコナデが施され、体部では外面にミガキを有している。

大甕・壺・小型甕は、出土量が少なく割愛する。なお、大甕の 1 点は、昭和 55 年に、発掘調査を実施した箇所から南西に 50m 離れた水田より採集したもので、小泉遺跡の範囲を考える上で重要な情報と思われる。

(4) 墨書き土器

墨書き土器は、119 点出土しており、すべて坏に書かれたものである。内訳は、須恵器 60 点、土師器 46 点、赤焼土器 6 点である。墨書きの書かれた位置は、すべて外側で、体部に墨書きを有するもの 73 点、底部に墨書きを有するもの 30 点、体部・底部の両方に墨書きを有するもの 6 点である。文字については、村木氏の項を参照されたい。なお、巻末に墨書き土器の一覧表並びに墨書き土器の一部の図面を掲載した。

5 周辺の遺跡

(1) 発掘された奈良・平安時代の遺跡

ア. 貝塚貝塚（第 5 図～第 7 図）

貝塚貝塚は、陸前高田市高田町字中和野地内の、小泉遺跡から丘陵を挟んで、西方向へ約 1 km の地点にある。この遺跡は、宅地造成に伴い、昭和 58・59 年、平成 9 年に 1,400 m² 程が発掘調査され、縄文時代の竪穴住居 24 棟・平安時代の住居 10 棟・住居状遺構 1 基・配石遺構 2 基・ピット約 130 基・炉跡 2 基・工房跡 2 基が確認されている。

第 5 図は、遺構配置図から古代の遺構のみを抽出したものである。遺構の分布は、時期差があると思われるが、後述する友沼Ⅲ遺跡と比べ、非常に密である。出土遺物は、平成 9 年分を除き、未整理であるため詳細は不明であるが、各竪穴住居の概要について触れる。なお、竪穴住居の時期は 9～10 世紀と考えられている。

昭和 58 年・59 年発掘分

20 号住居跡

隅丸方形で南西一北東が約 4m、北西一南東が約 3.7m。壁高 5～15cm。周溝は北壁を除く三方の壁際に巡り、床面は若干であるが南東方向に傾斜している。カマドは北壁中央部に位置し、右側燃焼部側壁と煙道を検出したが、煙道の一部はピットによって切られる。燃焼部には厚さ 7cm ほどの焼土面を残している。

21 号住居跡

長方形で南北 5m、東西 4.5m あり、22 号住居跡・23 号住居跡を切っている。カマドは東壁中央部に位置し、右側燃焼部のみを検出。床面に炭・焼土が広がり、焼失した住居の可能性がある。

22 号住居跡

平面形は不明。カマドは 21 号住居跡に切られるものの、煙出し、煙道部が残存している。

23 号住居跡

長方形を呈し、東壁では南北 5m、東西 7m。21 号住居に切られる。壁高 16～24cm。壁は比較的急に立ち上がる。周溝が壁際に巡る。床面はほぼ平らで固く締まる。カマドは検出されなかつたが、竪穴中央部において、煉瓦状に硬く締まった焼上ブロックが見つかっている。

24号住居跡

方形を呈し、一辺 2.5m 前後の小型のもの。カマドは北東壁中央に位置し、袖部には芯材として長さ 18.26cm の礫が据えられ、天井部に使用した長さ 44cm の角礫が残存する。煙道部の主軸方向は N-26° - E である。

25号住居跡

搅乱のため北東壁・南東壁は検出できなかつたが方形を呈すると思われる。規模は北西壁では一辺 7.5m。カマドは北西壁中央部に位置する。袖部の左には、長さ 56cm、幅 20cm の礫が芯材として据えられ、煙出し部には石組が見られた。主軸方向は N-34° - W である。

26号住居跡

27住居を切り、床面は 27号住居跡の埋土を掘り込むため、床面には非常に硬く締まった貼り床が見られた。壁は一部のみ確認。残存する壁高は 12cm。

27号住居跡

ほぼ長方形で南北約 4m、東西 3.5m。北壁は未発掘区に広がる。壁高は 10cm ほどで周溝は西壁付近に巡る。

平成 9 年発掘分

D02-1 住居

耕作による搅乱が著しく、一部壁を残すのみ。周溝が南・北・東に巡る。形状は隅丸方形と思われ、規模は、北側周溝から西側周溝にかけて 6.4m である。遺物は、溝中より轆轤木使用の壺の底部片（有段）1 点を得たに過ぎない。

G06-1 ピット（第 7 図 1～10）

ほとんどが未発掘区へと広がっており、形状は不明。深さ 47 cm。一部を掘り下げたに過ぎないが、非常に多くの遺物が出土している。その内訳は、土師器は、復元土器を含め 445 点、須恵器 9 点、フイゴロ 8 点である。

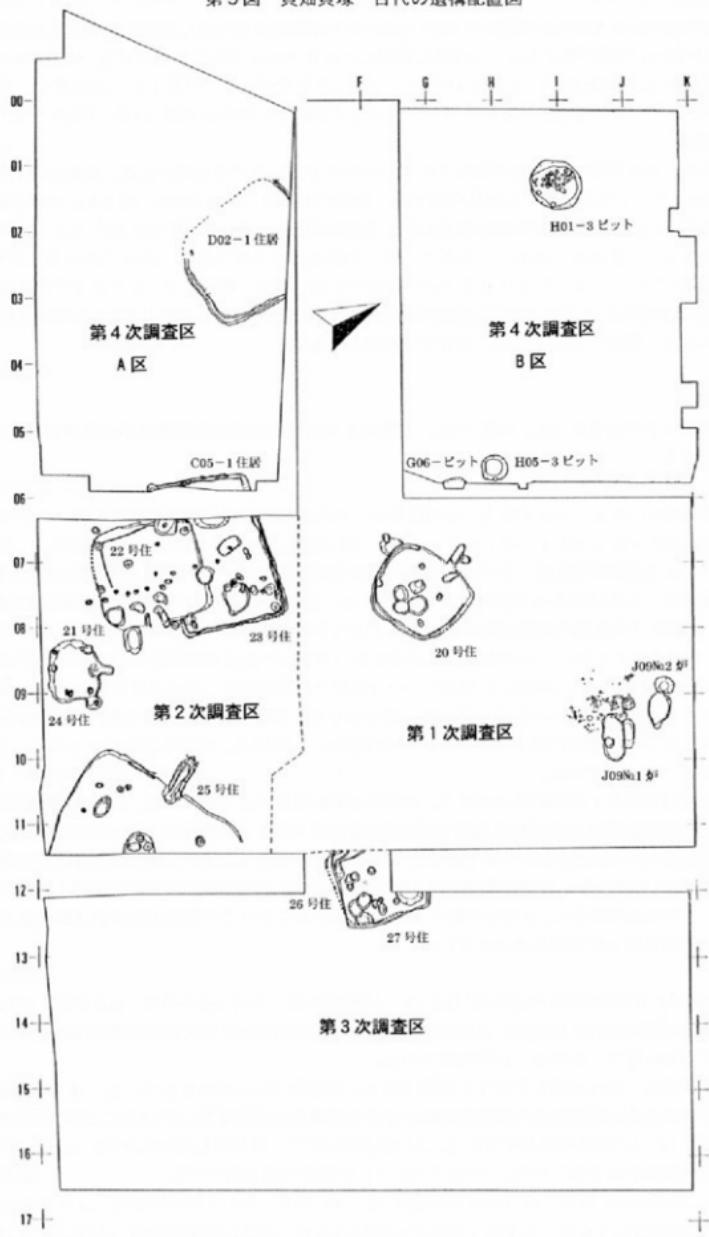
1 は轆轤使用の土師器の高台付壺で、内面には黒色処理が施されている。2～9 は轆轤使用の土師器の壺で内面に黒色処理が施されたものである。2・4・6～9 は、底部が回転糸切によって切り離されたもので、7 は底部周縁に、8 は体部下端に手持ちケズリによる再調整が施され、他には再調整が見られない。9 では、体部から底部にかけて墨書が施されるが文字は不明である。3・5 は切り離し後、3 では底部全面に、5 では体部下端から底部全面にかけて再調整が施されている。10 は非轆轤の壺で内外に黒色処理が施されている。

H05-3 ピット（第 7 図 11～13）

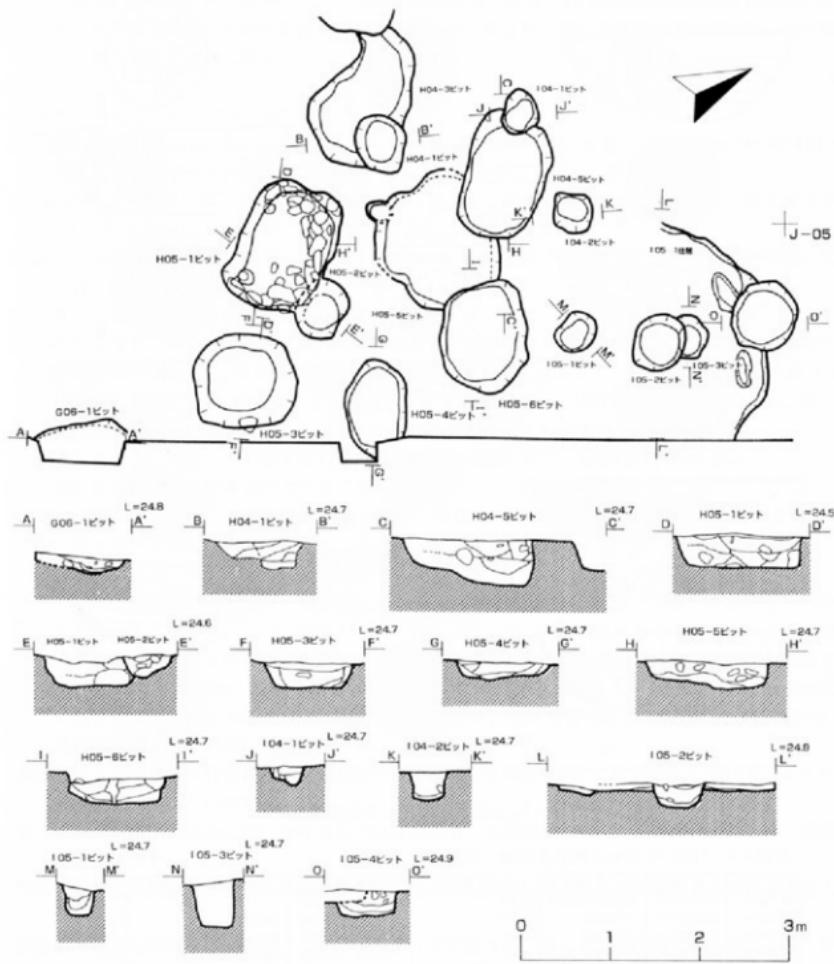
形状は、ほぼ円形を呈する。規模は、開口部の直径は 120cm で、底部の径は 80cm 程である。深さは 30cm 程で、埋土は、自然堆積である。

出土遺物は、復元土器を含めて土師器 125 点、須恵器 20 点が出土している。11 は轆轤使用の土師器の壺である。底部の切り離しは回転ヘラ切りにより、体部下端にケズリによる再調整が施されている。12・13 は須恵器の壺である。12 は完形の壺で、切り離しは回転糸切により、底部周縁の一部に再調整が施されている。13 は「入万？」の墨書が施されている。

第5図 貝畠貝塚 古代の遺構配置図

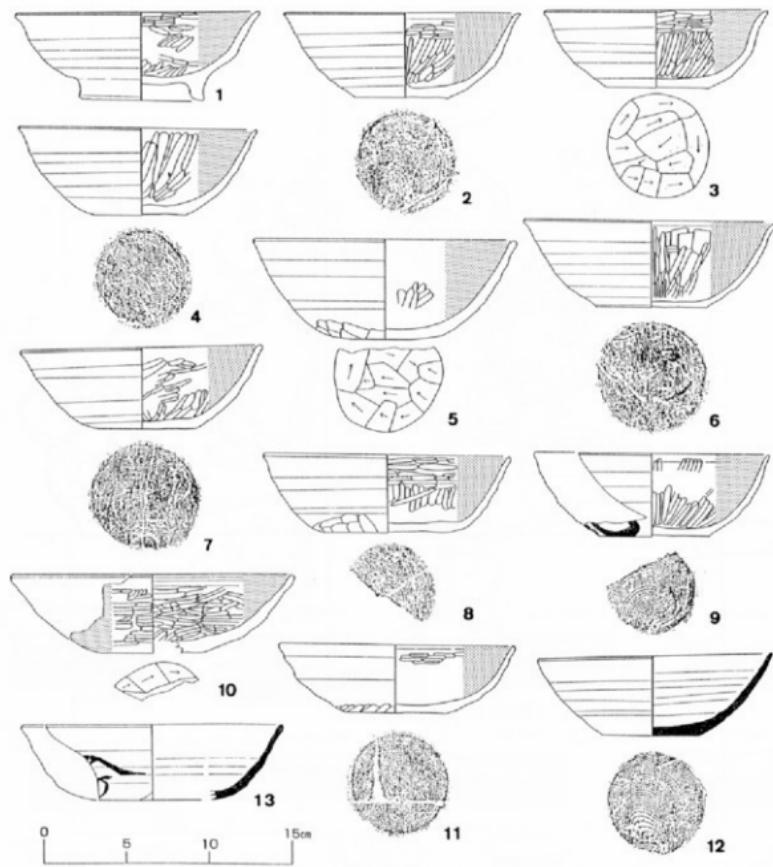


第6図 貝畠貝塚 遺構配置図



I05住居状遺構、G06、H04、H05、I04、I05ピット群

第7図 貝塚貝塚 出土遺物



G06-1、H05-3 ピット出土遺物

G05-1、H05-3 ピット出土土器・須恵器

図版	遺構	器種	外表面面	内面調査	底部断面形	備考	登録
第7図-1	G06-1 ピット	高台付柱(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		330
第7図-2	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	静止へら切		331
第7図-3	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		332
第7図-4	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		333
第7図-5	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ、下部ヘラケズリ	ヘラミガキ、黒色處理	静止へラ切		334
第7図-6	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		335
第7図-7	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		336
第7図-8	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ、下部ヘラケズリ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切		337
第7図-9	G06-1 ピット	坪(土間部)	ろくろ	ヘラミガキ、黒色處理	回転系切	崩落あり	340
第7図-10	G06-1 ピット	坪(土間部)	ロクロ	ヘラミガキ、黒色處理	静止へラ切		343
第7図-11	H05-3 ピット	坪(土間部)	ロクロ、下部ヘラケズリ	ヘラミガキ、黒色處理	回転へラ切		338
第7図-12	H05-3 ピット	坪(須恵器)	ロクロ	ロクロ	回転系切		339
第7図-13	H05-3 ピット	坪(須恵器)	ロクロ	ロクロ	底部欠損	崩落あり	344

イ. 友沼Ⅲ遺跡（第8図～第11図）

友沼Ⅲ遺跡は、陸前高田市横田町字友沼地内の、気仙川左岸の氾濫原に面した幅の狭い傾斜地に所在する。この遺跡は、畠地の整備事業に伴い、平成元年に緊急発掘調査が実施され 2,220 m²が調査され、「友沼Ⅲ遺跡」（吉田：1990）として纏められている。調査の結果、9世紀から10世紀にかけてのものと思われる竪穴住居跡が 6 棟検出された。以下、第3号～第6号竪穴住居を中心に、その概要について報告書をもとに記載する。

（平面形）隅丸方形あるいは正方形に近い。

（規模）床面の一辺の長さによって 3m以下のもの 1 棟（第4号竪穴住居）、3.3～3.8mのもの 3 棟（第1号～第3号竪穴住居跡）、4m以上のもの 1 棟がある（第6号竪穴住居）。

（主軸方向）N-37°～61°-E の範囲内に 4 棟（第1号～第4号竪穴住居）が収まり、第5号及び第6号竪穴住居は、N-88°-E 及び N-76°-E が主軸方向。

（遺跡内における竪穴住居の配置）海拔 17～21m内の傾斜に対し直交するように設置。各竪穴住居間は、20～30mと離れる。

（貼り床）いずれの竪穴住居にも認められず。

（カマド）第3号・第4号・第6号竪穴住居で検出。東壁の南寄り構築。数個の亜円礫や偏平な礫を据え付けて袖部とし、その上に 1 個の偏平な礫を渡して天井部とし、燃焼部を形成する（第3号・第4号竪穴住居）。煙道は、くり抜き式による。煙出部は、ほぼ垂直に掘られている。第3号竪穴住居の旧設の煙道のみ、煙道部から煙出部にかけて段差を有している。

（貯蔵穴）カマドに向かって右隣すなわち南壁との間の床面にあり。形状は梢円形プラン。

（周溝）第3号竪穴住居床面の北半分で検出。

（ピット）明確に柱穴として判断されるピットは、第5号・第6号竪穴住居の床面から検出されたが、第1号～4号竪穴住居は判然としない。

（出土遺物）第3号～第6号竪穴住居出土遺物のみ

壺： 壺は、土師器・赤焼上器・須恵器があるが、須恵器は 1 点のみである(73)。壺がかなりの割合を占め出土している。一部、轆轤不使用のもの(33・48・74)も見られるが、ほとんどが轆轤使用である。切り離しは判断できたすべてが回転糸切により、切り離し後、体部下端が再調整されているもの(57・58)、体部下端から底部全面にかけて再調整されるもの(9)もある。内面が黒色処理されている壺と黒色処理されていない壺の数は、第4号竪穴住居出土の壺のみ後者が多く、他の竪穴住居出土の壺は前者の方が多い。

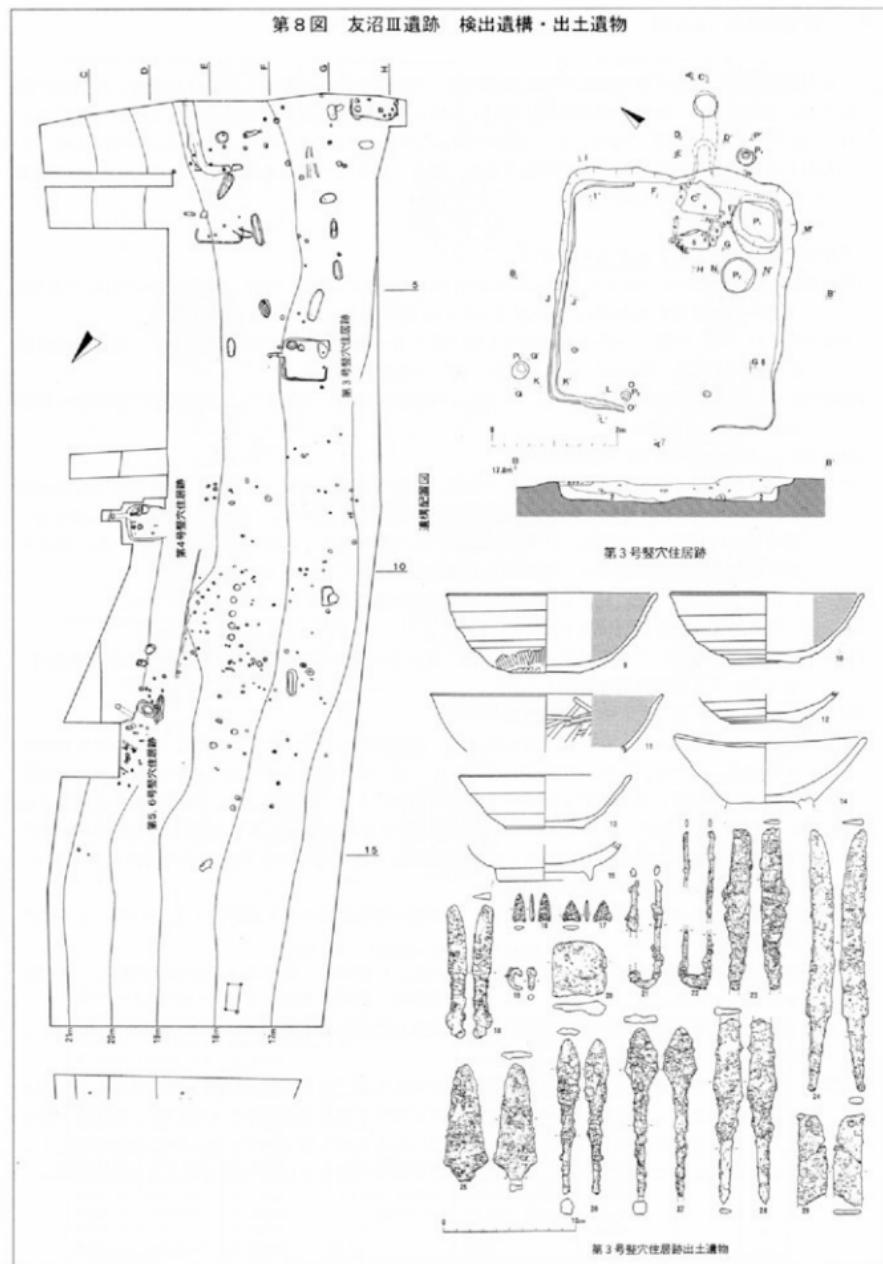
高台付壺：第3号竪穴住居から轆轤使用(15)と、轆轤不使用(14)の各 1 点が出土している。ともに内面が黒色処理されていない。

甕： 轆轤使用が明らかに認められるものは 3 点ある。口縁部は、短くあるいは弱く外反し、体部に叩き目は認められない。

広口甕：第3号竪穴住居から、外面に格子状叩き具痕、内面に押さえ具痕を有するものが 1 点出土している。

鉄製品：第3号竪穴住居より刀子 4 点・鎌 3 点・不明品 5 点、第4号竪穴住居より不明品 1 点、第5号・6号竪穴住居より鉗具 1 点・刀子 2 点・釘 1 点・不明品 5 点が出土している。第5号・第6号竪穴住居出土品の不明品の内には、錫杖と思われるものも出土している。鉄製品が多く出土した第3号竪穴住居と比較すると、出土品の内容が異なり竪穴住居の性格を考える上で興味深い。

第8図 友沼Ⅲ遺跡 検出遺構・出土遺物



第9図 友沼Ⅲ遺跡 棚出遺構・出土遺物

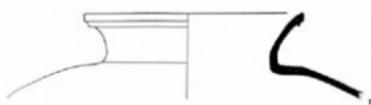
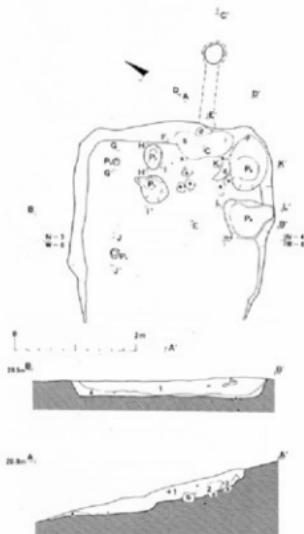


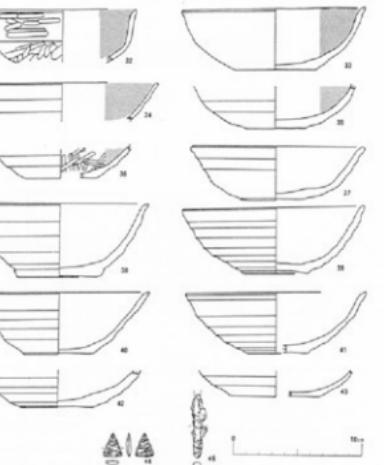
圖 3 當幫友往來對出士禮物



第4号駕空住居跡

圖六-二四、第六十號空心磚牆出土瓦片一覽表

番号	名前	出土位置	測定値				横断面形	芯	質	番号	留置場	出土位置	測定値(cm)	横断面形			
			長さ	幅	厚さ	側面											
44	無銘	44	39	1.9	1.5	0.4	6.6	レッザンチ	チート	45	不明	埋	土中	3.1	6.6	0.3	不規則形

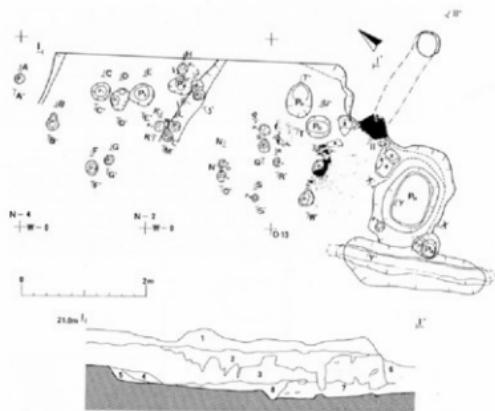


第四章 齐家文化遺跡出土遺物

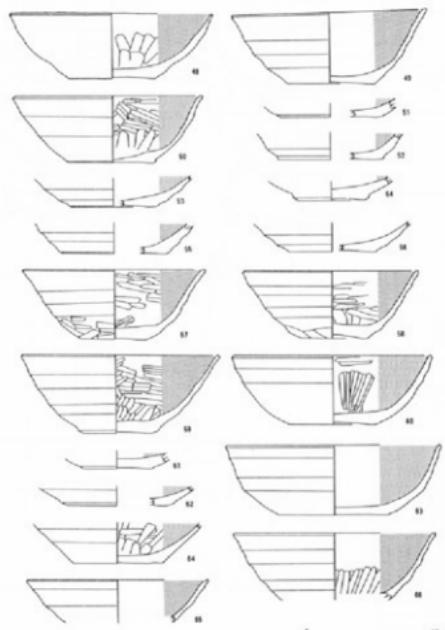


第4号竪穴住居跡出土遺物(2)

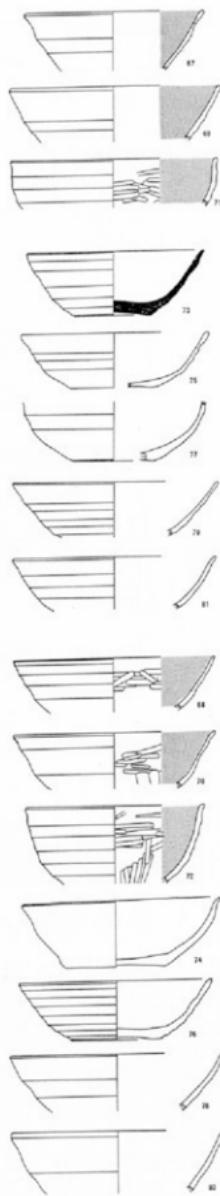
第10図 友沼Ⅲ遺跡 検出遺構・出土遺物



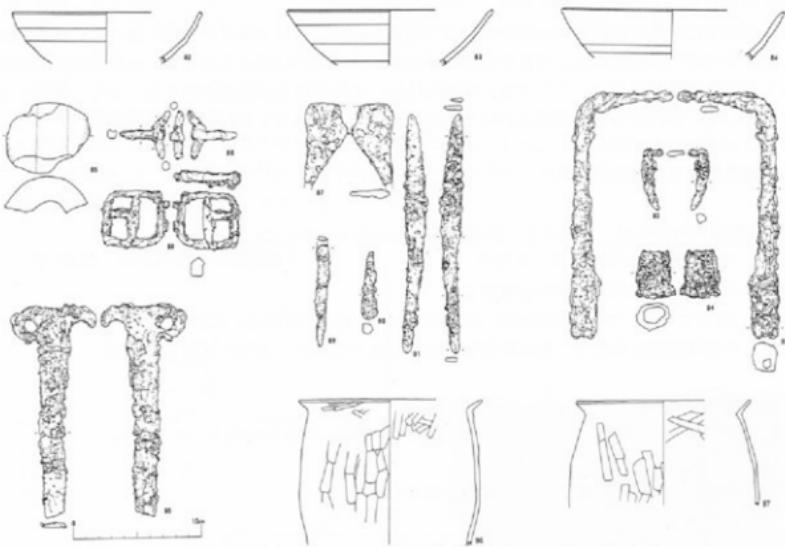
第5号・6号竪穴住居跡



第5号・6号竪穴住居跡出土遺物



第11図 友沼Ⅲ遺跡 検出遺構・出土遺物



第5号・6号窓穴住居跡出土土器一覧表

番号	部屋	出土地点	断面	内寸	外寸	高さ	底径	口徑	壁厚	備考
48	5号窓穴室	5号窓穴室	5号窓穴室	15.5	3.5	1.8	15.5	15.5	1.8	-
49	2	15.5	3.5	1.8	15.5	15.5	1.8	15.5	1.8	内窓
50	2	-	14.5	6.1	5.3	14.5	14.5	5.3	1.8	-
51	2	-	13.2	1.8	-	-	-	-	-	-
52	2	床下	床下	8.1	2.0	-	-	-	-	-
53	2	-	8.1	2.0	-	-	-	-	-	-
54	2	床下	床下	8.1	2.0	-	-	-	-	-
55	2	床下	床下	8.1	2.0	-	-	-	-	-
56	2	床下	床下	8.1	2.0	-	-	-	-	-
57	2	床下	床下	15.9	5.0	3.3	15.9	15.9	3.3	内窓
58	2	-	13.3	3.2	3.1	-	-	-	-	-
59	2	床下	床下	13.3	3.2	3.1	-	-	-	-
60	2	床下	床下	13.3	3.2	3.1	-	-	-	-
61	2	床下	床下	13.3	3.2	3.1	-	-	-	-
62	2	床下	床下	7.6	1.8	-	-	-	-	床下
63	2	床下	床下	16.0	6.6	5.3	16.0	16.0	5.3	内窓
64	2	床下	床下	8.1	2.0	-	-	-	-	-
65	2	床下	床下	12.9	3.2	3.1	-	-	-	-
66	2	床下	床下	18.4	8.0	7.7	18.4	18.4	7.7	-
67	2	床下	床下	13.6	4.5	4.5	13.6	13.6	4.5	内窓
68	2	床下	床下	13.2	4.5	4.5	13.2	13.2	4.5	-
69	2	床下	床下	13.9	4.5	4.5	13.9	13.9	4.5	-
70	2	床下	床下	13.2	4.5	4.5	13.2	13.2	4.5	-
71	2	床下	床下	13.2	4.5	4.5	13.2	13.2	4.5	-
72	2	床下	床下	15.6	8.0	7.7	15.6	15.6	7.7	-
73	2	床下	床下	13.3	4.5	4.5	13.3	13.3	4.5	-
74	2	床下	床下	14.6	7.2	6.6	14.6	14.6	6.6	内窓
75	2	床下	床下	14.2	6.4	6.2	14.2	14.2	6.2	-
76	2	床下	床下	14.4	6.5	6.3	14.4	14.4	6.3	-
77	2	床下	床下	16.0	6.5	6.3	16.0	16.0	6.3	-
78	2	床下	床下	15.6	4.2	4.2	15.6	15.6	4.2	-
79	2	床下	床下	15.6	4.2	4.2	15.6	15.6	4.2	-
80	2	床下	床下	16.0	6.7	6.5	16.0	16.0	6.5	-
81	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
82	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
83	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
84	2	床下	床下	17.7	7.7	7.5	17.7	17.7	7.5	-
85	2	床下	床下	17.6	10.3	10.3	17.6	17.6	10.3	-
86	2	床下	床下	15.9	10.3	10.3	15.9	15.9	10.3	-
87	2	床下	床下	15.9	10.3	10.3	15.9	15.9	10.3	-
88	2	床下	床下	22.4	7.3	7.0	22.4	22.4	7.0	-
89	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
90	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
91	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
92	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
93	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
94	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
95	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
96	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
97	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
98	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
99	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
100	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
101	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
102	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-
103	2	床下	床下	22.0	7.3	7.0	22.0	22.0	7.0	-

第5号・6号窓穴住居跡出土土器一覧表

番号	部屋	出土地点	断面	内寸	外寸	高さ	底径	口徑	壁厚	備考
104	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
105	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
106	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
107	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
108	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
109	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
110	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
111	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
112	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
113	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
114	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
115	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
116	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
117	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
118	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
119	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
120	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
121	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
122	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
123	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
124	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
125	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
126	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
127	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
128	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
129	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
130	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
131	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
132	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
133	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
134	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
135	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
136	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
137	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
138	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
139	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
140	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
141	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
142	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
143	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
144	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
145	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
146	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
147	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
148	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
149	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
150	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
151	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
152	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
153	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
154	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
155	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
156	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
157	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
158	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
159	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
160	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
161	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
162	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
163	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
164	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
165	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
166	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
167	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
168	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
169	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
170	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
171	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
172	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
173	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
174	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
175	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
176	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
177	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
178	2	床下	床下	15.3	4.2	4.2	15.3	15.3	4.2	-
179	2	床下	床下	15.3</						

(2) 陸前高田市出土の遺物

陸前高田市においては、古代の文字資料は、墨書き器以外皆無であり、また、古代の遺跡の発掘例も乏しい。この時代の研究には、考古学的な発掘成果、他の地区に残る文献資料、伝承等の民俗事例等によって考察せざるを得ない。ここでは、直接的には、小泉遺跡とは関連を持たないかもしれないが、参考資料として、古代から中世初期における本市出土品で、重要なものについて触れる。

ア. 蔵手刀（第12図）

陸前高田市内からは、これまで三振りの蔵手刀が出土している。

岩井沢II遺跡・・陸前高田市小友町字岩井

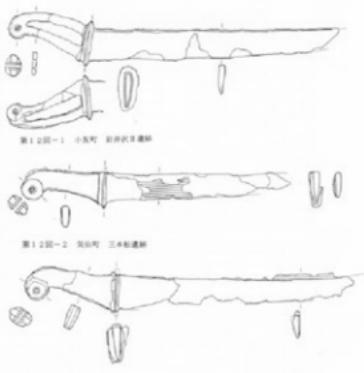
昭和36年(1961)、台地の開墾中に土師器を伴い毛抜型透蔵手刀1振が出土。翌37年7月、大場磐雄博士が現地踏査にあたり、割石数個と土師器片とを発見し、古墳の可能性を指摘。

三本松遺跡・・気仙町出土資料。場所不明。

昭和37年3月、敷地工事に際し古墳と思われる石碑の中から出土。

愛宕下遺跡・・矢作町字愛宕下出土資料。場所不明。

第12図 陸前高田市出土蔵手刀



イ. 青銅製鏡子（さしなべ）（第13図・写真2）

陸前高田市立博物館に、館所蔵資料である、市指定文化財「青銅製鏡子」が展示してある。この青銅製鏡子は、昭和31年4月に陸前高田市竹駒町字大畠21の佐々木孝氏の北側裏山、通称軍見洞（ぐんみぼら）と呼ばれる地区の、山裾の緩斜面を切り崩した際に土地造成現場から発見された。発見当時の談によると、「4～5間の間隔で、3箇所に炉があった。最大50cmの石を用いて、コの字型の炉有り。その周辺から4・5個の土器が出土。へいしの大きさは大のもので45cm、色は灰に赤みを帯びたもの。炉の内部の焼土・灰は10～20cmで赤茶色。」ということであった。

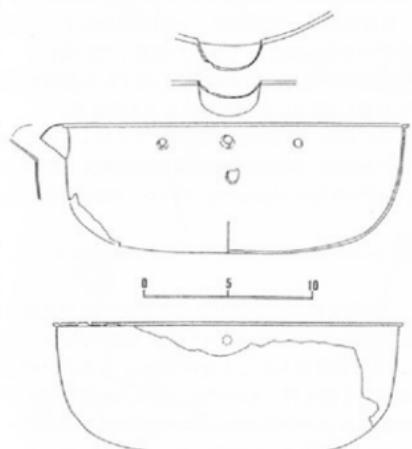
昭和 45 年の陸前高田市立博物館発行の考古資料（其の一）には、青銅製銚子と一緒に出土したとされる土師器の写真が掲載してある。（注 2）その写真を見るに、器種は壺で、体部中央付近に段を有するのが特徴であり、幾分古い様相を示しているように思われる。なお、考古資料（其の一）には以下のように記載してある。

・土師器

・陸前高田市竹駒町軍見洞出土

・土師器とよばれ内面には黒色の釉様のものがほどこされている。この土器とともに出土した青銅の口付鍋からみても、若い年代の土器であることがわかるが、上部の軽い開き中央部の膨らみ下部のすぼまりなど近代の器に通ずる点がある。

第 13 図 軍見洞出土青銅製銚子



さしなべ(実測図)(羽柴直人氏原図)

写真 2 軍見洞出土青銅製銚子



この青銅製銚子は、これまで二度の鑑定を受けている。

一回目は国学院大学の大場磐雄教授が実見され、「佐波理製で青銅片口鍋に柄の付いたもの。時代は奈良時代か」と推定された。

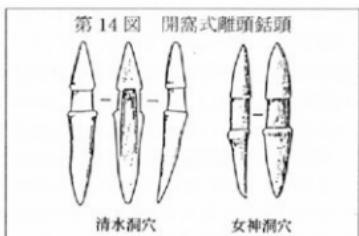
二回目は昭和 60 年に岩手県立博物館を通して奈良国立文化財研究所の土肥孝氏によって鑑定され、「佐波理製ではないが柄を有する鉢（さしなべ）で平安時代～鎌倉時代のもの、用途は祭器・儀器ではないか」と推定され、岩手日報（昭和 61 年 5 月 28 日）で以下のようにコメントしている。「青銅製さしなべは正倉院にあるだけで、ほぼ完全な形での出土例は全国的にも珍しい。青銅器の出土は関東以北ではこれまで聞いたこともなく、同時に陸前高田市での出土に関心が大きい。京都から流れたものか、どこで作られたものかなどの解明も今後の重要なことになる。」

なお、平成 8 年 6 月に群馬県新田郡尾島町小角田三ツ木畠沼遺跡の発掘中に、平安時代の竪穴住居跡のかまど付近から銚子が発見されたことが、平成 8 年 6 月 22 日付けの岩手日報夕刊で以下のように報じられている。「銅製で直径 18 cm、高さ 6 cm、重さ 460 g で全体が薄く作られている。注ぎ口の片口部にはほぼ直交する部分に無が 1 ヶ所残っており、数センチ離れた部分が半円形に欠けていることから、ここに把手が付けられていたものであろう。」

陸前高田市出土の銚子の大きさ

直径 20.5 cm
厚さ（口縁部） 3.2 mm
厚さ（体部） 2 mm
中央部の深さ 7.6 cm
底径 18 cm前後
底部は緩やかな丸底状を呈している。

注2 この土師器は、現在行方不明となっている。



ウ. 銚頭（第14図・15図）

陸前高田市矢作町字梅木地内にある女神洞窟から、1点の離頭銚頭が出土している。この離頭銚頭は、大正十四年（1925）、大山柏・八幡一郎・小金井良精・長谷部言人・廣瀬啓介・小田島祿郎によって行われた発掘調査によって発見されたものであるが、残念ながら戦災によって焼失し現存していない。

離頭銚頭は、大きく分けて開窓式離頭銚頭と閉窓式離頭銚頭がある。女神洞窟から出土した離頭銚頭は、開窓式離頭銚頭（一王寺型・抉入離頭銚頭の名称もある）（注3）に分類されるものである。

一般的に、閉窓式離頭銚頭はマグロ等の魚類の捕獲に用いられ、開窓式離頭銚頭はアザラシ・オットセイ等の海棲哺乳類の捕獲に用いられたと言われる。その分布は、閉窓式離頭銚頭は仙台湾や三陸海岸を中心とした地域で（縄文時代）、開窓式離頭銚頭は北海道や東北北部に分布している。（縄文時代から擦文時代）

さて、日本後紀の弘仁元年十月甲午条に、渡島の狄二百余人が氣仙郡に來着したことが記されている。（文末参照のこと）

この二百余人は船団を組んでの交易の帰りと思われ、「寒節をむかえ、海路を越えがたいので来春までの滞在を願い、許した。」という内容の記事で、滞在期間中、衣糧を与えていたが、住居の提供に関する記事が見当たらない。また、「願わくは来春にいたりて本郷に帰らんことをのぞむ。」とあり、帰路を熟知していたことが伺える。開窓式離頭銚頭の出土は擦文土器に伴うものでは、道南の小幡洞窟・発足洞窟・観音洞窟・青苗遺跡や、土師器に伴うものでは陸前高田市の女神洞穴と、宮城県の山王遺跡・江の浜貝塚・西の浜貝塚・薬ヶ崎貝塚・清水洞窟・梨木畑貝塚と岩手県・宮城県からのみ出土しており、貝塚の他に洞窟からの出土が目立つ。他の遺跡では骨が残りにくいうといふこともあると思われるが、度々交易のために南下し、洞窟を拠点にしていたことが考えられないであろうか？

開窓式離頭銚頭は、北海道との交流、ひいては小泉遺跡の意義を考える上で重要な資料と思われる。渡辺誠氏は「東北地方における一王寺型（開窓式）離頭銚頭について」で以下のように指摘する。

「アザラシなどを捕る寒流系回転式離頭銚頭が岩手・宮城県下まで南下していることは十分に注目されるべきである。このことはすでに大塚和義氏（1966）によって示唆されていたが、同じ北海道系の後北式・擦文式土器のようには注目されず、ほとんど引用されていなかったことはまったく不可解なことである。」（渡辺：1995）

また、大塚和義は、「抉入離頭銚」の中で以下のように指摘する。

「海棲哺乳動物の捕獲というおなじ目的に根ざしていたとはいえ、土師・擦文・オホーツク土器に代表されるそれぞれ異なる文化的伝統のわくをのりこえ、齊一性をもちらながら三つの地域にまたがって分布している事実に注視したい。」（大塚：1966）

異なった文化的伝統の中での齊一性、とりわけ北海道と宮城・岩手の齊一性、これらは人の移動によって初めて可能となることではないであろうか。

北海道との交易については時代が下るが、セバスチャン・ビスカイノ金銀島探検記の中に、気仙地区で収録された記事が掲載されている。

セバスチャン・ビスカイノ金銀島探検記（抄）（陸前高田市史より）。出典は「大日本史料第十二編八

第15図 挟入離頭鉗頭および同系統の分布



より」

「この地方の土人は猪皮でつくった靴をうがら、風采粗野で領主にも従順でないとのことである。大使（ビスカイノ）は土人にこの地方の事情を聞いてみると、南部殿、松前殿の領する二国があり、その地域が広大で、国の端に達するに三十日以上も要し、更に二国をすぎると、海岸線は西に転じ日本と高麗、この距離は六十レグワに充たず、稚粗（だつなん）との間の海峡にも蝦夷という大島があり、土人は野蛮で身体ことごとく毛髪をもって被はれ、僅かに眼のみ出している。

彼等は、年々七・八月に魚類献皮その他を携えて日本に来たり、綿やその他の島で需められない品々と交換する。他の時期は、風波が荒くこの海峡を通過することができない……。」

なお、上記はイスパニア国王への報告書の中に記載されたもので、伊達政宗の許可を得、慶長十六年十一月二十九日気仙郡今泉に一泊後、十二月八日に仙台に帰着するまでの間、気仙において測量等の調査を行った際に収録されたものである。

「陸奥国言。渡嶋狄二百余来着部下氣仙郡。非當國所管。令之帰去。狄等云。時是寒節。海路難越。願候來春。欲帰本鄉者。許之。留住之間。宜給衣糧」

(3) 古都（フルゴウリ）の地名について

陸前高田市米崎町に古郡の屋号を持つお宅がある。今のところ小泉遺跡との関連は不明であるが、古郡の地名については、細谷敬吉氏著の「陸前高田市地名考－地名に秘める由来をたずねて」（昭和58年4月 陸前高田市郷土史研究会）に詳しく記載してある。以下、古郡の部分を転載する。

『糠塚沢に古郡屋敷と稻荷神社がある。「大日本地名辞書・吉田東伍著」に「今浜田に古郡祠あり」という。（国郡志）古郡とは郡家によっての名なるべし。郡家の地、即ち氣仙郡なるべきことも推考される。』とある。

氣仙郡古記には「葛西家士古郡大膳と申御方被成御座候土地云々。」とある。

前書では氣仙郡の郡家の地ではなかろうかと言い、後書では、葛西の家臣古郡大膳の居る所としてある。

郡家の地とすれば、郡司の地であり、中山館金氏の郡司と古郡郡司との関係はどうなのであろうか。また、仁和年中（八八五～八八八年）大江千里が郡司として本郡に下った時の郡家と古郡とは関係がないものだろうか。

古郡大膳については、大膳職が古郡に居たので、もともと古郡地名があつたことから、古郡大膳といったのか、古郡姓の大膳職がここに居を構えたので古郡大膳といい、そのことから古郡とよぶようになったのかという事も考えられる。

伊達藩時代には、今泉大庄屋の隠居屋敷が古郡屋敷であった。「万治二年（一六六〇年）大肝入今泉村吉田卯右エ門（筑後）浜田村古郡にて没す（七十八才）」（氣仙年代表・岩崎浅之助）とある。

古郡屋敷は広大な屋敷で、後に山稜を負い前面は広く開けて広田湾を望む高燥の地である。ここに間口十七間奥行（不明）の曲家があり、これが本宅であった。現在當口にある井戸は曲家時代の裏の口に当たる所であったという。土蔵は七倉あったが、今はその倉跡は畑地になっている。いつの頃か火災にあい豪壮な建物も鳥有に帰し、同時に古文書等も焼失し、今に伝わるものがないという。（糠塚沢・吉田政二氏談）

邸内に稻荷神社があり、境内に一字石の碑が建っている。この稻荷社が古郡祠であり、古郡大明神であると思われる。

古郡はフル・コロ・ル→「坂の道」ではないかとアイヌ語からの考察もある。』

ここでは、資料の吟味は行っていないが、現在地元に伝わる田村麻呂伝説を紹介する。

- (1) 矢作町観音寺の由来書（矢作親世音縁記）・「陸前高田市史 沿革編 上」による
 「大同二年（八〇七）、坂上田村麻呂の副將軍別府隼人が氣仙に下向して、猪川の竜福・小友の早虎を退治した折、小友の箱峯で大鷹を射取り、その羽で矢を作った場所が矢作の地名の由来だという。そして熊井という賊が矢作の山中に隠れているのを、別府隼人が「大加梨また」で討ち伏せ、大桶を拵えて入れ、東という地に埋めた。（注3）

この隼人副將軍は、矢作に櫛在中に病におかれて亡くなつたが、その亡骸は熊井を埋めた側に埋葬した。隼人の忠臣菊池采女は、主君の死を惜しむ余り、その墳墓を離れ難く思い、このまま矢作に定住を願つたところ、田村麻呂將軍は、隼人の冥福を祈るために親世音菩薩を彫刻させ、隼人を葬った地上に御堂を建立、開眼導師として「知善上人」を招き、入仏供養をした。

また忠臣菊池采女は、永久に賊徒を鎮めんとして、東という地に屋敷を構え、西光寺という禪寺を構え、西光寺という禪寺を建立して隼人の菩提を弔つたという。」（注4）

注3 東は、矢作町字東角地^{ひがしかくち}の地にある。東角地には東角地遺跡があり、この遺跡は昭和六二年（一九八八年）に、国道三四三号県単高速交通関連道路整備事業に伴い事前の発掘調査が行われ、石組の水路跡が発見されている。地元には、「水路跡の延びる方向に、かつて観音寺が建立され、そこに水路がひかれていた。」との言い伝えがあり、『気仙風土草』には「長谷山觀音寺。真言宗。今泉金剛寺門中なり。乃ち觀音の別當なり。慶長九年六月。宥健法印開基と云。昔よりの寺を中興せるにや。此寺元東屋舗の後にあり。宝永の頃觀音堂を古来の地より、上の高き處に移して、寺をも東屋舗より移し觀音堂跡に建つ」とある。なお、この東の地から、頭部に内耳鉄錫をかぶせた人骨一体が発見されている。

注4 天正年中、菊池内膳という人が西光寺の僧侶と争論して、その僧は西光寺を本吉郡大島に移し、宮城県気仙沼市大島の西光寺がこれであるとの伝承がある。（陸前高田市史 第七巻 宗教・教育編による）

- (2) 小友町常膳寺の由来書・「陸前高田市史 沿革編 上」による

「達谷窟霧ヶ山殿上の大武^{いわだ}^{あわただ}という外道を、平城天皇の命により坂上田村麻呂が滅ぼし、首二三九を取る。・・・・眷族^{けんぞく}早虎、熊井、金猪とて三人の悪鬼、大武を欺くほどの者どもなり。右三人は気仙に住む、早虎は小友に住し、熊井は矢作に住む。金猪は猪川に住す。この三人の暴虐言語に絶せり。・・・・二五日矢作の熊井を誅し、二六日小友早虎を攻めたもう・・・小友、矢作、猪川に樋木をもって尊像を彫りたもう」

- (3) 猪川の長谷寺の由来書・「陸前高田市史 沿革編 上」による

「達谷窟に悪路王^{いじきおう}という悪鬼がいて盛んに大和軍に抵抗していた。その頃、気仙郡佐狩郷赤崎の小田に金丸という族長がいて中央に叛いていた。胆沢や志波方面で蝦夷征伐をしていた坂上田村麻呂は、大同二年（八〇七）気仙地方を征伐した。気仙で赤頭とも言われ恐れられていた金丸を、苦心のすえ滅ぼし、その首を埋めた墓の上に御堂を建立し、十一面觀音菩薩を祀つた・・・」

猪川の長谷寺の別伝・「陸前高田市史 沿革編 上」による

「延暦十九年（八〇〇）、坂上田村麻呂が奥州において高丸という鬼神を退治したとき、これま

た鬼神と称されていた赤頭が気仙地方に落ち延びてきた。田村麻呂はこれを猪川で討とうとしたところ、赤頭は越喜来方面に逃げた。赤頭というのは一族の総称で、その首領は高丸とする伝承もある。その高丸が、猪川の久名畑から日頃市方面へ逃げたが、追われて高さ二丈もある大きな岩の上に登った。眼前は盛川の深い淵で“ナメタラ”という所である。高丸は全力を振りしほって、岩から対岸まで一気に飛び越え、越喜来方面に逃げ去った。越喜来方面に逃げた高丸らはそこで捕らえられ、猪川の長谷寺の地で処刑された・・・」

鬼越（猪川）の地名の由来・・金野静一著「気仙風土記 第三集」より

大船渡市猪川町の久名畑という集落に、盛川に面して「鬼越」と呼ぶ巨岩がある。

「昔、猪川に赤頭という賊の部族が住んでいた。赤頭は、名にしおう悪鬼の集まりで、田村麻呂將軍（たむらまろしょうぐん）の征伐にも屈せず、あくまで抵抗したのであった。が、半年余りの戦いの後ついに敗れて一族もちりぢりばらばらになり、四方へ逃げうせてしまった。」

この赤頭のかしらは高丸という鬼であったが、田村麻呂に追われて久名畑から日頃市の方へ逃げ行った。田村麻呂は懸命に追って二丈もある大きな岩の上まで追いつめた。前は深い淵なので、あわや、さすがの、高丸も捕らえられそうになった。この時、鬼は最後の力を振りしほりアッという間に、岩の上から向こう岸に飛び越えて逃げ去った。一以後、このことにちなんでこの岩を「鬼越」と称しているー」

(4) 海上七夕とその伝承

陸前高田市には、夏を彩る風物詩として日本唯一と云われる海上七夕がある。この七夕の起源は不明であるが、以下、地元に残る伝承を紹介する。

「坂上田村麻呂の奥州侵略の時、当地にも侍大将が派遣され、大将は当地方矢作・小友・猪川の三豪族を平定し、この三カ所に観音様を建立して帰ることになるが、その折りたまたま、朝もやの中を、岬や入江の奥から真赤な炎の燃え上がる其の数、数十隻にも及ぶ舟が、舟べりを叩き、ときの声を上げながら漕ぎ出した様を見て、一時は兵を山陰に引く程の驚きであった。しかし、それは昔の舟軍（水軍）の名残で、赤い布や紙の短冊を取り付けた竹を火柱に見立てたもので、毎年、夏に行われる舟遊びと知り、この様な習わしが有るならば、軍や争いの名残としてだけでなく、戦死者や祖先の靈を迎える（慰める）お盆の行事として、また和やかに楽しい夏の祭りとして長く伝えていく様に言った。その後、舟には真赤な短冊竹だけでなく、舟縁に柳の小枝を付けたり、別の舟にはバレン（馬簾）という花飾りをした舟を仕立てたりする様になった。これが、海上七夕の始まりと言われる・・」

次に現在行われている祭りの概略に触れたい。祭りは、飾りを施した二十二隻の舟が単列で広田湾内を航行し行われる。舟は、三隻の舟を組み合わせたもやい舟の短冊船・バレン船と、お供の舟二〇隻（昔は十隻）が参加する。短冊船には、十八から二十メートル程の芯棒に、竹を縦に割いたものを張り合わせ、数万枚の赤一色の短冊を飾り、さらには四本の竹に五色の吹き流しを飾る。バレン船には、短冊船と同様の棒に、赤い馬簾の輪を傘状に五段重ねて飾り、馬簾の間には菱形の飾りもつけられる。両船には屋台が組まれ、屋台には一メートル五十センチほどの竹に、赤や黄色に染められた「あざふ紙」と棒の枝が飾られる。お供の船には短冊竿（四メートル程）に短冊と大漁旗が飾られる。また、祭りの前に、島島の弁天様の松の木に竹竿を縛り、かつては、赤・白・黄・青・緑の五色の短冊を、現在では赤い短冊を竹竿に飾っている。

小泉遺跡は、遺構も遺跡の範囲も全く不明の状況ではあるが、42 m²という発掘面積で「厨」と墨書きされたものを含め 112 点という多量の墨書き土器が出土している。墨書き土器の出土量及び内容からして、何らかの官衙的性格を持った施設があった可能性があるが、その解明はこれからの課題である。

小泉遺跡の発掘箇所に隣接した水田内に法量神社があり、この神社から北西方向に約 15 km 離れた陸前高田市矢作町字的場に、法量神社から分祀された宝龍神社がある。この宝龍神社には海童神社が祀られており、現海岸線から 15 km 以上離れた山間部に位置していることから、直接海とは関連がないと思われ、海童神社は元来小泉神社で祀っていた可能性がある。

三陸沿岸はヤマセの影響で、これまで数多くの飢饉に見舞われてきた。近代的な品種改良によって作られた稻であってしても、平成になって収穫量皆無ということがあった。しかしながら、気仙には「海岸に飢餓なし。」の言葉もある。交易によっての食料の獲得が可能であったからである。

最近、小泉遺跡出土の須恵器の中に、宮城県の「闘ノ入遺跡」で生産された須恵器が含まれている可能性が指摘された。何れ、今年度発刊予定の報告書で詳細に報告する予定であるが、海を通じての須恵器の搬入の可能性が高く、小泉遺跡は海上交易を抜きにしては語れない遺跡であるように感じられる。

また、軍見洞遺跡出土の青銅製鏡子、女神洞窟出土の開窓式離頭鉗頭等、他地域からの搬入品が出土しており、周辺の遺跡の解明も今後の検討課題である。

参考文献

- ・ 「山王遺跡八幡地区の調査2 一県道『泉一塩釜線』関連調査報告書IV」 平成13年3月 宮城県教育委員会 宮城県土木部 宮城県文化財調査報告書第186号
- ・ 「里浜貝塚 平成9年度発掘調査概報」 平成10年3月 鳴瀬町教育委員会 奥松島綱文村歴史資料館 鳴瀬町文化財調査報告書第3集
- ・ 「気仙の蕨手刀出土と伝承についての覚書」 名須川 澄男 平成10年3月 聞岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 紀要XVII -20周年記念論集-
- ・ 「古代における北方交流史の研究 列島内緒文化の相互交流ー北部日本における文化交流成果報告2」 平成12年3月 国立歴史民俗博物館 国立歴史民俗博物館研究報告第4集
- ・ 「蕨手刀 日本刀の始原に関する一考察」 石井昌国 昭和41年4月 雄山閣出版株式会社
- ・ 「友沼III遺跡」 平成2年3月 陸前高田市教育委員会 陸前高田市文化財調査報告書第14集
- ・ 「貝貝塚発掘調査報告書」 平成10年3月 陸前高田市教育委員会 陸前高田市文化財 調査報告第19集
- ・ 「陸前高田市史 第二巻 地質・考古編」 平成6年3月 陸前高田市 陸前高田市史編集委員会
- ・ 「陸前高田市史 第三巻 沿革編(上)」 平成7年3月 陸前高田市 陸前高田市史編集委員会
- ・ 「陸前高田市地名考 一地名に秘める由來をたずねてー」 细谷敬吉 昭和58年4月 陸前高田市郷土史研究会
- ・ 「岩手県漁業史」 昭和59年3月 岩手県
- ・ 「気仙の遺跡II ー陸前高田市・住田町の各遺跡の出土品ー」 平成11年3月 大船渡市立博物館
- ・ 「岩手の土器 県内出土資料の集成」 昭和57年3月 岩手県立博物館
- ・ 「陸前高田市竹駒町軍見洞遺跡出土の青銅製鏡子(さしなべ)について」 相原康二 平成12年3月 岩手考古学会編 岩手考古学第12号
- ・ 「抉入離頭鉗」 大塚和義 昭和41年4月 物質文化7
- ・ 「東北地方における一王寺(開窓式)離頭鉗について」 渡辺誠 平成7年2月 みちのく発掘

小泉遺跡の墨書き土器

東北芸術工科大学
村木 志伸

小泉遺跡の墨書き土器

東北芸術工科大学
村木 志伸

1. 出出土器の傾向

気仙地方の当該時期の資料が少ないこともあり、現段階でその年代確定は難しいが、ほぼ9世紀代におさまる資料群と考えられる。須恵器の出土量が比較的多く、供膳形態がそのほとんどを占める。こうした傾向は遺跡の性格を反映しているものと考えられる。

出土遺構・状況は把握できていないものの、土器の総量に占める墨書き・刻書の率が高いことから、調査地点が墨書き土器群の一括廃棄された地点に近接していた可能性がある。

2. 墨書き土器について

土器上の墨痕の有無及びその内容について赤外線カメラシステムを使用し、筆者ほか数名で解説・検討した。その結果、墨書き土器¹は112点、刻書き土器²10点（墨書きと重複：5点）、線刻土器³2点となった。以下、現段階での分析結果を記す。

① 墨書きの種類

確定できた墨書きは「吉」（10点）「羽」（4点）「主」（3点）「具」「千」「十」（2点）「厨」「下」「中」「化」「集」「木」「一」「止」「生」「土」「U」（1点）がある（【図1】）。それぞれ、同一文字を1点に複数部位記す場合や、いくつか異なる種類の文字を複数記したものがある。文字の種類が多岐にわたり、筆致も様々であることが全体の特徴と言えよう（【図1】）。

「吉」は、東国出土の墨書き土器によくみられる文字の一つで“良好な状態を示す”ものと指摘されている⁴。近年では儀礼飲食の場に関わるとの見解がある⁵。字形変化・墨書き部分の残存度が低い、などの理由で確定には至らないが「吉」と推定される17点を加えると27点にのぼる。「羽」は他地域においても出土例が少なく、意味もよくわからない。文字はあまり連筆ではなく、また○で囲むものがある。「具」「千」は筆致から同筆の可能性もあるが、墨書き部位は異なっている。「厨」墨書き土器について詳細は伊藤報告に譲るが、小泉遺跡が官衙に関連する可能性を示す墨書き内容として注目される。ただし、総数110点のうちの1点であるという、資料群の中での把握が必要である⁶。「U」は「O」（則天文字「星」【図2】）の可能性もあるが、1点のみの出土であることと、その筆致も稚拙であることから判断することは難しい。「下」「中」は、空間内での位置関係等を示す場合もあるが、これも遺構が不明瞭な段階での判断は控えたい。いずれも土器底部に記され、連筆である。「主」は「土」と考えられる。千葉県市原市の稻荷台遺跡出土「主」墨書き土器（【図3】）が類例として注目される。

刻書き（線刻）土器について、本遺跡では刻書きと墨書きが並存する率が高い。刻書き内容では「丈」「X」「一」等がある。「丈」は“太部”の可能性が高い。また、線刻土器は「丰」「□（丰？）」の2点があ

る。水沢市林前南館跡の例（【図4】）から、#（九字：魔よけ記号）の字形変化の事例のなかで理解できるだろう。いずれも線刻しやすい土師器である。

② 器種と墨書き部位

墨書き土器の種別は、須恵器60点、土師器52点（内黒土器46点、赤焼き土器6点）となった。器種は土師器鉢の例が1点（No.51）あるほかはすべて須恵器・土師器とも杯である。

墨書き部位⁷をみると、全体では底部外面36点、体部外面82点となる。内面に墨書きされたものはない。体部墨書きに関して文字方向⁸が判明するものの内訳は、正位22点、横位10点、逆位12点である。これを種別でみると、須恵器の墨書き部位は底部外面21点、体部外面が42点（正位12点、横位7点、逆位8点）となり、土師器の墨書き部位は底部外面15点、体部外面が40点（正位10点、横位3点、逆位4点）となる。墨書き内容別には各々の文字ごとの出土点数が少ないこともあり墨書き部位に特別な傾向をうかがうことはできない。今後、生産地の検討、年代観、出土状況と合わせた検討をおこなう必要がある。

ところで、体部に墨書きされた場合は土器を通常の状態に設置した場合、墨書きがみえるが、逆位に記される事例は、通常の状態で土器を使用する場面（食器利用）が想定されないとされている。本遺跡の逆位の文字内容には「羽」「主」「口（吉）」「干」がある。吉祥句的な意味ともとれる内容であるが、後述するように土器内面を観察すると表面上にスレ・アタリ等の使用痕跡が認められるものが多く、注意を要する。

③ 字形

最も出土点数の多い「吉」の字形について述べておく。

その墨書き部位は様々で、字形も異なっている。今回はその特徴から四分類した（【図5】）。

分類の基準としては、まず、2画目の縦画が3画目の横画を越えるか否かで、A類とB・C類に分類した。さらにA類は、4画目以降の「口」部分の表現について方形を意識する場合をA1類、最終画が「ニ」と特徴的に記すものをA2類とした。B類は2画目縦画が3画目横画を貫き「口」部分を方形に意識して書く意識が存在しているもの、C類は、2画目縦画が3画目横画を貫き「口」部分も方形に書く意識がなく、正しい書順も失われてしまっているものとした。

文字を正しく「吉」を書けるA類からC類に変容した仮定すると、問題となるのが「主（底部外面）・吉（底部外面）・吉（体部外面（横位））」（No.37）墨書き土器である。A2類とした底部外面「吉」と、C類とした体部外面（横位）「吉」の墨書きの濃淡を比較すると、後者の方が圧倒的に薄い。なお、この墨書き土器については底部外面の「主」も二度書きされており（【図1】No.37「主」参照）その解釈が難しい。

それぞれの字形の違いは、遺跡内で「吉」が継続的に記される間に変化していったか、その書き手や使用目的が異なるなどの想定がされよう。なお、記号「キ」（No.14）は「吉」の変容形である可能性もあり、今後の資料増加が待たれる。

④ 土器上にみえる諸特徴

墨書き土器の使用方法を検討する上で、土器上にみえる様々な特徴を観察する必要がある⁹。

付着物については、油煙や煤が付着しているものが10点ある。「□（第）□（大）〔刻書〕」（No.30）

と「□」(No.70)は油煙付着状況と灯芯痕跡から、灯明皿として使用されたものと判断できる。また、墨が付着したものが墨書土器中に5点存在する。付着部位はすべて底部内面である。小泉遺跡が官衙に関連する傍証となろう。ただし、顕著な磨耗が認められるものは少ない。恒常に使用する硯としては想定しにくい。また「大□」(No.36)墨書土器には、器の内面全面にわたり赤色顔料の付着が認められる。ベンガラ系の色調で、底部内面には磨った痕跡があり、朱墨用の硯として使用したものか、塗料容器等と考えてよいだろう。なお、墨の付着は墨書きされていない土器にも認められる。

土器内面を観察すると、口縁内部や底部内面にアタリが見られる。また、墨等の付着物が確認できないが土器内面の磨耗が顕著なものがある。なお、「厨」墨書土器もその一つである。これらの使用痕跡の状況は土器を食器として使用した場合の痕跡と違いはない。また、先述のように体部外面に逆位に記されるものにも確認される特徴である。アタリ・スレ等による磨耗度は顕著でなく、頻繁に使い続けられるような使用方法は想定できないものの、本遺跡の場合は「逆位墨書き=祭祀目的」という単純な図式で解釈しないことが重要であろう。

土器の残存率を観察すると、土師器の方が破片資料である率が高い。一方、故意に破碎したような形跡がみられる資料はほとんどなかった。

以上の観察結果からも、小泉遺跡の墨書き土器群は、すべてが一度に使用されたのではなく、様々なセット関係を持ちつつ異なる目的のもと消費された状況を物語っている。

3. 立地からみた遺跡の性格

本遺跡を理解する上で参考になるのが、福島県いわき市の荒田目条里遺跡¹⁰([図6])とその周辺の環境であろう。古代の河川跡から絵馬や木簡、祭祀具、農耕具等の木製品や大量の土器等、膨大な遺物が出土した。墨書き土器も人面墨書き土器や「子成」「丈部」「山寺」「明殿」「東殿」など287点が出土している。郡符木簡の内容などから、近接する丘陵上に位置する根岸遺跡(磐城郡家中心部)と密接な関係を有すると考えられている。なお、遺跡周辺の字名には「礼堂」が残る。

小泉遺跡には、近接して法量神社が存在し、また東側丘陵上には屋号として古郡屋敷の名称も残るなど、その立地上の類似点が指摘できる。

ただし、小泉遺跡周辺は、氷上山を背に高田松原と広田湾を眼下に望む景勝の地であることも重要である。荒田目条里遺跡が谷部の奥に入る地点で周辺への見通しに優れていない点は小泉遺跡と異なる。周辺環境の理解や海上交通上の視点から、墨書き土器とその使用目的を理解することが必要であろう。

4. 今後の課題 一小泉遺跡の性格解明に向けてー

墨書き土器群とその内容、考古学的観察から総合的に判断すると、小泉遺跡とその周辺には何らかの官衙的機能が存在していた可能性が指摘できる。

しかし、遺物は出土遺構やその状況、遺跡の理解のなかでは、はじめて正確な位置付けが可能となる。現段階では遺構が全く不明であり、具体的な墨書き土器を使用した活動とその主体者の問題が未解決なままである。速やかな遺跡本体の把握が、墨書き土器の、また遺跡の性格解明につながることは言うまでもない。

なお、本発表は報告書作成に関わる中間発表的な内容であり、遺物の全容を含めた正しいデータに関する報告書を待たれたい。

- 1 2003年7月13日確認現在。なお、墨痕としてのみ確認されるものは含まない。
- 2 土器焼成前に、ヘラ・棒などで文字や記号を記した土器。
- 3 土器焼成後に、先の鋭い工具などで文字や記号を記した土器。
- 4 平川南「墨書き土器とその字形」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集、1991(『墨書き土器の研究』2002所収)
- 5 三上喜孝「文献史学からみた墨書き土器の機能と役割」『古代官衙・集落と墨書き土器—墨書き土器の機能と性格をめぐってー』奈良文化財研究所刊、2003
- 6 平川南「『厨』墨書き土器論」『山梨県史研究』創刊号、1993(『墨書き土器の研究』2002所収)
- 7 1点の土器に、墨書きが数か所される場合があり、データは総計で100パーセントにならない。
- 8 文字方向の内訳点数は、確認できたものについてである。
- 9 荒木志伸「墨書き土器にみえる諸痕跡」『お茶ノ水史学』1999、「古志田東遺跡出土の墨書き土器」『米沢市埋蔵文化財調査報告書第七三集 古志田東遺跡』2001
- 10 いわき市教育委員会『いわき市埋蔵文化財調査報告書第七五集 荒田目条里遺跡』2001

【表1-1】小泉遺跡 墓書・刻書・織刻土器 観察表

No.	文字	種別	部位	器種	口径	直徑	器高	底色	切削	出土位置	再調査	付着物 (場所)	使用直鉄	残存率	補足	続号	登録 番号	
1	財	須恵器	底外	杯	*	74	*	-	~ハ切	A6-3層	-		底内スレ	底部完存		K2991118	536	
2	吉	須恵器	体外(三)	杯	136	*	*	-	欠	-				20%		K280	512	
3	吉	土師器	底外	杯	*	73	*	内黒	調整	-	手持けり (体下端 ~底面)			底部1/4	底内にハジケ	-	523	
4	吉	須恵器	底外	杯	*	56	*	-	無切	A6-2層	-	墨 (底内)	底内スレ	底部3/4		K2991122	541	
5	吉	須恵器	底外	杯	*	70	*	-	無切	A6-5層	-			底部完存		K2991122	542	
6	吉	須恵器	底外	杯	*	68	*	-	無切	A6-3層	-			底部完存		K2991119	K280	543
7	吉	土師器	底外	杯	*	59	*	内黒	無切	A7-3層	-			底部完存		K2991119	550	
8	吉	土師器	体外(横)	杯	150	*	*	内黒	欠	A7-3層	欠			20%		K2991119	561	
9	吉	須恵器	体外(横) 底外	杯	163	60	61	-	無切	A7-2層	-			70%		K2991119	575	
10	□(吉)	須恵器	体外(正)	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		K280	516	
11	□(吉)	須恵器	体外(横)	杯	*	55	*	-	無切	A6-2層	-			30%		K2991118	537	
12	□(吉)	須恵器	底外	杯	146	54	47	-	無切	A3-3層	-			70%		K2991122	K280	572
13	□(吉)	須恵器	体外(逆)	杯	147	64	45	-	無切	A7-2層 A7-3層	-		底内スレ	30%		K2991118	573	
14	羽	須恵器	体外(正) 体外(正)	杯	150	73	47	-	無切	A6-3層 A7-3層 A7-2層	-			50%	羽を○で囁む	K2991118	559	
15	羽	土師器	体外(横)	杯	130	*	*	-	欠	-	欠			破片	赤焼き土器	-	514	
16	羽	須恵器	体外(逆)	杯	*	70	*	-	調整	-	回転けり (体下端 ~底面)			破片		-	517	
17	羽	土師器	体外(逆)	杯	*	*	*	内黒	欠	A2-2層	欠			破片		K2991118	525	
18	集 ×〔刻書〕	須恵器	底外 底外	杯	*	67	*	-	無切	-	-			底部完存		-	508	
19	□(止)	須恵器	体外(正)	杯	132	64	36	-	~ハ切	A5-5層	-	墨 (底内)	底内スレ	60%		K2991122	K280	509
20	□主	須恵器	体外(底外)	杯	*	70	*	-	無切	-	-			30%	文字以外の墨 底有り	K280	510	
21	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			10%		-	513	
22	浮	土師器	体外(正)	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		-	515	
23	下	土師器	底外	杯	138	68	43	内黒	無切	-	-	底 (体外 底外)	ロ内スレ	ほぼ完形		-	519	
24	具	須恵器	底外	杯	*	65	*	-	~ハ切	A8-3層	-			底部1/2		K2991117	526	
25	□(吉?)	須恵器	体外(逆)	杯	*	*	*	-	欠	A5-2層	欠			破片		K2991119	527	
26	U	土師器	体外(正)	杯	150	74	50	内黒	無切	A6-2層 A7-3層	手持けり (武外用)		ロ内スレ	50%		K2991112	544	
27	一	土師器	底外	杯	*	55	*	内黒	調整	A6-2層	回転けり (体下端 ~底面)		底内スレ	30%		K2991118	548	
28	□	土師器	体外(逆)	杯	129	55	58	内黒	無切	A6-2層 (回転けり (体下端))	底内アタリ		70%	否?一次?か		K2991118	552	
29	土	須恵器	底外	杯	140	66	42	-	無切	A7-3層	-			80%		K2991119	560	
30	□(第 丈 丈) 〔刻書〕	須恵器	体外(正) 体外(横)	杯	146	62	57	-	無切	A6-2層	-	底焼 (体外 体外)		80%	灯明里	K2991118	562	
31	中	土師器	底外	杯	132	60	45	内黒	無切	A6-3層	手持けり (体外 底外)		底内スレ ロ内カケ	ほぼ完形		K2991119	564	
32	□(集)	土師器	体外(正)	杯	139	61	48	内黒	無切	A6-2層 A6-3層	-		ロ内スレ	80%		K2991119	K2991922	565
33	干	土師器	底外	杯	139	63	50	内黒	無切	A7-2層 A8-2層	手持けり (体下端)		底内スレ	80%		K2991117	563	
34	化	須恵器	底外	杯	135	65	46	-	無切	A6-2層 A6-3層 A6-4層	-	墨? (底内)		ほぼ完形	火事	K2991122	566	
35	木	土師器	体外(正)	杯	140	60	47	内黒	無切	A6-2層	手持けり (底外用)		ロ内スレ 底内スレ	50%	書類語り	K2991119	567	

【表1-2】小泉遺跡 墓書・刻書・繪刻土器 観察表

番号	登録番号	器種	種別	部位	香緒	口径	底径	器高	基色	切削	出土位置	再調査	付着物(場所)	使用痕跡	残存率	補足	號
36	K2991122	須恵器	体外(正)	杯	135	66	43	-	朱切	A6-5層 A6-ペルル ト3層	-	赤色顔料 (底内、 体内、口 内)	体内スレ 底内スレ	ほぼ完形		574	
37	K2991118	須恵器	体外(横) 底外	杯	148	68	51	-	朱切	A6-3層 A7-2層	-			70%	主(底外)は 二度書き	579	
38	K2991122	須恵器	近外	杯	140	62	45	-	朱切	A6-5層	-			80%	火燐	585	
39	K2991118	須恵器	体外(逆)	杯	*	*	*	-	欠	A6-2層	欠			破片		539	
40	K2991118	須恵器	体外(横)	杯	140	48	43	-	朱切	A6-3層 A7-2層	-			40%		545	
41	K2991118 K2991122	須恵器	体外(横)	杯	138	60	48	-	朱切	A6-2層 A7-2層	-			40%		581	
42	K2991118	土師器	体外	杯	*	*	*	内墨	欠	A7-3層	欠			破片		535	
43	K2991119	土師器	体外(正)	杯	*	*	*	内墨	欠	A7-3層	欠			破片		540	
44	K2991119	土師器	近外	杯	*	63	*	内墨	調整	A5-3層 (体下端 ~底面)				底部完存		546	
45	K299	須恵器	体外(正)	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		530	
46	K2991118 K2991119	須恵器	底外	杯	135	54	41	-	朱切	A7-2層 A7-3層	-			50%		586	
47	-	須恵器	体外(横)	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		534	
48	K280	土師器	体外(逆)	杯	154	68	62	内墨	調整	-	回転ねじ (体下端 ~底面)				50%		582
49	K280	土師器	体外(逆)	杯	*	*	*	内墨	欠	-	欠			破片		522	
50	K2991122	須恵器	底外	杯	*	63	*	-	△切	A3-5層	-	煤	底内スレ	20%			592
51	K2991119	土師器	底外	鉢	170	80	74	内墨	調整	A6-3層	手持ねじ				30%		570
52	K2991118	須恵器	近外	杯	133	54	44	-	朱切	A7-3層	-				70%		589
53	K2991118	須恵器	体外(逆)	杯	144	64	48	-	朱切	A7-2層	-				30%		590
54	K2991122	土師器	体外(横) 近外	杯	142	65	56	内墨	調整	A3-3層 (体下端 ~底面)	手持ねじ	底内アタリ 口内スレ			50%		568
55	-	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		532	
56	K280	須恵器	底外	杯	*	66	*	-	朱切	-	手持ねじ (体下端)	煤?	底内スレ	底部3/4			511
57	K280	須恵器	体外(正)	杯	140	60	39	-	朱切	-	-				20%	火燐	584
58	K2991118	土師器	体外(正)	杯				内墨	朱切	A7-2層	-				10%		549
59	-	須恵器	体外(正)	杯	146	*	*	-	欠	-	欠			破片		-	591
60	K2991118 K2991119	須恵器	体外(正)	杯	*	77	*	-	△切	A6-2層 A6-3層	-			底部完存			587
61	K2991117	土師器	体外(正) 底外	杯	126	54	48	内墨	朱切	A6-2層 A6-3層 (体下端 底)	手持ねじ	底内スレ			70%		588
62	K2991118	須恵器	体外(正)	杯				-	欠	A6-2層	欠			破片			554
63	-	須恵器	体外(正)	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		-	555
64	K2991119	須恵器	体外(正)	杯	144	*	*	-	欠	A6-3層 A7-2層	欠			30%	2文字の可能 性も		589
65	K2991118	須恵器	体外(逆)	杯	*	63	*	-	朱切	A6-2層	-			底部3/4	火燐		580
66	K280	須恵器	体外	杯	*	50	*	-	朱切	-	-			破片			507
67	K2991119	須恵器	体外(逆)	杯	*	*	*	-	欠	A7-3層	欠			破片			531
68	-	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		-	556
69	-	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		-	558
70	K280	須恵器	近外	杯	138	68	37	-	△切	-	-	煤か墨 (底内)	ほぼ完形	灯明皿			594
71	K280	須恵器	底外	杯	*	*	*	-	△切	-	-				10%		597

【表1-3】小泉遺跡 墨書・刻書・縹刻土器 観察表

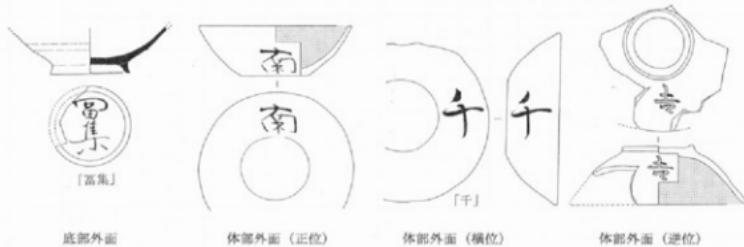
編 号	文 字	種 別	部 位	基 礎	口 徑	底 径	器 高	墨 色	切 離	出 土	再 調 査	付 着 物 (場 所)	使 用 痕 跡	残 存 率	補 足	略 号	登 録 番 号	
72	□	須恵器	底外	杯	*	58	*	-	系切	A7-3層	-		底内スレ 体内スレ	20%		KZ991119	612	
73	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片	-		576	
74	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片	-		577	
75	□	須恵器	体外	杯	151	*	*	-	欠	AB-2層 AB-3層	欠			20%		KZ991118	593	
76	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		KZ99	595	
77	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	A4-2層	欠			破片		KZ991118	596	
78	□	須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片		KZ99	611	
79	□	須恵器	体外	杯	*	54	*	-	系切	A3-2層	-			破片		KZ991119	613	
80	□	土師器	底外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		KZ99	610	
81	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	A7-2層	欠			破片		KZ991118	601	
82	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	系切	A2-2層	-			破片		KZ991118	602	
83	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	調整	AB-3層		手神打(?) (体下端 ~底面)		10%		KZ991118	603	
84	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	系切	A5-2層	-	保 (体外)		破片		KZ991119	605	
85	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		KZ99	606	
86	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		KZ99	607	
87	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		KZ99	608	
88	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片		KZ99	609	
89	□	土師器	底外	杯	*	*	*	内黒	系切	AB-2層	手神打(?) (底外周)			破片		KZ991117	529	
90	□	土師器	体外(正)	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		518	
91	□	土師器	体外(正)	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		520	
92	□	土師器	体外(正)	杯	*	63	*	内黒	系切	-	-		底部完存		KZ90		583	
93	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		521	
94	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		524	
95	□	土師器	体外	杯	*	58	*	内黒	調整	-	手神打(?) (底面)			破片	-		528	
96	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			10%	KZ		533	
97	□	土師器	体外	杯				内黒	系切	AB-2層	体外面? ?"			10%		KZ991118	551	
98	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		557	
99	□	土師器	底外	杯	*	58	*	内黒	系切	AB-2層 A4-2層	手神打(?) (体下端)		底部完存		KZ991119		571	
100	□	土師器	体外	杯	*	*	*	内黒	欠	-	欠			破片	-		578	
101	□	土師器	体外	杯				内黒	調整	ABペル ト-3層 A7-2層	手神打(?) (体下端 ~底面)			20%		KZ991118 KZ991122	547	
102	□	須恵器 〔鉢〕	体外 体外 体外	杯				-	系切	A5-2層	-		底部完存		KZ991118		553	
103	□	土師器	体外 底外	杯	*	*	*	内黒	系切	AB-2層	手神打(?) (体下端 ~底面周 縁)		底部完存		KZ991117		598	
104	□	〔鉢〕	土師器 底外 底外	杯	*	*	*	内黒	系切	A5-2層	-			10%		KZ991118		599
105	□□	土師器	体外	杯	140	58	45	-	系切	A8-2層	-	墨?(底内)		20%	赤燒き土器	KZ991117	538	
106	□	土師器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片	赤燒き土器	KZ99	600	
107	□	土師器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠			破片	赤燒き土器	KZ80	604	
108	□	土師器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠	保 (口内 体外)		破片	赤燒き土器	KZ99	614	

【表1-4】小泉遺跡 墨書・刻書・繪刻土器 観察表

No.	文字	種別	部位	器種	口径	底径	器高	墨色	切離	出土位置	再調査	付着物 (場所)	使用痕跡	残存率	補足	続号	登録番号
109 □		土師器	体外	杯	*	*	*	-	欠	-	欠	煤・灰塵 (口内 体外)		破片	赤燒土器	K299	615
110 □		須恵器	体外	杯	*	*	*	-	無切		欠			破片	表探		
111 □		須恵器	体外	杯	*	*	*	-	△切		欠			破片	表探		
112 □		須恵器	体外	杯	*	*	*	-	欠		欠			破片	表探		
113 □〔刻書〕		土師器	-	杯	*	*	*	内墨	欠	A7-2層	欠			破片		K2991117	622
114 ㊷〔鉛削〕		土師器	-	杯	*	*	*	内墨	(鉛 削)	-				破片	-		623
115 □〔刻書〕	須恵器	-	杯	*	68	*	-	無切	A6-3層	-				20%		K2991118	621
116 □〔刻書〕	土師器	-	杯	136	68	42	内墨	調整	A6-2層 A7-3層	手持けつり (底面)	底内スレ		30%			K2991118	625
117 □〔刻書〕	須恵器	-	杯	-	-	-	-	△切	A4-2層	-				20%		K2991119	618
118 □〔刻書〕	須恵器	-	杯	*	*	49	-	欠		欠				30%		25-19-2	624
119 □〔刻書〕	須恵器	-	杯			-	-	無切	A7-2層	-	煤 (底内)		底部充存	割そろえ		K2991118	617

【表の見方】

- No.および、登録番号は巻末概観表と対応。ただし、文字解釈や付着物、消費痕跡など、本表に関する事項はすべて村木の個人的判断による。よって、事実記載、認識の誤り等の責任はすべて村木に属する。
- 文字について、□は欠損等により、文字が不明なもの。□□は二文字。
- 墨書部位について



- 消費痕跡については、アリリは器同士を重ねた折などに底部外面カドと底部内面があたって形成されるようなものを指す。
- スレは底内面を何らかの目的で使用した時や、口縁内側に帯状に横に磨れた状況のものを指している。
- 残存率に関しては、その計測式等で算出したものでは無い。肉眼で判断した残存状況を参考程度に掲載している。



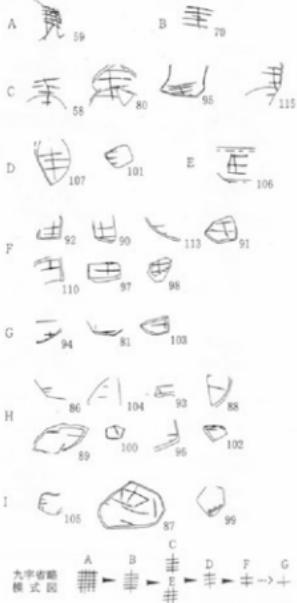
【図1】小泉遺跡 墨書・刻書土器の文字

○ 星 國
 ② 日 恵
 生 人 壬
 壬 月 雨
 田 月
 五 月

稲 荷 殿
 國 君
 惠 壬
 壬 地
 雪 雪 雪 雪 雪
 南 菩 薩
 間 間 初



【図2】則天文字一覧



【図3】稻荷台出土の「土」墨書き土器

* 表中の括弧は数が増える可能性があるもの

No.	縹の数	縹刻の部位
A 59	4×5	内面 体～底部
B 70	1×5	内面 体部
C 58	1×4	内面 体～底部
80	1×(4)	内面 体～底部
95	1×(4)	内面 体部
118	(1)×4	内面 体～底部
D 107	1×3	内面 底部
101	(1)×(3)	外面 体部
E 106	2×3	外面 体部
F 92	1×(2)	内面 口縁近く
90	1×(2)	内面 口縁近く
113	1×(2)	内面 口縁近く
91	1×(2)	内面 体～底部
110	1×(2)	内面 体部
97	1×(2)	内面 体部
98	(1)×(2)	内面 体部
G 94	(1)×(1)	内面 口縁近く
81	(1)×(1)	内面 底部
103	(1)×(1)	内面 底部
H 86	(2)	内面 底部
104	(2)	内面 底部
93	(1)	内面 口縁
88	(1)	内面 底部
89	(1)	内面 底部
100	(1)	内面 体部
96	2?	内面 体部
102	3?	内面 体部
I 105	呪符?	外面 体部
87	祓?	内面 体部
99	細かいヰズ	外面 体部

【図4】林前南館跡出土の「井」の字形変化

A1類

吉

8

吉

4

須・体外(横)

吉

10

吉

13

須・体外(逆)

吉

51

土・底外

A2類

吉

6

須・底外

吉

37

須・底外

吉

7

土・底外

吉

44

土・底外

吉

11

須・体外(横)

B類

吉

9

須・底外

吉

9

須・体外(横)

吉

12

須・底外

C類

吉

38

須・底外

吉

3

土・底外

吉

25

須・体外(逆)

吉

37

須・底外

吉

2

須・体外(正)

吉

5

須・底外

吉

40

須・体外(横)

0

5 cm

【図5】小泉遺跡「吉」墨書土器の字形とその分類

第一図 荒田目条里遺跡の位置

(縮尺 二万五千分の一図)



(国土地理院発行二万五千分の一図「平」1986年使用)

【図6】荒田目条里遺跡とその周辺

東北地方における「厨」銘墨書土器出土遺跡について

水沢市埋蔵文化財調査センター

伊藤 博幸

東北地方における「厨」銘墨書土器出土遺跡について

水沢市埋蔵文化財調査センター
伊藤 博幸

はじめに

1. 「厨」墨書土器出土遺跡について

1) 遺跡と出土遺構の種類—傾向と特徴—

- 遺跡の種類では a) 城柵遺跡 志波城跡・徳丹城跡・胆沢城跡・秋田城跡・払田柵跡・多賀城跡
伊治城跡
b) 郡衙跡 名生館遺跡（玉造郡衙）・東山遺跡（賀美郡衙）・清水台遺跡（安積郡衙）・閔和久遺跡（白河郡衙）・泉庵寺跡（行方郡衙）・根岸遺跡（磐城郡衙）
c) その他官衙遺跡 上谷地遺跡（本荘市土谷：由理柵擬定地）・怒遺跡（大曲市藤木：不明官衙）・館前遺跡（国司館）・夏井廃寺跡（磐城郡衙附属寺院）
d) 官衙関連遺跡（集落跡） 館畠遺跡（徳丹城関連）・山王遺跡／市川橋遺跡
／郷楽遺跡（多賀城関連）・広畠遺跡（行方郡衙関連）・小茶円遺跡
(磐城郡衙関連)・咲田遺跡／古龜田遺跡（安積郡衙関連）・鍛冶屋遺跡（双葉郡権葉町：磐城郡権葉郷・白田郷家関連か）

2) 出土遺構には、住居跡、溝跡、井戸跡、建物跡（柱掘り方）、土壙跡、水田跡、盛り土・整地層、湿地・泥炭層、その他（表土・耕作土・不明）がある。

遺構別では、もっとも多いのがa) 盛り土・整地層で、次いでb) 住居跡出土、c) その他（表土・耕作土）、d) 土壙跡の順になる。意外に少ないのがe) 溝跡・井戸跡・建物跡・湿地泥炭層で、ほぼ同数の出土数で差はない。これらは最終的な土器の廃棄・移動場所を示唆するものと考えられる。

3) 時期：9世紀代が圧倒的に多いが、郡衙が比較的早くに整備される福島県域の陸奥国南部では、8世紀前半代に厨墨書が出現している。また出羽国秋田城でも8世紀中頃から後半代に厨墨書が現われてきている。胆沢城など王朝国家期段階まで残る城柵では、一部10世紀前葉まで厨墨書が残る。

2. 「厨」銘墨書土器について

1) 内容

- 一文字型 厨（これが圧倒的に多く、各遺跡に通有的に存在）
二文字型 玉厨（名生館遺跡）・城厨（伊治城跡）・上厨（東山遺跡）・厨上（秋田城跡）・主厨（小谷地遺跡）・官厨（秋田城跡）・酒厨（秋田城跡）・政厨（秋田城跡）・客厨（秋田城跡）・厨家（払田柵跡）・厨／厨（山王遺跡・清水台遺跡）・口厨（秋田城跡）・在口（厨カ：咲田遺跡）

三文字型 官厨舎（秋田城跡）・□厨舎（秋田城跡）・□所□（政カ所厨カ：払田柵跡）

※三文字型の類例はきわめて少ない。

※二・三文字型の墨書は地名（機関名）、施設名（所属官司）、用途（を省略した一字）を冠する例が多い。

2) 土器の種類と記載部位

土器の主体は須恵器と土師器。秋田城では赤褐色土器が主体（赤褐色土器 60% 須恵器 38% 土師器 2%）。福島県では土師器が主体。総体的に厨墨書き土器の種類は、陸奥南半では土師器が主体で、多賀城付近でその比率は半々となり、それより北の陸奥北半では須恵器が主体となる現象がみられる。

器種は須恵器、土師器、赤褐色土器ともに圧倒的に壺が占め、高台壺の墨書き土器は秋田城のみにみられる。ほかに須恵器蓋、鉢がわずかにある。

墨書きされる部位（記載部位）は壺では底部外面を主体とし、次に口縁部（体部）外面がある。須恵器蓋では天井部外面に墨書きされるが、ツマミ頂部例（秋田城跡）もある。

記載方向は口縁部では正位を原則とするが、払田柵跡や山王遺跡では横位、倒位例もみられる。また、口縁部から底部にかけて墨書きする例、口縁部と底部に厨各一字を墨書きする例もわずかにある。

3. 他墨書き土器との組合せについて

秋田城 厨+中食

官厨+政厨+厨上+酒所

厨+廳

厨+政所+酒+仕料+中食

厨+宮+淨+御酒

多賀城 厨+石團+賀+万+名大首

厨+南館+仇+選+信夫

名生館 玉厨+大道

伊治城 城厨+東

胆沢城 厨+左+右

厨+廳+中食+口團

徳丹城 厨+稻

清水台 厨+尺

厨+在+曹+大在

小谷地 主厨+主+伴+雄+里權

鍛冶屋 厨+主家+中生+歲成

古龜田 厨+信夫

4. 「厨」墨書き土器をめぐって

厨の基本的性格

- a) 調理センター
- b) 土産物の集積センター
- c) 分配センター

5. 廚院の構成—平城宮と胆沢城の事例—

1) 平城宮大膳職の官衙構成と配置

- ・奈良時代後半には、内裏北外郭には内膳司、西宮の北には大膳職という、いずれも食糧関係の官司がおかれた。
- ・大膳職は大きくは、東西に2つのブロックに区画され、さらに内部がそれぞれ2分される。1単位の区画内には、井戸を正面に据えて北に官衙正殿を配し、左右あるいは東西に長大な建物を配置する。棟筋を揃えた長大な複数の建物と井戸が大膳職の基本的構成要素である。

2) 胆沢城府庁厨の構成と配置

- ・9世紀後葉頃から政府南方の外郭内に府庁厨が成立する。
 - ・構成は正面に東西棟の厨正殿を置き、前面中央に井戸を据え、さらにその左右（西棟は未確認）に長大な建物を南北方向に配する。長大な建物と井戸が胆沢城厨の基本的構成要素である。
- 3) 以上より、胆沢城の府庁厨が平城宮大膳職と規模の差は別にして、基本的構成要素に共通性があることは認めてよい。宮都と地方官衙に共通した構造をもつもののひとつ、それが「厨」院である。

1. 古代東北の城柵と官衙遺跡

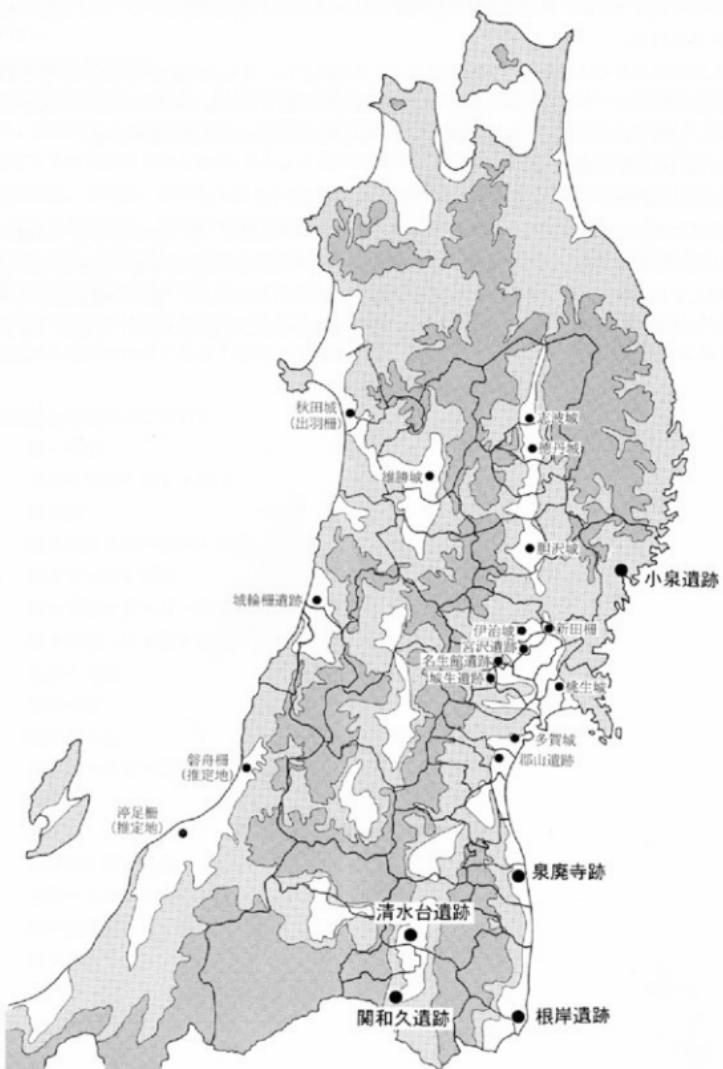
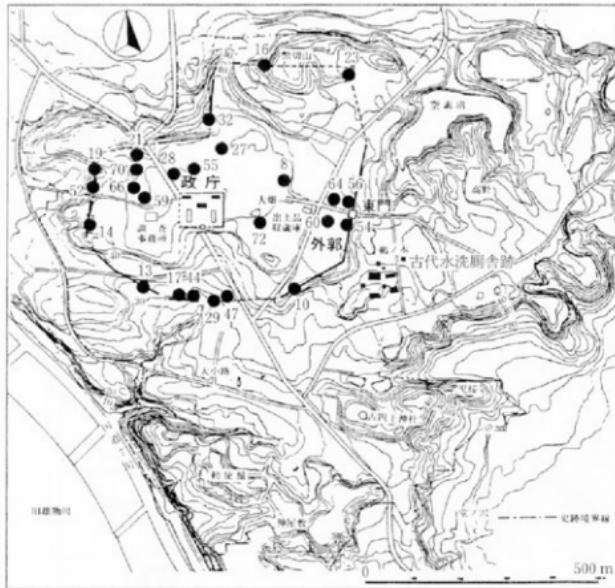


図116 古代東北の城柵

原図は桑原滋郎「奈良・平安時代—多賀城と東北の城柵」(『多賀城市史』第1巻 原始・古代・中世 多賀城市史編纂委員会 1997) の挿図「古代東北の城柵」を使用



2. 秋田城跡



厨

3-401



3-360

厨



3-383

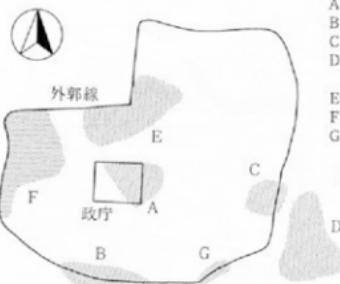
厨

3-359



厨

3-690



- A : 政府域 (33・36・38・40・49次調査)
- B : 外郭南辺域 (13・17・24・29・44・47次調査)
- C : 外郭東門周辺 (54・56・60次調査)
- D : 外郭東方櫓／木地区 (18・22・25・26・30・34・35・39・42・58・61次調査)
- E : 政府域北端 (27・28・31・32・55次調査)
- F : 外郭西辺域 (14・19・21・59次調査)
- G : 外郭南東部 (10次調査)

秋田城跡における墨書き土器出土地区



3-123



3-136



3-569



3-124

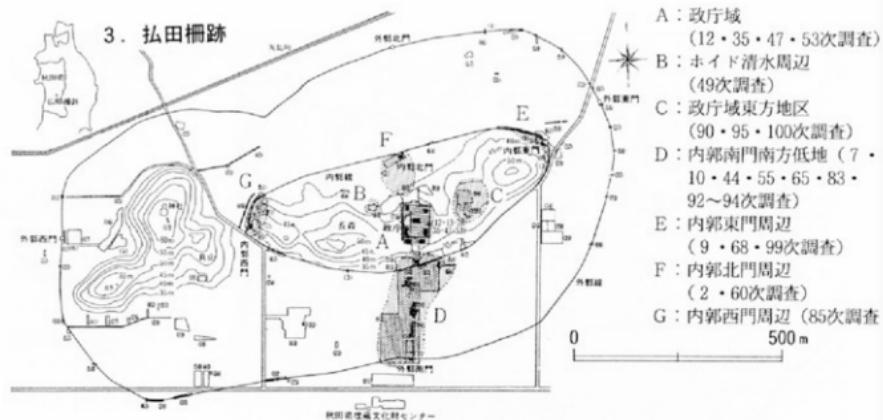
3-133



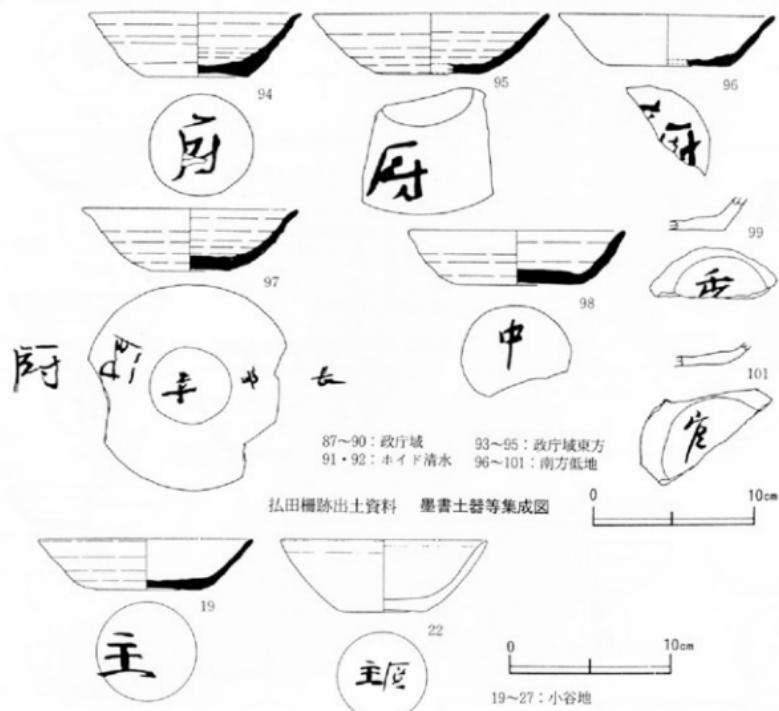
10 cm 3-94



3-431



払田柵跡における墨書き土器出土地区



高橋 学「秋田県内出土の墨書き土器、籠書き・刻書き土器」(『秋田県埋蔵文化財センター研究紀要』第10号 1995)による

熊田亮介「古代の文字史料—墨書き土器等」(『秋田市史』第7巻 古代 史料篇 秋田市 2001)による

4. 多賀城跡

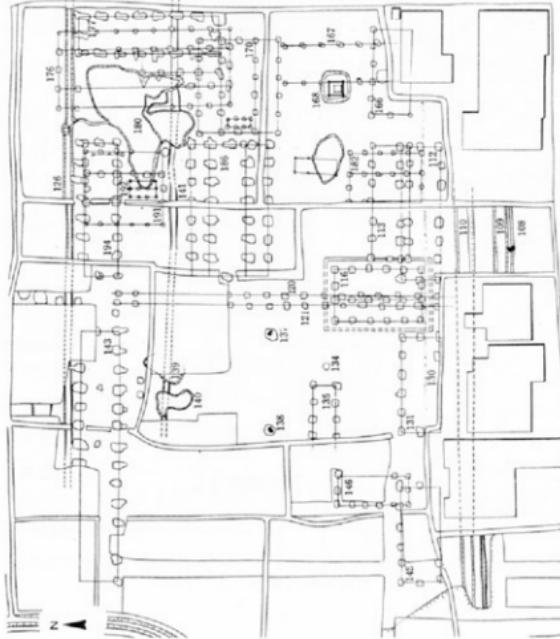
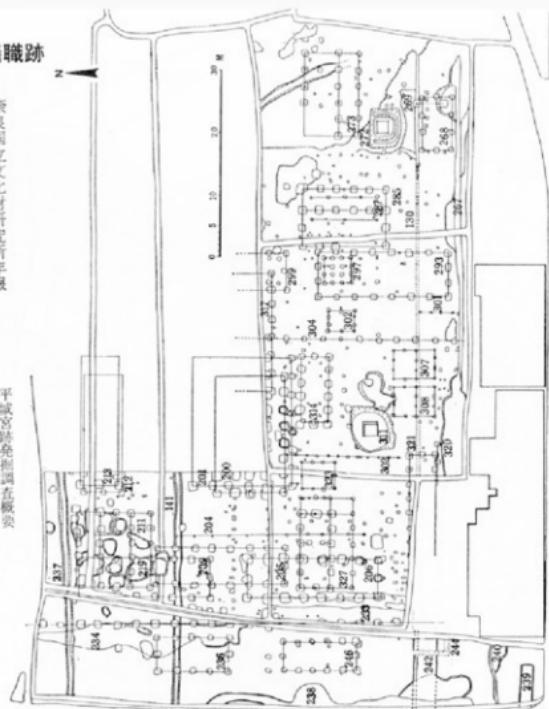


多賀城跡全体図 (1/7,000)

5. 平城宮大膳職跡

奈良國立文化財研究所年報

平城宮跡発掘調査概要



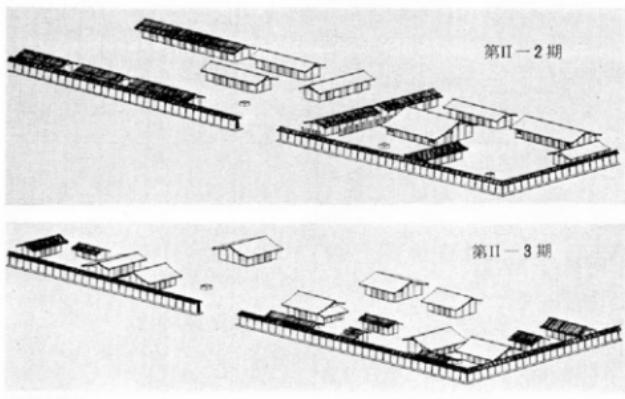
第3図 宮衙遺跡(第6・7次)実測図

第6図 第2・4・5次発掘地実測図

6. 大膳職の位置と復元図

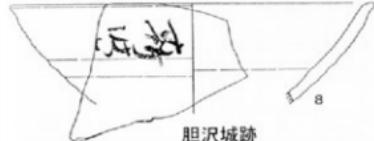


小澤 毅『日本古代宮都構造の研究』2003 を一部改変

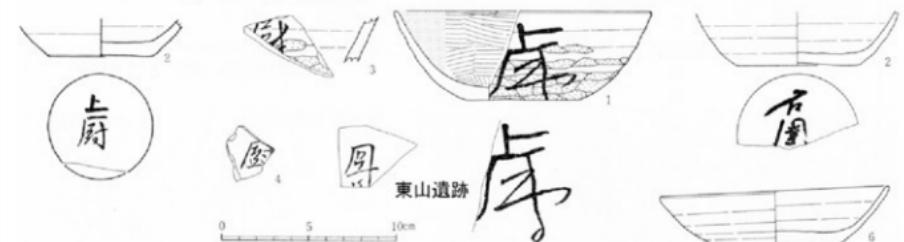




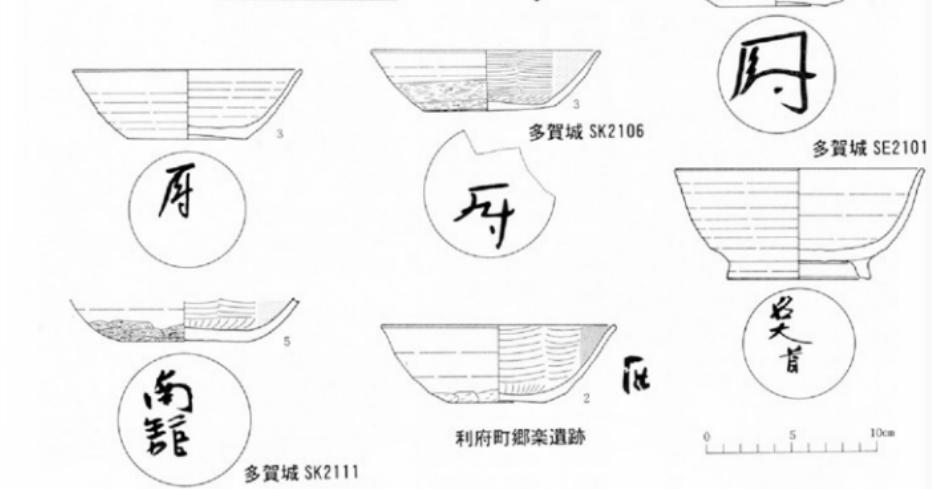
8. 厨墨書土器



S E 1050井戸出土墨書土器実測図



0 5 10cm



0 5 10cm



根岸遺跡(厨)と関連遺跡



小泉遺跡(厨)位置図

東北地方の「厨」銘墨書土器出土遺跡一覧表

岩手県

遺跡名	出土遺構	種別	部位・積文	時期
志波城跡（官衙跡）	SI430 住居跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀初頭
	SI002 住居跡	土師器坏	底部 厨	9世紀初頭
徳丹城跡（官衙跡）	SI855 住居跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前葉
館畠遺跡（官衙関連）	SI071 住居跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前葉
胆沢城跡（官衙跡）	25SD207 溝跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前半
	39SE573 井戸跡	土師器坏	口縁部 厨	9世紀後半
	49SB989 建物跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前半
	49SD993 建物跡	土師器坏	口縁部 厨	9世紀前半
	"	須恵器坏	底部 厨	9世紀前半
	50SK1031 土壙跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前半
	52SE1050 井戸跡	須恵系土器坏	口縁部 厨	10世紀前葉
	54SE1162 井戸跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前半
	59SD2005 溝跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀後半
小泉遺跡（ ）	一括廃棄	須恵器坏	底部 厨	9世紀中葉

秋田県

秋田城跡（官衙跡）	17.9層	土師器坏	底部 厨	9世紀中期
	"	須恵器坏	底部 □厨舍	9世紀中期
"	"	須恵器坏	底部 厨	9世紀中期
17SI209 住居跡	須恵器坏	底部 官厨舍	8世紀後期	
17.6層	赤褐色土器坏	体部 厨	9世紀中期	
"	須恵器坏	底部 厨	9世紀前期	
17SI204 住居跡	須恵器高台坏	底部 官厨	9世紀前期	
"	須恵器坏	底部 厨上	9世紀	
17.8層	赤褐色土器坏	底部 政厨	9世紀中期	
"	赤褐色土器坏	底部 厨上	9世紀中期	
"	" 高台坏	底部 厨	9世紀後期	
"	須恵器坏	底部 厨	9世紀中期	
17.7層	赤褐色土器坏	底部 □厨	9世紀	
"	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀	
17.5層	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
26.3 整地層	須恵器坏	底部 厨	9世紀後期	
33SK584 土壙跡	赤褐色土器坏	底部 厨上	9世紀中期	
33炭化物層	須恵器坏	底部 厨	9世紀前期	
"	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
"	須恵器高台坏	底部 厨	9世紀	
33OE86-89 井戸	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
33SI1579 住居跡	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
33SI1593B 住居跡	赤褐色土器坏	底部 厨上	9世紀中期	
"	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀	
33SI593A 住居跡	須恵器坏	底部 厨	9世紀前期	
"	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀中期	
33暗褐色砂土	赤褐色土器坏	体部 厨	9世紀後期	
33黃褐色砂土層	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
33赤褐色砂	須恵器坏	底部 官厨	9世紀	
33SI580 住居跡	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
34SG463 湿地	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	
34SE621 井戸跡	赤褐色土器坏	底部 厨	9世紀後期	

38SX735	赤褐色土器坏	体部	厨	9世紀後期
38 褐色砂	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
"	赤褐色土器坏	体部	厨	9世紀
38 整地粘土層	須惠器坏	底部	厨	8世紀後期
" 下炭化物層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
38SI1703 住居下層	土師器高台坏	底部	厨	9世紀後期
"	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
"	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
" 住居上層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
38SI1704 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
"	" 高台坏	底部	厨	9世紀後期
39 泥炭層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
40 耕作土層	須惠器坏	底部	厨	9世紀
44SI1846 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
"	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
44SI1847 住居跡	赤褐色土器坏	体部	厨	9世紀後期
44SI1849 住居跡	須惠器坏	底部	厨	9世紀前期
44SI1890 住居跡	須惠器高台坏	底部	厨	8世紀後期
44SK905 土壙跡	赤褐色土器坏	底部	酒厨	9世紀前期
44SK904 土壙跡	須惠器坏	底部	厨	9世紀前期
44-3 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
44-4・5 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
44-6 層	須惠器高台坏	底部	厨	9世紀
44-8 層	須惠器坏	底部	官厨	9世紀前期
44-10 層	須惠器高台坏	底部	厨	9世紀前期
54SI1010 住居跡	赤褐色土器坏	体部	厨	9世紀前期
54 暗褐色砂層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀
"	須惠器蓋	外面	厨	9世紀前期
"	赤褐色高台坏	底部	厨	9世紀後期
54 褐色砂層	赤褐色土器坏	体部	厨	9世紀
54 灰黃褐色砂層	赤褐色土器坏	底部	客厨	9世紀前期
54 灰黑褐色粘土層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
54 地山飛砂直上層	須惠器坏	底部	厨	8世紀中期
54SI1051 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
54SG1031 濕地	須惠器坏	底部	厨	8世紀後期
"	赤褐色土器坏	底部	厨	8世紀
"	須惠器蓋	外面	厨	8世紀後期
" 上層	須惠器坏	底部	厨	8世紀後期
54SI1057 住居跡	須惠器坏	底部	厨	8世紀
54SK1027 井戸跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
54 耕作土	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
54-7 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
54-12 層	須惠器坏	底部	厨	9世紀前期
"	須惠器蓋	?"	厨	9世紀前期
54-13 層	須惠器坏	底部	厨	9世紀前期
56SB1102 掘り方	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
56SI1105 住居跡	須惠器坏	底部	厨	9世紀後期
56-3 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀
59SI1210 住居跡	須惠器坏	底部	厨	9世紀前期
60SI1217 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
60SI1235 住居跡	須惠器高台坏	底部	厨	9世紀前期
60SI1021 住居跡	"	底部	厨	9世紀前期
60-3 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期

60-3 層	須恵器坏	底部	厨力	9世紀前期
60-5 層	須恵器坏	底部	厨	9世紀中期
60-8 層	須恵器高台坏	底部	厨力	9世紀前期
62-9 層	須恵器坏	底部	厨	8世紀後期
62-13 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀
64SX1442 カマド	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
64-3 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀
67-8 層	須恵器坏	底部	厨力	9世紀後期
"	赤褐色土器坏	底部	厨力	9世紀後期
67-9 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
67-10 層	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
69-10 层	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀前期
72SI1541 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
72SI1544 住居跡	赤褐色高台坏	底部	厨	9世紀
72SI1547 住居跡	赤褐色土器坏	底部	厨上	8世紀後期
72SK1555 土壙跡	須恵器坏	底部	厨	9世紀中期
"	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
72SK1556 土壙跡	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀中期
72 耕作土	赤褐色土器坏	底部	厨	9世紀後期
払田柵跡（官衙跡）	政庁域 7FE68 II	須恵器坏	底部	厨
	10F167	土師器坏	底部	厨
	12SK194	土師器坏	底部	厨
	12JQ86	土師器坏	底部	厨
	47SB500-6	土師器坏	底部	厨
	49KE37IV	土師器坏	底部	厨
	"	土師器坏	体部	厨
	49KE34III	土師器坏	体部	厨
	49-3KF36 II	土師器坏	体部	厨
	49-3KF36 III	土師器坏	底部	厨
	"	土師器坏	体部	厨
	49-3KF37 II	土師器坏	体部	厨
	49-3KF37 III	須恵器坏	底部	厨
	53KC05 III	土師器坏	底部	厨
53SI601・602	土師器坏	底部	厨	9世紀
	出土地点不明	土師器坏	体部横位	厨
49-2 ホイド清水 政府東方 95KH53	出土地点不明	土師器坏	天井部外面	厨家
	49-2 ホイド清水	須恵器蓋	体部	政力所厨力
南方低地 SK1033	政府東方 95KH53	土師器坏	底部	厨
	"	須恵器坏	体部	9世紀
	南方低地 SK1033	須恵器坏	倒位	厨
	"	須恵器坏	底部	9世紀
小谷地遺跡（埋没家屋）	須恵器坏	体部	倒位	9世紀
	3 埋没家屋	土師器坏	底部	主厨
上谷地遺跡（由理柵）	表採資料	土師器坏	体部	厨力
	一括採集	須恵器坏	底部	9世紀後半
怒遺跡（古代官衙跡）				8末～9前半

宮城県

多賀城跡(官衙跡)	24SB224 盛土整地	須恵器坏	底部	厨	9世紀
作貫地区	36SX1183 土壙	土師器坏	底部	厨	9世紀
	39SD1168 溝跡	土師器坏	底部	厨	9世紀
大畑地区	60SE2101Ⅲ層	須恵器坏	底部	厨	9世紀
	60SK2106 土壙跡	土師器坏	底部	厨	9世紀
	60SK2111 土壙跡	須恵器坏	底部	厨	9世紀

	61-11 層 61-10 層 67SK2385 土壌跡	土师器坏 土师器坏 須惠器坏	体部 体部 底部	厨 厨 厨	9世紀 9世紀 9世紀
名生館遺跡（官衙跡）	1SI04 住居跡	土師器坏	底部	玉厨	9世紀後半
東山遺跡（郡衙跡）	5SK369 5SK364 5ME23 II層 5MD22 II層 5出土地不明	土師器坏 須恵器坏 須恵器鉢 須恵器坏 須恵器坏	体部～底部 底部 体部 底部 底部	上厨 上厨 厨 厨 厨	9世紀 9世紀
伊治城跡（官衙跡）	3中央区 1層	須恵器坏	底部	城厨	8世紀末
館前遺跡（官衙跡）	東溝跡 4層 東溝跡 12層	須恵器坏 須恵器坏	底部 底部	厨 厨	9世紀 9世紀
山王遺跡（官衙関連）	25SD855	須恵器坏	底部・体部	厨	8世紀末
市川橋遺跡（官衙関連）	5Ⅲ層水田 7SK236 土壌跡 TG37 次調査 市川橋周辺川底	須恵器坏 須恵器坏 土師器坏 須恵器蓋	底部 底部 底部 天井部	厨 厨 厨 厨	9世紀初頭 9世紀初頭 9世紀 9世紀
郷楽遺跡（多賀城関連）	II 10号住居跡	土師器坏	底部	厨	9世紀

福島県

清水台遺跡（郡衙跡）	SK1202 土壌跡 " " SK1204 土壌跡 SK1528 土壌跡 SK1538 土壌跡 SK1541 土壌跡 SK1531 土壌跡 SB1517 柱穴 18-調査区内	土师器坏 土师器坏 土师器坏 土师器坏 土师器坏 土师器坏 土师器坏 土师器坏	体部・底部 底部 底部 底部 底部 底部 底部 底部	厨・厨 厨 厨 厨 厨 厨 厨 厨	9世紀 9世紀 9世紀 9世紀 9世紀 9世紀 9世紀 9世紀
関和久遺跡（郡衙跡）	SD109 土壌跡 SD103 土壌跡	土師器坏 土師器坏	底部 底部	厨 厨	9世紀 9世紀
夏井廃寺跡（寺院跡）	III 38号トレンチ	須恵器坏	底部	（刻書）厨	8世紀前半
泉廃寺跡（郡衙）	土壤・溝跡	土師器坏	底部	厨	8・9世紀
広畠遺跡（官衙関連）	土壤跡	土師器坏	底部	厨	8・9世紀
根岸遺跡（郡衙）	湿地帶上層	須恵器坏	底部	（刻書）厨	8世紀
小茶円遺跡（集落跡）	33 住居跡	土師器坏	底部	厨	9世紀
咲田遺跡（集落跡）	15号土壌跡	土師器坏	体部	在口（厨カ）	9世紀前半
鍛冶屋遺跡（集落跡）	1次 7号住居跡	土師器坏	底部	厨	9世紀前半
大迫遺跡	10号住居跡	土師器坏	底部	厨	9世紀前半
古龜田遺跡	B ブラフ 6地点	土師器坏	底部	厨	9世紀

太平洋岸交流・交易の世界

盛岡市教育委員会
八木 光則

太平洋岸交流・交易の世界

盛岡市教育委員会

八木 光則

1 はじめに

古代の蝦夷社会はけっして閉鎖社会ではなく、交流・交易を通して、ヤマト（倭・大和）や大陸ともつながっていた。その交流・交易のルートは海や河川沿いに形成されており、縄文時代から存在していたルートであったが、古墳時代以降、ヤマトとの交易は政治的意味合いをもつようになり、国家や蝦夷の成立過程にも関係するようになる。

これまで古代の海上ルートというと、阿倍比羅夫の北征や渤海国との交渉など、環日本海の交流・交易が議論されることが多かった。近年の調査の進展によって、太平洋岸でも交流・交易を示す考古学データが蓄積されつつある。小報告は5～10世紀に行われた東北北部から北海道の太平洋岸での交流・交易の様相を概観するもので、蝦夷の広範な活動の一端を明らかにしようとするものである。

報告の前提として、古代蝦夷の範囲についての私見を次に掲げておきたい。



2 東北北部～北海道の交流・交易を示す資料

山地が沈降してきたリアス式海岸は、牡鹿半島から宮古市まで複雑な海岸線を呈している。リアス式の海岸の南端を回りこんだところが、北上川の河口にあたる石巻市である。宮古市の北は隆起海岸で断崖や岩礁が続き、船の出入りは北上高地から東流する河川の河口に限られる。その北、馬淵川の河口の八戸市から下北半島尻屋崎に向かって砂泥性の海岸線がゆるやかな弧を描いている。石巻・宮古・八戸は海岸線の変換点にあたっており、海上交易の要衝であったことが予想される。

北海道では渡島半島南東端の恵山岬を経て、駒ヶ岳山麓の砂原から室蘭市チキウ岬に向かい、苫小牧市経由で石狩低地帯へ入ることができます。ただしこれから見ていくように渡島半島では交流・交易を示す資料が少ないので、海岸沿いのルートだけではなく、親潮などの海流にのった往来も想定されよう。

第1図



第2図

東北北部～北海道の
須恵器と堅穴住居跡
(4～6世紀)

須恵器 東北北部～北海道で年代を特定できる須恵器は5世紀後半～6世紀初めに集中する。

北海道

- 1 七飯町上藤城 3
2 恵庭市柏木 B

青森県

- 3～6 天間林村森ヶ沢
7 十和田湖町三日市

秋田県

- 8 横手市田久保下<墳墓>
9 西目町宮崎<墳墓>

岩手県

- 10 横手市オホン清水<住居>
11 大船渡市大船渡病院
12 金ヶ崎町高谷野原
13 岩手県水沢市今泉<住居>
14～22 岩手県水沢市中半入<住居>
23 水沢市勝性<住居>

22

1 : 5

20cm

23



八戸市田向清水遺跡 SI-1 堅穴住居跡

堅穴住居跡 堅穴住居は縄文時代（一部旧石器時代）以来の伝統的な住居形態であるが、4～6世紀の東北北部から北海道ではこの住居がつくられなくなる。短期の移動を繰り返したためとみられている。

岩手県内の堅穴住居は、4世紀の水沢市高山がもつとも古い。5世紀になると同面塚や中半入遺跡などで竈を取り付けられた住居があらわれる。北上市笛谷地遺跡で5世紀の住居跡が確認されており、これが北限となっているが、竈はみられない。

5世紀では竈の普及は部分的であった。宮城県でもこの時期の住居の竈は仙台市岩切鶴ノ巣遺跡などまだ少ない。

こういった中で八戸市田向清水遺跡から面塚のような竈をもった堅穴住居跡が確認された。現在発掘調査中で、複数棟存在しているようであるが、堅穴住居はその後に継続しないことから、短期的な南北からの移住者の集落とみられる。

第3図

末期古墳と副葬品
(7~8世紀)



末期古墳　蝦夷が築いた古墳様塚墓。7世紀初めの北上市岩崎台地・魚ヶ崎町西根道場古墳に初源形態がみられる。碟都型は北上盆地に限られ、土壇型は太平洋側や北海道の石狩低地帯に分布。8世紀後半に、それまで末期古墳がつくられなかった東北日本海側をふくめ、各地で墳丘内に埋葬する形（円形周溝）に移行する。

第4図

錫と“北の方頭”

(7世紀後半～8世紀前葉)



○	錫製品（環状）
□	“北の方頭”

(小嶋 1996 をもとに構成)



オホーツク土器

沈線文の土師器 土師器は無文が一般的であるが、口縁部沈線を施すものがあり、その特徴からオホーツク土器を除き、北海道の概文土器、東北太平洋側の單条、日本海側の多条沈線文の土師器に分けられる。

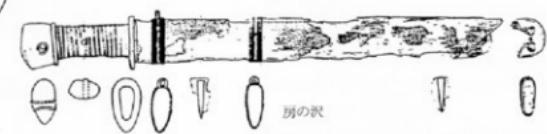


0 1 : 3 10cm

錫製品 7世紀の錫製品は北海道中央部に多く、大陸からの移入品と考えられている（小嶋 1996）。東北では太平洋側に分布。ほとんどが腕輪などに利用されている。



単条沈線文



0 1 : 6 20cm

“北の方頭” 錫製品の分布と重なるように、柄頭に極広の方頭をつけ、柄に鉄継を巻いた太短い鉄刀が分布する。单脚足金具の特徴は7世紀後半頃のものである。

第5図

石帶と唐様大刀

(9~10世紀)



(津野2003をもとに構成)

第6図

土師器窯の地域差（9～10世紀）



土師器窯 9世紀には坏が輪轉を使ってつくられるが、保守性の強い窯は地域差が顕著にみられるようになる。

城柵が設置された地域では輪轉成形の陸型窯や北塊型窯であるが、東北北部では輪轉を使わない北塊型窯が主体を占める。

盛岡～北上間では集落によって陸型と北奥型の比率が異なっており、両者がモザイク状に混在している。

北海道では文様が施された撫文土器やオホーツク土器（10世紀以降はトビニタイ土器）となり、地域差が顕著になっている。

小泉遺跡では、北奥型窯が8割前後を占め、北部的要素が強い。

第7図

津軽と北海道との交易

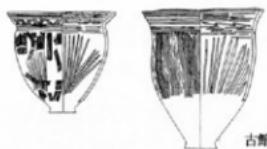
(10世紀)



● 織文土器（10世紀頃、北海道は主な遺跡）

□ 五所川原産須恵器（青森県は主な遺跡）

■ 五所川原窯跡群



古都



五所川原 持子沢窯

(縮尺は任意)

五所川原窯の操業 9世紀後半～末に津軽で大規模な須恵器窯の操業が開始される。その製品は青森県や秋田・岩手県北だけでなく、10世紀には北海道にもひろく供給されている。

須恵器のほかにも津軽では製鉄がさかんに行われ、これも北海道に送られた。

日本海ルートの玄関口として、津軽は交易の重要な拠点となつた。

擦文土器はそといった北方との交易・交流を示すものである。

3 太平洋岸の特産物

第8図 鉄の生産（9～10世紀）

福島・宮城の官営製鉄工房

福島県浜通りでは大規模な製鉄工房が操業された。原町市金沢地区123基、新地町武井地区23基、相馬市大坪地区12基など、7世紀後半～10世紀にかけての多数の製鉄炉が確認されている。操業当初には東国にはあまり例のない西国型の箱形炉が採用されており、東北経営の一環として技術移転されていく。

また宮城県多賀城市柏木遺跡は、砂鉄を原料とする4基の整形炉を用いた製鉄遺跡で、堅穴住居内で精錬や鍛造（小鐵冶）が行われている。時期は8世紀前半で、このころ造営された多賀城の東4kmに位置する官営工房であった。

これらの製鉄工房で一部は製品化され、また一部は鉄素材として各地の鍛造工房に供給され、製品化された。

蝦夷の鉄生産（9～11世紀）

9世紀の幣伊（宮古周辺）では、約9割の堅穴住居跡から鉄器・砥石・ふいご羽口・鉄滓のいずれかが出土する。この地域で製鉄が行われ、周辺集落に鉄が供給されていたのである。

近年、幣伊地域の製鉄遺跡が調査され、実態がよくわかつた。その結果、官営工房とは異なる独自の鉄生産がはつきりしてきた。

1 製鉄炉と木炭窯は大規模な造成を伴わない

小形のもので、室内工業的に行われ、同一箇所で長期・継続的に経営された。

2 精錬・鍛冶も同一地域内で実施し、蝦夷社会への鉄・鉄器の供給基地となっていた。

3 貝伊より遅れて津軽・鹿角にも生産拠点ができるが、炉の構造などが異なり、技術の系譜で地域差が認められる。



製鉄 砂鉄や鉄鉱石（鉄鉱など）から鉄分を取り出す工程。

幣伊の製鉄炉は斜面に円筒形の堅形炉を築き、斜面上に送風のためのふいご座、下に落け出した不純物（鉄滓）を受けるくぼみ（排滓部）をつける。多量の木炭を使うので炭窯や、鉄滓を集積する廢滓場が併設される。

精錬 製鉄で得られた鉄鉱から不純物を取り除く工程。

幣伊では低い円筒形の精錬炉で、ふいごは炉床に近い高さに据えられる。排滓量が少なく、排滓部は小さく、廢滓場もできない。金槌での鍛錬も行われ、鍛造剝片と呼ばれる粒が周辺に散乱する。

鍛冶 製品に鍛造加工したり、修理する工程。

地面を浅く掘り底めた火葬炉に小形のふいごで送風しながら、鉄を熱し、鉄鉱石の上で製品に加工する。

細かな鍛造剝片や楕円形滓が出る。

幣伊だけでなく、内陸などの消費地でもみられる。

第9図 久慈琥珀の加工工程（久慈市中長内遺跡）



久慈琥珀 久慈産の琥珀は6世紀に關東や畿内など、広範囲に流通していた。水沢市中半入遺跡では既に5世紀から玉に加工されていた。

8世紀の平城京などでも久慈琥珀の玉類が出土しており、朝貢品のひとつであったことがうかがえる。

また、北海道から岩手の7～8世紀の末期古墳で琥珀製の玉や原石が副葬されており、蝦夷社会内部での流通も行われていた。

原産地での琥珀加工も行われた。
8世紀後半以降の久慈市中長内遺跡
では多数の竪穴住居跡や土壙から琥

珀の玉末製品や剝片が出土している。それらの琥珀は原石採取・粗割り・荒削り・穿孔・削り・研磨の工程別に分類することができるが、製品はみられない。

中長内では集落全体で琥珀加工にたずさわっていたものと注目される。

第10回 昆布

新嘉式 卷 23 民部式

上野國 銀五十五萬石、布一千五百石、九百石。
下野國 布一千四百石、米六石。每布七千三百斤、鹿革一張。
陸奥國 麟皮、鹿皮、牛皮數張。每疋食三百石、五十四石。每疋毛一千斤。
信濃國 草二千八百石、米一千石。
信濃國 草二千八百石、米一千石。

出羽國 熊皮甘強。鹿犴皮甘強。獐皮四十
張。鹿皮二十張。狼皮五十枚。紫
貂皮三十張。狼皮三十張。鹿皮一
斗。獐皮四十五枚。紫貂皮二十
張。鹿皮三十張。狼皮三十張。
鹿皮一段二尺二寸八分。厚八分
七絲。狼革一百張。鹿角十枝。
牛皮甘強。獐皮四十張。獐子四合。
草一千斤。獐革十張。獐子四合。

卷九

コンブ採りをするアイヌ(平沢屏山の繪)



第11図 海獣・熊の皮、鷺の羽

室蘭アイヌのアザラシ漁と鶴鹿の捕獲（江戸後期）

『東蝦夷地図并土人図』盛岡市中央公民館蔵



あざらし



おっとせい



ひぐま



おおわし



いぬわし



おおたか



くまたか

（『原色動物大図鑑』北隆館より）

モウコノウマ(ブシェバルスキーウマ)
Equus przewalskii



(1) 古代交易ルートの前史

海上の交流・交易ルートは古代蝦夷が成立する以前から形成されていた。その様相を古墳時代からみていくと、4世紀、後北C2・D式土器と呼ばれる北海道に主体をおく土器が東北地方でも作られる。宮城県でも古墳文化の土器である土師器に混ざって後北C2・D式が認められている。そして5世紀後半から6世紀初めに、古墳文化の須恵器や鉄器・石製模造品などが太平洋岸・北上川・日本海側のルートで北海道まで運ばれる（註1）。石製模造品は日本海と太平洋岸とでは異なった種類が入っており、ルートによって交易品も一樣ではなかったとみられる。

この時期はそれまで古墳のなかった地域に最北の前方後円墳である角塚古墳がつくられるなど、古墳文化の拡大期でもあった。488年に成立した宋の正史『宋書』によれば、478年の倭王武（雄略天皇か）の上表文に「東は毛人を征すること五十五国」との記述がある。この五十五国は畿内からみた東方を意味し、角塚古墳のつくられた胆沢平野を含む東北や関東地方などをさしていると考えられる。5世紀後半は畿内以外の大形前方後円墳が造営されなくなる一方で、大王墓が巨大化し、畿内の大王の権力が強化し、地方豪族のヤマト王権への服属が明確になる時期である（白石 1999）。この古墳拡大期は、北海道にまで及ぶ交流・交易の拡大期でもあったのである。

そして、6世紀になると南からの須恵器などの供給が減少し、仙台～胆沢平野で前方後円墳の築造が行われなくなる。この地域では、東北南部で6世紀後葉設置の國^{くに}造^{つくり}もおかれなかった。王権秩序からの離脱または疎遠化が進行した時期である（註2）。

(2) 国家政策と連動した交易

古墳拡大期から1世紀以上の間をおいて、7世紀中頃から8世紀初めにかけて金銅製馬具や湖西産須恵器が太平洋岸を通じてもちこまれ、いわゆる末期古墳の副葬品される。この時期には日本海側では渟足・磐船柵が造営されて、阿倍比羅夫の北征がおこなわれている。また仙台市郡山で地方支配の拠点となる^詳の役所がつくられ、坂東などからの移民が盛んに行われるなど、人の流れが活発な時期でもあつた。さらに遣唐使が蝦夷の男女2人を唐の皇帝に献上し、倭国が周辺の諸民族を従えていることを誇示した、まさに国家が外に大きく目を向けた時期であったのである。

この時期に北から東北太平洋側にもたらされたものに錫があり、「北の方頭」も域内で流通し、さらに沈線文土器も地域間交流の中でそれぞれの地域で製作された。活発な交流・交易が行われ、太平洋ルートは重要な交易路であった。なお比羅夫の北征が行われた日本海側では、この時期の交流・交易を示す資料はほとんど確認されていない。

そして、蝦夷が正月に上京朝貢する8世紀に入ると、北からの文物あるいは域内での流通を示す内容は変化する。末期古墳が北海道の石狩低地帯に太平洋ルートを通じて伝わり、「北の方頭」に替わって、上野国などで作られ始めた藤手刀が東北でも広く普及するようになり、さらに蝦夷の朝貢によって、国家側の和同開珎や^{おきわら}鈔^{さし}帯も直接もたらされるようになるのである。

蝦夷の朝貢は、すでに7世紀後半において年ごとの朝貢が行われており、これに対する饗宴は須弥山をかたどった庭園で饗宴が行われるなど祭祀色が強いものであった。8世紀になると正月に上京朝貢し、

新羅や渤海使とともに朝貢に参列するなど朝廷の行事に組み込まれるようになる（今泉 1986）。同時に朝貢に赴いた蝦夷の地域も、東北南部（の北端）から北海道にまで拡大した。

朝貢は北の特産物を貢納するものであったが、その見返りとして、それ以上の**賜給**（饗宴と祿物賜給）が行われるのが常であり、蝦夷にとって交易の要素も多分にもっていた。国家側にとっても朝貢によって北の産物を恒常に確保する目的もあった。

また、この時期には多賀城などの城柵が造営されて、地域支配の強化が図られ、日本海側に秋田城がつくられて渤海国や北方との交渉を国家が掌握しはじめる。この結果、交易の痕跡が7世紀までは点や線であったものが、次第に面としてのひろがりをもつようになる。8世紀後半には末期古墳の変形である円形周溝が日本海側でも営まれるようになって、東北における東西差が希薄化はじめるのもその表れと考えられる。

9世紀になると、北上川盆地や横手盆地北部に城柵がつくられ、官的な遺物として石帶が認められるようになる。石帶は城柵の周辺と、離れた岩手県北部から青森県におもに分布する。城柵出仕などの関係者と城柵の饗給で衣服を賜与された蝦夷が着用、所持していたものと解される。また儀仗的性格をもつ唐様・金銅装大刀も秋田城周辺に集中の蝦夷の墳墓に集中しており、秋田城から賜与されたものであろう。石帶や唐様大刀の分布は上京朝貢が城柵への朝貢に変化したことを裏付けている（註3）。

8世紀末～9世紀初めの延暦年間は、国家側の版図拡大政策が頂点に達し、また住居の構造や土師器坏の軸轉化など、汎東北的な変化が起きた時期でもある。土器による地域差をみると、城柵の設置された地域とそれ以外の地域での差違が顕著になるのも特徴である。

9世紀末～10世紀になると、おもに津輕を拠点とした北方交易の展開がはじまり、須恵器や鉄の生産は北方交易の輸出品として生産されるようになる。生産開始にあたっては秋田城などの意図が働いたとみられるが、専門工人が大量に移住した形跡は認められない。集落は爆発的に拡大するものの、個々の堅穴住居の規模に大小差が認められ、従来の集落内の階層差が維持されているからである（八木2002）。

10世紀後半以降、秋田城が城柵として機能しなくなつてからも須恵器や鉄の生産は継続され、津輕は北方交易の拠点としての位置を保ち続ける。その後、交易の権益は奥六郡安倍氏や奥州藤原氏へと継承されていく。

このように、考古資料からみた交流・交易の動きは、5・7世紀に王權・国家の拡大期と重なるように活発となり、8世紀以降朝貢や地域支配の強化が図られ、汎奥羽的な面的ひろがりをもつようになる。そして9世紀末～10世紀には津輕を拠点とする新たな北方交易が展開されるのである。

(3) 太平洋交易ルート

5世紀あるいは7世紀に認められた交流・交易のルートは、8世紀以降の面的ひろがりをもつようになつても重要なルートとして生き続ける。

『延喜式』に陸奥國の産物と記載された3種類の昆布は東北太平洋岸だけでなく、北海道産も納められており、太平洋ルートによって陸奥國府などに集積されたと考えられる（註4）。熊皮は出羽国だけの産物であることから、北海道からの**雁皮**とみられ、日本海ルートも健在であった。**葦鹿**（アシカ科のオットセイを含む）や獨犴（ラッコまたはアザラシか）の皮は両ルートを通じてもたらされていたとみられる。

これら動植物の採集や狩猟による特産物とは別に、自ら加工、生産した産物も流通させていた。久慈琥珀は古くは原石そのものが搬出されていたが、遅くとも8世紀後半には地元で玉などに加工してから各地に送り出している。太平洋ルートまたは内陸の馬淵川や北上川の河川ルートで運ばれていたか。

また三陸沿岸の幣伊地方で鉄生産が開始されたことは太平洋岸の交流・交易の幅を大きく変えることになった。開始時期は遅くとも9世紀であるが、房の沢古墳の豊富な鉄器をみると8世紀の早い段階から操業されていた可能性が考えられよう。幣伊地方の鉄生産の特徴として、製鉄炉の近くで採取される砂鉄を利用していること、小規模で家内工業的であったが、同一箇所で長期・継続的に経営されたこと、精錬や鍛冶も同一地域内で行い鉄素材だけでなく鉄器の供給元となっていたことがあげられる。

ここで生産された鉄素材や鉄器は少なくとも北の蝦夷社会に流通していたと考えられる。幣伊より北の地域では8～9世紀にはまだ鉄生産が行われておらず、八戸周辺や馬淵川上流域の二戸（爾薩体）などでも住居跡から高い頻度で鉄器や砥石が出土し、鉄の供給が繰り返し行われている。昆布などの太平洋ルートを通じて北海道を含む北の蝦夷社会に供給されたことは容易に想定されよう。福島県の官営工房は鉄の積み出しに便利な潟（ラグーン）を近くにもっており、幣伊もアリス式海岸で宮古湾や山田湾などの良港の近くに立地していることも、流通を容易にしていたとみられる。

このように、太平洋岸は蝦夷社会にとっても国家側にとっても重要な交流・交易ルートであったのである。

註1 第1回作成後、北海道の鉄器について最新の集成を知った（鈴木 2003）。それによれば、4世紀からかなりの鉄器が北海道に移入していたことがわかる。

註2 蝦夷の成立時期については、考古学と文献史学上で諸説がある。近年、国造と前方後円墳の分布を結びつけ、6世紀の仙台～船沢平野において王権の系列に直属しないエリアが生まれていたと理解されはじめてきている（藤沢 2000）。文献史学からの、王権への蝦夷の服属が明らかに6世紀に蝦夷概念が確立するとの説（熊谷 1998）と符合するものである。

註3 城壁への朝貢によって、貢納物が城壁に集積することとなるが、商家にみられるような正倉院がつくられておらず、貢納物の収藏方法が課題となっている。

註4 陸奥国の産物として、『延喜式』民部式では尾布・細尾布・索尾布、宮内省式には昆布・疊昆布、内膳司式には広昆布・細昆布・索昆布が記載されている。昆布や広昆布は幅広のマコンブ、細昆布は細いホソメコンブ、索昆布や疊昆布はやや細く縦れているミツインコンブがそれぞれ該当するとみられる。東北太平洋側ではマコンブ（別の説ではホソメコンブ）一種類しか自生していないので、他の種類は北海道から移入品ということになる。

引用・参考文献

- 今泉隆雄 1986 「蝦夷の朝貢と賛給」『東北古代史の研究』吉川弘文館
宇都則重 2002 「東北部型土器・師器にみる地域性」『海と考古学とロマン』市川金丸先生古稀記念献呈論文集
小嶋芳孝 1996 「蝦夷とユーラシア大陸の交流」『古代蝦夷の世界と交流』名著出版
熊谷公男 1998 「『蝦夷論』と東北論」『歴史の中の東北』河出書房
白石太一郎 1999 『古墳とヤマト政権—古代国家はいかに形成されたか—』文春新書
鈴木 信 2003 「続繩文～瓢文化期の渡海交易の品目について」『北海道考古学』39
高橋誠明 1999 「宮城県における古墳時代中期の土器様相」『東国土器研究』5
津野 仁 2003 「唐様大刀の展開」『研究紀要』11 ところ生産学習文化財団埋蔵文化財センター
日高 恒 2001 「東北部・北海道地域における古墳時代文化の受容に関する一試考」『海と考古学』4
藤沢 敏 2000 「第一章古墳の時代 第二節激動する仙台平野」『仙台市史』通史編二 古代中世
八木光則 2001 「王朝国家期の国郡制と北奥の建郡—奥州五十四郡新考—」『岩手史学研究』84

奈良末・平安初期の氣仙地方

岩手大学人文社会科学部
樋口 知志

奈良末・平安初期の気仙地方

岩手大学人文社会科学部

樋口 知志

はじめに

律令制下における太平洋沿岸最北の郡であった気仙郡の史料上の初見は、『日本後紀』弘仁元年（811）の記事（後掲）であるが、その建郡はいつごろなされたのであろうか。また、気仙建郡はいったいどのような歴史的背景の下で行われ、律令国家は同郡にどのような機能・役割を期待し、担わせようとしたのだろうか。

最近、「厨」字を記されたものをはじめとする大量の墨書き土器を出土した陸前高田市小泉遺跡がにわかに脚光を浴び、律令制下気仙郡に関連する遺跡ではないかと研究者の注目を集めるにいたっている。

本報告では文献史学の立場から、律令制下気仙郡の成立に関わる二、三の問題について考察を行いたい。同遺跡そのものや出土墨書き土器についての理解を深めるための一助ともなれば、望外の幸いである。

I 三十八年蝦夷合戦と気仙地方

桃生城襲撃事件と気仙地方の蝦夷 奈良末期の宝亀5年（774）に勃発した海道蝦夷による桃生城（宮城県河北町）の襲撃事件から平安初期の弘仁2年（811）における文室綿麻呂の征夷にいたるまで、蝦夷社会と律令国家との間で、足掛け38年にもおよぶ合戦が展開された。本報告ではこれを三十八年蝦夷合戦と称することにする。

三十八年蝦夷合戦の戦端を開いた海道蝦夷による桃生城襲撃事件について記録した『統日本紀』宝亀5年7月壬戌（25日）条を次に掲げる。

壬戌、陸奥国言さく、「海道の蝦夷、忽に徒衆を発して、橋を焚き道を塞ぎて既に往来を絶つ。桃生城を侵してその西郭を敗る。鎮守の兵、勢支うこと能わず。国司事を量りて、軍を興しこれを討つ。但し、未だその相戦いて殺傷する所を知らず」ともうす。

このとき桃生城を襲撃した海道蝦夷たちの中に、気仙地方の蝦夷が加わっていたかは史料を読むかぎりは定かではないが、やはりその可能性はかなり高いものと思われる。というのは、桃生城は河口にそれほど遠くない北上川下流域に立地しており、やや川を遡上して津山町柳津あたり（新旧北上川の合流地点）から東浜街道（現国道45号線）を進めば、気仙地方への玄関口ともいべき志津川湾にいたる。桃生城は、海道の陸路や河川交通、海上交通を介して海道蝦夷の全地域を管轄する城柵であり、後述のように交易に関わる重要な機能をも担っていたと見られるから、豊富な海産物など北方の諸産物を交易入手するうえでの一大拠点地域であったと見られる気仙地方に居住していた蝦夷も、またこのころ

同城の支配下にあったと考えてよいであろう。

三十八年蝦夷合戦の開戦原因をめぐって ここで三十八年蝦夷合戦の開戦原因について少し考えてみたい。天平宝字3年(759)に造営の成った桃生城・出羽国雄勝城(所在地不明)、神護景雲元年(767)に造営された伊治城(宮城県築館町)の3城柵が、それまでの蝦夷社会と律令国家との「暗黙の国境線」を北に踏み越えて建置されたことが開戦の遠因をなしているのではないかとの見解が既に提示されており、たいへん示唆に富んだ指摘であるといえるが、最も新しい伊治城でさえ桃生城襲撃事件の7年も前に成っていることを見れば、そのことじたが開戦の直接的な原因であったと見ることはかなり困難なようと思われる。

ここで注目すべきなのは、伊治城造営の2年後の神護景雲3年(769)ころから陸奥国内でかなり大きな社会変動が生じていることである。すなわち、(1)坂東8か国を中心とした他国から桃生・伊治城下に大量の移民が投入され(『続日本紀』[以下同じ]神護景雲3年正月己亥〔30日〕条、2月丙辰〔17日〕条、6月丁未〔11日条〕)、(2)陸奥国大國造の地位にあった道鷗嶋足の申請によって、陸奥国内諸郡の豪族計64人に新たな氏姓が与えられ(同年3月辛巳〔13日〕条)、(3)杜鹿郡の俘囚大伴部押人をはじめとして黒川以北十郡の俘囚約4000人が公民身分に編入されているのである(同年11月己丑〔25日〕条、宝亀元年4月朔〔1日〕条)。

宝亀元年(770)には、宇摩迷公宇屈波宇という蝦夷豪族(岩手県北部の譜代蝦夷族長か?)が、「一、二の同族を率いて必ず城柵を侵さん。」と掲言して自らの本拠地に逃げ帰るという事件が起こっているが(同年8月己亥〔10日〕条)、上記の社会変動は宇屈波宇の抱いた不満・反発とも深く関わっていたことであろう。彼が城柵下(桃生城か伊治城のどちらかであろう)に居住していたのは本来それにともなう何らかの見返りがあったためと見られるが、城柵下の移民系住人や、坂東諸国、陸奥国中・南部に本貫をもつ豪族、俘囚身分を免じられた黒川以北十郡の豪族などの積極的な北方経営への進出によって、彼の既得権益が侵されるなどの事態が生じていたのではなかろうか。このことはいきおい、三十八年蝦夷合戦そのものの開戦原因とも直接関わってくるものであろう。

新たな対蝦夷交易体制 坂東に目を転じると、海道蝦夷の桃生城襲撃事件のわずか1年前に日下部姓から改姓された安倍猿嶋一族(宝亀4年2月癸丑〔8日〕条、「宝亀4年太政官符案」『大日本古文書』21の272頁)のことが大いに注目される。同氏は下總国猿嶋郡中心部(現茨城県古河市周辺)を拠点とする豪族であるが、同郡地域は旧利根川水系と常陸川水系という二大水系を結接する交通の要衝に位置し、両河川を介して東山道・東海道の陸上交通や太平洋海上交通ともつながっている。律令国家による安倍猿嶋一族の重用は、明らかに同氏に対する交通機能面での多大な期待を意味するものであろう。

既にこれまでにもたびたび指摘されてきたように、陸奥国の調庸物は神護景雲2年(768)に十年に一回京進すこととされたのち、さほど年月を経ない頃に、すべての調庸物が陸奥国現地で消費される体制に移行したものと見られる。そして京進されず現地に留められた調庸物(主品目は米と布)は城柵における朝貢・賛給を通じた公交易のための財源として位置づけられることとなり、また「延喜式」民部式下に見える交易雑物の制度(原則として正税利権を財源とする)が成立したのもほぼその頃であったと考えられる。つまりちょうど三十八年蝦夷合戦開戦前夜の時期に、北方産品の需要が飛躍的に増加したことが推察されるのである。

伊治城造営後の陸奥国内における社会変動として前に挙げた(1)～(3)の3点や、坂東における安倍猿嶋一族の台頭などの現象は、三十八年蝦夷合戦開戦直前のこの時期に、北方産品の収取量増大を図る律令国家主導の下で、新たな対蝦夷交易体制の創出がめざされていた情況を前提として理解すべきものではなかろうか。北方産品の需要が急増するにともない、交易そのものに従事する人々や、夥しい貨物を都まで運ぶための運輸機能の担い手などが数多く必要とされるようになるのである。

そもそも桃生城は北上川水運を、伊治城は東山道の陸路を直接押さえて制御下に置く交通の要衝に位置しており、陸奥・出羽両国を結ぶ幹線路上の拠点に位置したと見られる雄勝城もあわせた三城柵は、いずれも対蝦夷交易を強く意識して造営されたものであった可能性が高い。おそらく三十八年蝦夷合戦の勃発においては、こうした新たな対蝦夷交易体制が創出される過程で生じたさまざまな交易上のトラブルが大きな原因となっていたと考えられるのではないかろうか。気仙地方の蝦夷も関与したと見られる海道蝦夷の桃生城襲撃事件じたいも、そうした情況下において発生したものであったと考えておきたい。

延暦八年の征夷 延暦8年(789)の征夷は、胆沢蝦夷の猛将アテルイが征東大將軍古佐美率いる征夷軍を相手に華々しい戦果を挙げたことで有名である。すなわち『続日本紀』同年6月甲戌(3日)条によれば、アテルイらの胆沢蝦夷の軍勢は、衣川營(衣川村)を発して北上川の両岸を北上して進軍していた計6000余の征夷軍を、地の利を生かした巧みな戦術によって翻弄し、これに壊滅的な打撃を与えたことが知られる。

なおこれまででは、同年の胆沢地方における蝦夷軍と官軍との合戦はこれ一回のみと考えられてきたが、実は6月下旬から7月上旬までの間に二度目の合戦が戦われたものと見られる。というのは、官軍がアテルイらに大敗を喫した戦いにおける官軍側の死傷者が戦死(純粋の戦闘死)25人(=a)、溺死1036人(=b)、矢傷を負った者245人(=c)、裸身で泳ぎ逃れた者1257人(=d)であった(6月甲戌条)のに対して、7月17日付で発せられた桓武天皇の勅で指摘されている被害状況を見ると、戦死者は「千有余人」とあって数字がほぼ合うものの(a+b=1061)、戦傷者については「その傷害せらるる者殆ど二千ならん」とあって(『続日本紀』同年7月丁巳[17日]条)、上記のcとdを合わせた数字を遥かに越えてしまうのである(dのすべてが戦傷者とは見られないで、巣伏村の戦いで実際の戦傷者はc+d=1502をかなり下回るものと考えられる)。

また桓武天皇の勅は、同年の合戦で官軍が「賊首八十九級」を挙げたことを指摘しているが、この首級の数はアテルイらに大敗を喫した戦闘の際の戦果と見るには多大にすぎるといわざるを得ない。そのときの官軍側の純粋な戦闘死者は25人にすぎず、『続日本紀』に記されている戦闘の経過を見ても、この一戦だけでそれほどに多くの蝦夷の首級を挙げ得たとはいさか考えがたいのである。

なお征東大將軍古佐美のもとに、彼がアテルイらに大敗を喫したまま軍を解散しようとしたことを大いに叱責する桓武天皇の勅が届いたのは6月中旬のことと推察されるが、古佐美はその後軍を解散せずに現地に留まり、7月10日には朝廷に上奏して「いわゆる胆沢は、水陸万頃にして、蝦夷生きながらえり。大兵一擧して、忽ち荒墟となる。」と胆沢地方の蝦夷を大いに撃つことを報じている(7月丁巳条)。桓武天皇はこの言葉を信用せず「浮説」と難じたのであるが、先に見た6月段階と7月段階での戦傷者数や戦死者数の齟齬に鑑みるならば、6月下旬から7月上旬までの間に第二の戦闘があったと考えるのが

至当である。桓武天皇の激怒を知った古佐美が20日あまりもの間、まったく無為のまま現地滞在を続けていたというのもかなり考えがたいことではなかろうか。

おそらく古佐美は、桓武天皇の自分に対する予想外の激怒・罵倒に驚き、天皇の征夷への多大な期待に対してせめてもの面目を示さんのために、まだ無傷であった主力軍を用いて第二次進軍を敢行したものと見られる。そしてその結果は、アテルイら胆沢地方の蝦夷社会の側にも相当な戦禍をもたらしたものと見るべきであろう。

気仙地方への進軍 延暦8年の征夷の真相をめぐって少し深入りしすぎてしまったが、実は同年の征夷は太平洋岸の海のルートによって気仙地方にまでおよんでいたと見られるふしがある。

というのは、古佐美の7月10日付奏状に「しかのみならず、軍船纜を解きて舳艤百里、天兵の加うる所、前に強敵無く、海浦の窟宅、また人烟に非ず。山谷の巣穴、ただ鬼火のみを見る。慶快に勝えず。」などと見えており（7月丁巳条）、軍船の船団による「海浦の窟宅」すなわち海浜部に住む蝦夷の村々に対する征夷が、内陸部（山道）での征夷と同時並行的に行われていたらしいことが窺えるからである。また古佐美のこの報告に対して桓武天皇は、「また浜成ら賊を掃い地を略すること、やや他の道より勝れり。但し『天兵の加うる所、前に強敵無く、山谷の巣穴ただ鬼火のみを見る』というに至りては、この浮説、まことに過ぎたりとす。」と述べており（同上）、このルートで進軍していたのは征東副將軍多治比浜成の軍勢であったことが文脈上明らかである。

海路での征夷について考えるとき思い浮かぶのは、安房・上総・下総・常陸4か国に船50隻を購入させ、陸奥国に配備させたことを伝える『続日本紀』宝亀7年(776)7月己亥[14日]条の記事である。また延暦8年の征夷においては、52800余と見られる征夷軍の軍勢は3月9日に多賀城を発するとただちに「道を分けて賊地に入」ったとあり（『続日本紀』同年3月辛亥[9日]条）、おそらく浜成の軍勢は多賀城を発ったのち、陸奥国府の外港である瓶釜湾の港津からこれらの軍船に乗り込み、海路での征夷をめざし太平洋岸を北上したのであろう。

浜成の率いる船団は、まず牡鹿半島を経由し、桃生郡の太平洋沿岸部を航行、各地で律令国家の威武を示しつつ、実戦よりは威嚇をともなう懐柔の方法で征夷を行ったのではないかだろうか。そしてそうした征夷はこのとき、広田湾や大船渡湾などの気仙地方にまでもおよんだ可能性がある。

太平洋沿岸部に対する征夷としては、坂上田村麻呂を征夷大將軍とした延暦20年(801)の征夷の際の閉伊村（閉伊地方）への軍事行動のことが知られているが（『日本後紀』弘仁2年12月甲戌[13日]条）、延暦8年における桃生・本吉・気仙地方への征夷はその先駆としての位置付けを与えられるべきものであろう。

II 気仙郡の成立をめぐって

気仙郡の初見史料 気仙郡のことが史上に初めて現れるのは、『日本後紀』弘仁元年(810)10月甲午[27日]条においてである。

甲午、（中略）陸奥國言さく、「渡鷲の狹二百余、部下氣仙郡に來着するも、當國

の管する所には非ず。これを歸り去らしめんとするに、狄等云わく、『時是れ寒き節にて、海路越え難し。願わくは来春にいたりて本郷に帰らんと欲す』てえり。』ともうす。これを許す。留住の間は、宜しく衣・糧を給うべし。

同年の晚秋、渡島の狄すなわち北海道に住む蝦夷たちが陸奥国気仙郡に來着した。報を聞いた陸奥国は所管外を理由にただちに帰郷させようとしたが、狄たちから海の風ぐ来春まで現地に滞在したいとの申し出を受けた。陸奥国はその旨を中央政府に報告、結局中央政府の判断により狄らの現地滞在が許可され、滞在期間中は衣類や食料を支給すべきことが決定された。

この史料を一見すると、渡島の狄の來着があたかもこのときたまたま起こった珍事にすぎなかったように読みなくもないが、決してそうではないであろう。この場合、狄の人数が200余とたいへん多かったうえ、越冬まで長期間にわたって彼らに衣類や食料を支給せねばならず、かなり多大な国衙正税の財源を必要とするような特別な事態であったために、たまたま記録が残されたのであろう。おそらく當時気仙郡には、渡島の蝦夷たちが数多く交易などの目的で頻繁に船に乗って往来していたのではなかろうか。

内陸部諸郡との比較 上記史料によって、気仙郡は弘仁元年までに成立していたことが明らかだが、参考のために内陸部の諸郡の成立時期について見てみたい。

まず現岩手県最南部の郡であった磐井郡については、史料上成立時期は不明である。その北側に位置する胆沢・江刺の2郡については、胆沢郡の初見が延暦23年(804)で（『日本後紀』同年5月癸未〔10日〕条）、おそらく両郡とも同21年(802)の胆沢城造営にともなってその後間もなく建てられた郡であったと見られる。さらにその北方の和我・葎縫・斯波の3郡は『日本後紀』弘仁2年(811)正月丙午〔11日〕条に建都記事があり、これら3郡は気仙郡よりも遅れて成立したことが明らかである。和我・葎縫・斯波3郡は、延暦22年(803)年に造営された志波城（弘仁3年に南遷して徳丹城となる）の下に治められていた地域にあたり、気仙建郡が城柵による直接支配を受けていた北上盆地中・北部での建郡よりも早期に行われたというには、やや意外な感すらする。

なお内陸部の諸郡の中で、古代史上気仙郡と最も関わりが深いのは磐井郡であると考えられる。磐井郡を「胆沢（城下）3郡」のうちの1郡として胆沢城造営段階に建都されたものと見る学説もあるが、私は磐井郡は胆沢・江刺両郡とは基本的に性格が異なり、成立時期をも異なるものと考える。

というのは、胆沢・江刺両郡が胆沢城膝下の地域を北上川本流を境に東西に分けて2郡に分けるかたちで成立したと見られるのに対して、磐井郡はまったく郡域編成の原理が異なり、北上川本流に西流する砂鉄川・千厩川・黄海川と東流する衣川・磐井川・金流川といった諸支流の水系をあわせた東西に長い郡域を有しているからである。とくに砂鉄川・千厩川を遡上すれば、陸前高田市や気仙沼市方面に向かう連絡路に通じているのである。この点は、気仙郡の成立の問題を考えるうえで、磐井郡の存在がきわめて重要な位置を占めていることを示唆するものであろう。

磐井郡と気仙郡の成立 ここでひとまず、気仙郡と関わりが深いと見られる磐井郡の成立の問題について考えたい。

同郡の成立を考えるにあたってまず注目すべきなのは、延暦8年の征夷の際に、紀古佐美率いる官軍が、のちに磐井郡と胆沢郡の郡境となる衣川までは難なく達しているうえ、

川を渡ったすぐ北側に軍營を置いていることである。この段階において、磐井地方にはさしたる抵抗勢力が存在せず、比較的国家の支配下に治まりやすい地であったことが窺われる。

なお、このときの征夷においては遠田郡（田夷と呼ばれる稻作を営む蝦夷系住民によって構成されていたいわゆる田夷郡）の郡領であった遠田公押人が官軍側に従軍していたことが窺われるが（『続日本紀』延暦10年[791] 2月乙未〔5日〕条）、彼と関わりが深かったと見られる同都在住の蝦夷系豪族には、のちに陸奥磐井臣の姓を賜った竹城公金弓らがいた（『日本後紀』弘仁3年[812] 9月戊午〔3日〕条）。金弓らは当時遠田郡の住人ではあったが、元来は磐井地方に本拠をもつた蝦夷豪族の一族に属していたのであろう。延暦8年の征夷の頃にも、磐井地方には律令国家と親和的な蝦夷系住人が少なからず存在していたと見てよかろう。

延暦8年に次ぐ征夷は同13年(794)の征夷であるが、それは征軍10万という未曾有の規模で行われた（『日本後紀』弘仁2年5月壬子〔19日〕条）。征夷大將軍大伴弟麿の報告によれば、「斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、焼落七十五處」の戦果が挙がったといい（『日本紀略』延暦13年10月丁卯〔28日〕条）、このときの征夷によってアテルイら胆沢蝦夷の抵抗勢力はかなり弱体化したものと考えられる。なお既に延暦11年(792)頃から、かつて胆沢勢力と同盟関係にあった宇摩米（迷）公・爾散南公一族や斯波村の蝦夷勢力が律令国家側に帰服したり（『類聚国史』同年正月11日条、11月3日条）、それまで胆沢の蝦夷勢力に加勢して山道の陸路を遮断していた伊治（栗原）村の蝦夷勢力が官軍によって排除される（同、正月11日条）など、胆沢の蝦夷勢力を孤立化させる動きが進行していたが、延暦13年の征夷の結果、こうした趨勢はほぼ決定的なものとなっていたようである。

また磐井地方に南接する伊治（栗原）地方では、宝亀11年(780)の伊治公皆麻呂の乱によって失陥させられた伊治城が、ついに延暦15年(796)に復興されている（『日本後紀』同年11月己丑〔2日〕条、同月戊申〔21日〕条）。

以上の諸点に鑑みれば、磐井建郡は伊治城復興にともなう伊治（栗原）郡の再建と一体の施策として、延暦15年以降それほど経ないころに行われたと見るのが、最も穏当なのではないだろうか。なおそれは、降っても胆沢城が造営された延暦21年(802)よりは前のことをであったと見るべきであろう。

一方の気仙郡については、延暦8年に軍船を用いた海路での征夷が氣仙地方にまで及んでいた可能性があることから、その建郡時期はおよそ同年以降、弘仁元年以前の21年間のうちに求められる。なお気仙郡のような太平洋岸の最北端に立地する郡の場合、その建郡の前提として、支配機能維持のために交通路を介した内陸部の郡による後方支援が必要なようにも思われるが、磐井建郡とほぼ同時に建郡された可能性もあるが、あるいはそれよりも若干新しいものと見るべきであるかもしれない。その建郡の時期は、胆沢城造営にともなう胆沢・江刺建郡とほぼ同時くらいか、あるいはそれよりも若干古くに遡る可能性もあるように思われる。

気仙郡の郡域 —— 『和名抄』郷名をめぐって —— 承平年中（931～938）に成立したといわれる漢語辞書『和名類聚抄』（『和名抄』）には、気仙郡の郷名として氣仙（けせん）郷・大嶋（おおしま）郷・氣前（けのさき）郷の3郷が記されている（高山寺本には

氣前郷なし）。これら郷名の現地比定については諸説あるようだが、以下私なりの考察を提示したい。

まず氣仙郷は郡家所在地の周辺にあったと考えられ、また氣前郷は国郡郷名の通例から類推すれば、陸路ぞいに見て都に近いほう、すなわちこの場合氣仙郷より南方に位置していたと見られる。残る大嶋郷はその名から見て、宮城県氣仙沼市の大島周辺の他には考えがたいように思われる。なお大嶋郷を氣仙沼市の大島に比定する考え方に対しては、『延喜式』（養老律令の施行細則を集成した法典で延長5年[927]成立）の神名帳に桃生郡6座の中に計仙麻（けせま）大嶋神社が挙げられていることを根拠に反論が寄せられそうだが、その点の説明に関しては後述する。

郷名比定に関する現段階での私案は次のようにある。まず氣仙郷は3郷中最も北に位置し、太平洋沿岸における北方地域との交易・交流拠点としての港津を擁する広田湾奥部の陸前高田市域に比定できよう。また大嶋郷は気仙沼市の大島を含む同市域東北部、氣前郷は気仙沼湾西岸の同市域南西部から三島古墳が所在する宮城県本吉町北部にいたるあたりに所在したものと想定しておきたい。そしていわゆる海道の陸路は、南から本吉町沿岸部（氣前郷）の海岸線近くを北上して気仙沼湾奥部（大嶋郷）に入り、そこからは大川の支流八瀬川を遡る内陸の道（途上に塚沢横穴古墳群がある）を北上して陸前高田市域（氣前郷）に入り、矢作川沿いに下って広田湾に達するというルートを取っていたのではなかろうか。氣仙郡家の所在したと見られる氣仙郷は、海道陸路の終点に位置していたと見られるのである。

以上の私の郷名比定によれば、平安初期成立の氣仙郡は後世の同郡の郡域よりも若干南に寄っていたことになる。だが、郷というのは調・庸などの課役負担を負う内国から移住してきた公民たちによって構成されていた行政村のことなのであって、氣仙郡の統轄下にあった蝦夷たちの村々の所在地は、氣仙郷より北方の地域にも大きく広がっていたものと見られる。またそもそも氣仙郡は太平洋岸最北の郡として、北側の境界線をもたないことに特徴を有する郡であった可能性も多分にあるようと思われる。

気仙地方の式内社 『延喜式』の神名帳には律令制下気仙郡所管の気仙郡三座として、理訓許段（りくこだ）神社・登奈孝志（となかし）神社・衣太手（えたで）神社の3社が挙げられている。理訓許段・登奈孝志・衣太手3社は、現在陸前高田市氷上山山頂に合祀されているが、本来それぞれの神社がどこにあったのかは不明である。

なお同じ延喜神名帳には、桃生郡六座の中に計仙麻大嶋神社の名が見え、また牡鹿郡十座の中にも大嶋神社・計仙麻神社の2社が見える。よく知られているように延喜神名帳にはさまざまな問題点があり、この場合も計仙麻大嶋神社が桃生郡所管神社に、大嶋神社が牡鹿郡所管神社に挙げられているからといって、氣仙郡成立時に気仙沼市の大島がその領域に含まれていなかったということにはならない。というのは、延喜神名帳にはとくに神社の所在郡について、かなり古い時期の実態を示す記載が未修正のまま載録されているところが少なからずあるのである。この場合も、桃生郡六座のうちに見える計仙麻大嶋神社と牡鹿郡十座のうちに見える大嶋神社とは同じ地に祀られた神社のことであると見るのが正しく、つまりは桃生郡六座は氣仙郡成立以前の同郡所管の神社、牡鹿郡十座は桃生郡成立以前（桃生郡の成立時期は天平宝字4年[760]以降で、それまでは牡鹿郡が太平洋岸最北の郡だった）の同郡所管の神社のリストであると解せば、記載上の矛盾が最も合理的に

説明づけられるのである。とすれば、計仙麻大嶋神社・大嶋神社ともに氣仙沼市の大島に所在したものと見てまったく問題はなく（牡鹿郡所管の頃の大嶋神社・計仙麻神社の2社が桃生郡所管の頃に併せられて名神大社の計仙麻大嶋神社となったか）、計仙麻大嶋神社は、平安初期に桃生郡の北部から氣仙郡が分離して一郡となるのにともなって、氣仙郡の所管に移されたものと考えられる。

一方神名帳の氣仙郡三座に関してであるが、律令制下氣仙郡の領域内にあった神社の名が神名帳では桃生郡の項に見えること、平安初期の氣仙郡域が北側の境界をもたなかつたと見られることなどからすれば、これらの所在地を必ずしも中世以降の氣仙郡域内に求めなくともよいように思われる。

まず理訓許段神社の「理訓許段」とは「理訓（りく・りき）」の「許段（こたん、アイヌ語のコタン=村）」のことであると解される。やや北にすぎるかもしれないが、宮古市老木（ろうき）が「理訓」の遺称地ではなかろうか。老木は閉伊川下流右岸に位置し、鎌倉末期以降に「呂木（ろき）」として所見する。田鎮城以前の閉伊氏の根拠地であった呂木城が築かれた地としても知られ、閉伊川をやや下った対岸には終末期古墳群である長根古墳群がある。

また登奈孝志神社の「登奈孝志」は、「永正五年（1508）馬焼印図」に閉伊地方の馬牧名として見える「ツナコシ」がこれに相当する地名ではなかろうか。『日本馬政史』一はツナコシが「焼印図」の記述や同じ箇所に見られる他の地名などから閉伊川より南方の閉伊郡内の地名と考えられると指摘したうえで、これを山田町の船越に比定している。船越は鎌倉期以降閉伊氏ゆかりの地で、南北朝期に南朝の陸奥国司であった北畠顯成の船越御所が置かれた地といわれている。「ツナコシ」と「登奈孝志」は音が近く、それが船越に当たるかは措くとしても、登奈孝志神社が閉伊地方南半部に所在していた可能性は十分に考えられるように思われる。

このように氣仙郡3社のうち理訓許段・登奈孝志両神社は後世閉伊郡が置かれた地域にあった可能性がある（衣太手神社はまったく所在地不明）。とすれば、平安初期に設置された氣仙郡は、氣仙地方のみならず閉伊地方の蝦夷社会をも管掌下に置いていた可能性が出てくるのである。

III 氣仙郡と北方社会

対北方交易・交流の玄関口 氣仙郡は8世紀最末期か9世紀最初頭に成立したと見られる太平洋岸における律令制下最北の郡であり、氣仙地方の北に位置する閉伊地方の内に郡が設置されるのは平安末期頃のことである。ところが、閉伊地方には宮古市長根古墳群や山田町房の沢古墳群といった7、8世紀代のいわゆる終末期古墳群があり、既に氣仙郡成立よりも前から古代国家支配領域との間で盛んな交流のあったことが知られる。

宮古市長根古墳群では、蕨手刀などの刀劍類や和同開珎・ガラス玉といった古代国家支配領域側の文物とともに、錫製劍・北方系の土師器（頸部に銅鏡状の文様を施したもの）といった北方社会系の文物が出土している。また山田町房の沢古墳群でも、蕨手刀などの刀劍類や馬具・東海地方産須恵器といった国家支配領域側の文物と、北方系の土師器が出

土している。7、8世紀の終末期古墳の時代に、太平洋岸の海路を介した南北の地域との密接な交流があったことが窺えるのである。

前掲の『日本後紀』弘仁元年(810)10月甲午〔27日〕条によれば、氣仙郡は北海道島に居住するいわゆる渡鷲の蝦夷との関わり合いにおいても決して浅からぬものがあったと見られるが、なお北海道の道央低地帯にも東北地方北部のものとほぼ同様の終末期古墳群が存在し（恵庭市茂漁古墳群・江別市後藤古墳群など）、最近の研究では北海道への古墳文化伝播は日本海岸ルートではなく太平洋岸ルートによってなされたものと考えられるようになってきている。従来、渡鷲の蝦夷社会との交易・交流については、ともすれば日本海側の秋田城のみがそのための機能を独占していたかのような描かれ方がなされてきたのであるが、岩手県沿岸地方の終末期古墳群や後述する製鉄遺跡などの存在を考慮に入れるならば、氣仙郡や閉伊地方を経る太平洋岸のルートを通じた対北方交易・交流もまた、かなり古い段階から活発に行われていたと見るべきであると思われる。

『延喜式』の交易雑物 『延喜式』の民部式下には、交易雑物という名目で諸国から都へ貢進される物品の一覧が掲げられている。そこに挙げられた陸奥国の交易雑物の品目は次の通りである。

葦鹿皮、獨犴皮の数は得るに隨え。砂金三百五十両、昆布六百斤、索昆布六百斤、綿昆布一千斤。

葦鹿皮はアシカの皮革であり、寒冷な海に生息する海獣で近代まで日本海北部を中心に捕獲獵が行われていたところの、現在絶滅種であるニホンアシカの皮革と見られる。また獨犴は『和名抄』によれば「胡地の野犬」のことであるとされるが、北海道ではアザラシのことをトッカリと呼び、美しい毛皮が珍重されるゼニガタアザラシやゴマフアザラシのことではないかと思われる。ともに主に渡鷲（北海道）方面からもたらされる産物の可能性が高いものと見られる。

砂金は岩手県内、とくに気仙地方など太平洋沿岸地域で多量に产出されたと見られる。また昆布は『和名抄』に「比呂米（ひろめ）、一に云わく衣比須女（えびすめ）」とあって、幅の広いマコンブのことと思われる。索昆布はミツイシコンブ、綿昆布はホソメコンブのことであろうか。これら昆布類の産地については岩手県沿岸部（三陸海岸）を見るのがこれまで一般的であったが、いずれの種類も現在良質のもの多くは北海道産であるので、渡鷲の蝦夷によってもたらされたものもかなり多量に含まれていた可能性がある。

このように、延喜民部式の陸奥国交易雑物に見える品々には北海道の产品や岩手県沿岸地方の产品と思われるものがめだち、陸奥国がこれらの品々を入手するうえで、太平洋沿岸最北部の官衙である気仙郡が果たした機能はきわめて大きかったものと推察される。一般には対北海道交易の拠点は出羽国の中城城であったとされることが多いが、延喜民部式に見える出羽国交易雑物は熊皮（20張）と葦鹿皮・獨犴皮（「数は得るに隨え。」）であり、陸奥国交易雑物は少なくとも北海道产品の取扱量で見るかぎりは決して出羽に劣ってはいないのである。中城城に比肩し得るほどの北海道产品の盛んな取引が、正に気仙郡下において実際に行われていたと見るべきなのではなかろうか。

鐵と海上交通 宮古市・山田町・大槌町には、8世紀代以降の古代製鉄関連遺跡が多数分布している。それら閉伊地方の製鉄施設で生産される鉄製品がいったい何のためのものでその流通の実態はどのようなものであったのか、また気仙郡はこれら閉伊地方の鉄生産施設と

如何なる関わりをもっていたのか、といったことが問題になってくる。

山田町の上村遺跡では、多数の炭窯跡・鉄製鍊炉・鋼精練炉跡・鍛冶炉跡がトン単位の大量の鉄滓や砂鉄、ふいご羽口など豊富な遺物とともに発見されており、うち鉄製鍊炉9基と鍛冶炉2基は奈良時代の8世紀後半頃のものと推定される。9世紀代に入ても操業を続いている。

9世紀代やそれ以降になると製鉄遺跡の数は増え、沿岸地方の製鉄業はいっそうの広がりを見せてくる。宮古市の島田II遺跡は10世紀代を中心とする大規模な製鉄遺跡であり、鉄製鍊炉跡・鍛冶炉跡や数多くの炭窯跡・竪穴住居跡を検出、鉄鐵や鉄製大型釣り針なども出土している。

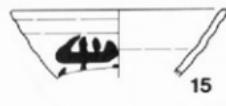
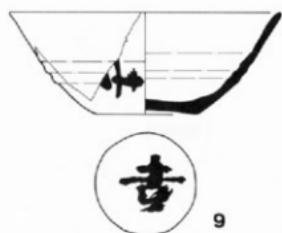
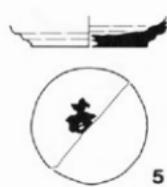
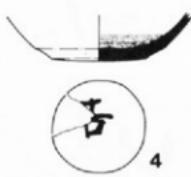
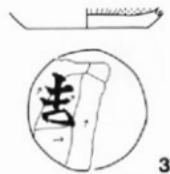
これらの古代製鉄遺跡の所在する地域は、先に述べた延喜神名帳所載の気仙郡3社についての考察を前提とすれば、9世紀段階にはおそらく気仙郡の管掌下にあったものと見られる。とすれば、これら閉伊地方の製鉄施設は何らかのかたちで気仙郡の統轄を受けており、それらの施設で生産された鉄製品の管理・流通にも気仙郡家が深く関わっていたと見るのが、それなりに自然である。そしてそれら鉄製品の主な用途としては、気仙郡下での対北方交易における支払い手段に充てられていたのではないか、ということが考えられてくる。つまり、延喜民部式の陸奥国交易雑物に見える北方産物などを交易によって入手するうえで、閉伊地方産の鉄製品がそれらに対する支払い手段として多量に支出されたのではないかと考えられるのである。

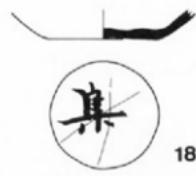
王朝国家期の気仙郡 なお10世紀以降にも、陸奥守や鎮守府將軍に任じられた受領層貴族が陸奥国現地で、熊（ヒグマ）・海豹（アザラシ）・貂（テン）の毛皮や鶴羽など北海道産と見られる珍奇な品々を大量に入手して都に持ち帰ったり、摂政・閔白への贈り物に用いたりしているが、これらの品々の調達過程においても、気仙郡の支配機能や、その管掌下にあったと見られる閉伊地方の製鉄施設が深く介在していた可能性が高いものと推察される。

さらに後世の話になるが、いわゆる前九年合戦の顛末について記した戦記物語である『陸奥話記』には、気仙郡司として金為時が登場する。為時は、源頼義の命をうけ、太平洋の海路を用いて、鮑屋（かんなや）・仁土呂志（にとろし）・宇曾利（うそり）の住人たちを配下に従える安倍富忠に安倍頼時・貞良を討たせるための政治工作を行った。11世紀の中頃から後期のころにいたっても、気仙郡が依然として北方社会に対する太平洋交通の最前線の拠点であったことが明らかである。それと同時に、為時の同族と見られる金氏の勢力が、陸路によって気仙地方と緊密に結びついていた磐井地方にも深く根を張っていたことも同書の記述から明確に窺い知られるのであり、金氏一族の存在を介して太平洋交通が北上川流域の奥六郡地方を縦断する陸路交通・北上川河川交通と直接結接していた様相もまた浮かび上がってくるのである。あるいはこの点は、いわゆる前九年合戦の眞の開戦原因は何であったかという問題とも深く関わってくるように思われる。

なお平安初期以降の時期に気仙郡や周辺地域に形成された交通網の具体的な様相やその歴史的展開のありようなどについては、今後あらためて考察してみたい。

陸前高田市 小泉遺跡出土文字資料





18



19



20



21



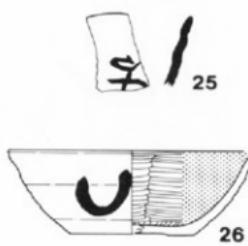
22



23



24



25



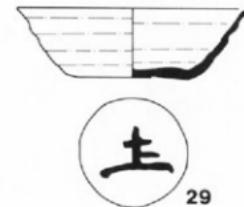
26



27



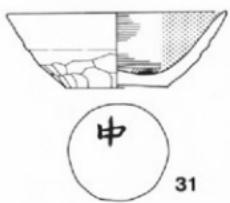
28



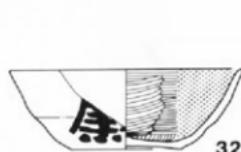
29



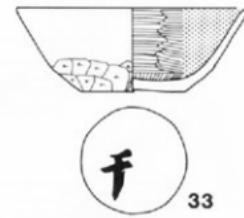
30



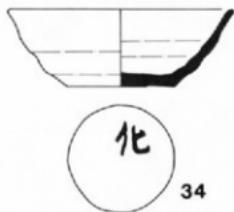
31



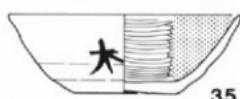
32



33



34



35



36

法政大学国際日本学サテライトシンポジウム資料集
「海の蝦夷—小泉遺跡が語りかけるもの—」

発行日 2003年8月16日
発 行 陸前高田市教育委員会
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字館の沖 110
TEL 0192-54-2111 FAX 0192-54-4411
編 集 法政大学国際日本学研究所
〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1
TEL 03-3264-9682 FAX 03-3264-9884
印刷・製本 株式会社エイチ・ユー
